

交換に如何に便宜が與えられても多過ぎるといふことは無い、蓋し凡ゆる種類の資本が、國の生産を増加する爲めにそれを最もよく使用する者の手に入るようになるのは、かかる手段によるものであるからである。セイ氏は問う、「何故に一個人は其の土地を賣らんと欲するのであるか？ それは彼が、其の資金がより生産的となるべき他の用途を考えているからである。何故に他の人はこの同じ土地を買わんと欲するのであるか？ それは、彼に餘りに僅かしか齎さず、又は用途がなく、又は彼が其の使用を改善し得ると考へる、或る資本を用いんが爲めである。この交換は一般所得を増加せしめるであらうが、それは蓋しこれ等の當事者の所得を増加せしめるからである。しかし若し、賦課がこの交換を妨げる程に過大であるならば、それは一般所得のこの増加に對する障害である。』(編者註)しかし乍らこれ等の租税は容易に徴收される、そしてこのことは多くの人々によつて、其の有害なる結果に對する幾らかの補償を與へるものと考へられるであらう。

(編者註) 經濟學、第三篇、第八章、三〇九頁。

第九章 粗生生産物に對する租税

(五六) 本書の前の部分に於いて、私は、穀價は何等地代を支拂わない土地のみに於ける、又は寧ろ何等地代を支拂わない資本のみを以てする穀物の生産費によつて左右される、という原則を、望むらくは満足に、樹立したから、生産費を増加せしめるものは如何なるものも價格を騰貴せしめるであらうし、それを減少せしめるものは如何なるものも價格を下落せしめるであらう、ということになるであらう。より貧弱な土地を耕作し、又は既耕地え一定の附加的資本を用いてより少い收穫を取得する必要は、粗生生産物の交換價値を不可避的に高めるであらう。耕作者をしてより少い生産費を以て其の穀物を取得し得せしめるべき機械の發明は、其の交換價値を必然的に低めるであらう。地租の形に於いてであらうと十分一税の形に於いてであらうと又は取得された時に生産物に課せられる租税の形に於いてであらうと、兎に角耕作者に課せられる凡ゆる租税は、粗生生産物の生産費を増加せしめ、従つて其の價格を高めるであらう。

若し粗生生産物の價格が耕作者にその租税を補償する程騰貴しないならば、彼は當然に、彼れの利潤が利潤の一般水準以下に低減せしめられた職業を、中止するであらう。このことは供給の減少

を惹起し、遂に、以前通りの需要は、粗生産物の耕作をして他の職業への資本投下と同様に有利ならしめる如くに、其の價格を騰貴せしめるであろう。

價格の騰貴ということが、彼が租税を支拂い、且つ彼れの資本をこのように用いることより通常の且つ一般の利潤を引續き得ることが出来る、唯一の手段である。彼は租税を彼れの地代から差引き、そして彼れの地主をしてそれを支拂わしめることは出来ないであろうが、それは蓋し彼は何等地代を支拂つていないからである。彼はそれを彼れの利潤から差引かないであろうが、それは、凡ゆる他の職業がより大なる利潤を産出している時に彼が引續き小なる利潤を産出す職業に従事すべき理由はないからである。かくて、彼は租税に等しい額だけ粗生産物の價格を引上げる力を有つてであろうということは、疑問のあり得ぬ所である。

粗生産物に對する租税は地主によつて支拂われることはないであろう。それは農業者によつて支拂われることはないであろう。それは消費者によつて價格の騰貴により支拂われるであろう。

地代は、同一の又は異なる質の土地に用いられた等量の労働と資本によつて取得せられた生産物の間の差違である、ということ想起して貰い度い。土地の貨幣地代と土地の穀物地代とは同一の比例に於いて變動するものではない、ということも亦想起して貰い度い。

粗生産物に對する租税、地租、又は十分一税の場合には、土地の穀物地代は變動するであろう

が、他方貨幣地代は引續き以前と同一であろう。

吾々が前に假定した如くに、耕地は、三つの質を有ち、そして等しい額の資本を以て、

第一等地からは一八〇ククタアの穀物が取得され、

第二等地からは一七〇ククタアの穀物が取得され、

第三等地からは一六〇ククタアの穀物が取得されるならば、

第一等地の地代は、第三等地と第一等地とのその差額たる二〇ククタアであり、そして第二等地の地代は、第三等地と第二等地とのその差額たる一〇ククタアであろうが、然るに第三等地は何等の地代をも支拂わないであろう。

さて若し穀價が一ククタアにつき四磅であるならば、第一等地の貨幣地代は八〇磅であり、又第二等地のそれは四〇磅であろう。

一ククタアにつき八シリングの租税が穀物に對し課せられたと假定せよ。然る時は價格は四磅八シリングに騰貴するであろう。そして若し地主が以前と同一の穀物地代を取得するならば、第一等地の地代は八八磅、第二等地のそれは四四磅となるであろう。しかし彼等は同一の穀物地代を取得しないであろう。租税は第二等地より第一等地の負擔となる事より重く、又第三等地よりも第二等地の負擔となる事より重いであろうが、蓋しそれはより大なる分量の穀物に課せられるであろうか

ら。價格を左右するのは第三等地に於ける生産の困難である。そして穀物は第三等地に用いられる資本の利潤が資本の一般利潤と同一水準になるように四磅八シリングに騰貴するのである。この三つの質の土地に於ける生産物及び租税は次の如くであろう。

第一等地、一クヲタア四磅八シリングで一八〇クヲタアを産す……………	七九二磅
差引 一六・三の價值、	
即ち一八〇クヲタアに對し一クヲタアにつき八シリング……………	七二磅
純穀物生産物一六三・七	
第二等地、一クヲタア四磅八シリングで一七〇クヲタアを産す……………	七四八磅
差引 四磅八シリングで一五・四クヲタアの價值、	
即ち一七〇クヲタアに對し一クヲタアにつき八シリング……………	六八磅
純穀物生産物一五四・六	
第三等地、四磅八シリングで一六〇クヲタアを産す……………	七〇四磅
差引 四磅八シリングで一四・五クヲタアの價值、	
即ち一六〇クヲタアに對し一クヲタアにつき八シリング……………	六四磅

純穀物生産物一四五・五

純貨幣生産物六四〇磅

第一等地の貨幣地代は引續き八〇磅すなわち六四〇磅と七二〇磅との差額であり、又第二等地のそれは四〇磅すなわち六四〇磅と六八〇磅との差額であつて、以前と正確に同一である。しかし穀物地代は、第一等地に於いては二〇クヲタアから、一四五・五クヲタアと一六三・七クヲタアとの差額たる一八・二クヲタアに、そして第二等地に於いてはそれは一〇クヲタアから、一四五・五クオタアと一五四・六クヲタアとの差額たる九・一クヲタアに、減少されるであろう。

然らば穀物に對する租税は穀物の消費者の負擔する所となり、そして租税に比例する程度だけ其の價值を他の總ての貨物に比較して高めるであろう。粗生産物が他の貨物の構成に入り込むに比例して、それ等の價值も亦、租税が他の原因によつて相殺されない限り、高められるであろう。それ等は事實間接に課税されることとなり、そして其の價值は租税に比例して騰貴するであろう。

しかし乍ら、粗生産物及び労働者の必需品に對する租税は、もう一つの結果を有つであろう、すなわちそれは勞賃を高めるであろう。人口の原理の人類の増加に及ぼす結果によつて、最下級の勞賃は決して引續き、自然と習慣によつて労働者の支持上必要となつてゐる率の遙か上にあることはない。この階級は決して多額の課税を負擔し得ない。従つて若し彼等が小麦に對して一クヲタアにつき更に八シリング支拂わねばならず、そして他の必需品に對して或るより、少い比例だけ更

に支拂わなければならないとすれば、彼等は以前と同一の勞賃で生存しそして勞働者の種族を維持することは出来ないであろう。勞賃は不可避的に騰貴するであろう。そしてそれが騰貴するに比例して利潤は下落するであろう。政府は、國內に於いて消費される總ての穀物に對し一クヲタアにつきハシリングの租税を受取るであろうが、其の一部分は直接に穀物の消費者によつて支拂われ、他の部分は間接に勞働を使用する人々によつて支拂われ、そして、勞働に對する需要が其の供給に比して増加した爲めに、又は勞働者の必要とする食物及び必需品の獲得の困難が増加して行く爲めに、勞賃が騰貴した場合と同様に、利潤に影響を及ぼすであろう。

(五七) 租税が消費者に影響を及ぼす限りに於いて、それは平等な租税であるが、しかしそれが利潤に影響を及ぼす限りに於いて、それは偏頗な租税であろう。蓋し、それは地主に對しても株主に對しても影響を及ぼさないであろうからであるが、その理由は、彼等は引續き、一方は以前と同一の貨幣地代を、又他方は以前と同一の貨幣配當を、受取るであろうからである。然らば土地の生産物に對する租税は、次の如く作用するであろう。

- 第一、それは租税に等しい額だけ粗生生産物の價格を引上げ、従つて各消費者の消費に比例して彼れの負擔する所となるであろう。
- 第二、それは勞働の勞賃を引上げ、そして利潤を引下げるであろう。

然らばかかる租税に對しては次の如き反對がなされ得よう。

- 第一、勞働の勞賃を引上げそして利潤を引下げるによつて、それは不平等な租税であるが、それは蓋し、それが農業者や商人や製造業者の所得には影響を及ぼし、そして地主や株主や其他の固定的所得を享受する者の所得を課税されぬままにして置くからである、ということ。
- 第二、穀價の騰貴と勞賃の騰貴との間にはかなりの時の隔りがあり、その間に勞働者は多くの慘苦を経験するであろうということ。

第三、勞賃の引上と利潤の引下とは蓄積の阻害であり、そして土壤の自然的疲瘠と同様の作用をすること。

第四、粗生生産物の價格を引上げることによつて、粗生生産物が入つてゐる總ての貨物の價格は引上げられ、従つて吾々は一般市場に於いて外國製造業者に平等な條件で對抗し得ないであろうということ。

(五八) 勞働の勞賃を引上げ、そして利潤を引下げるによつて、それは不平等な作用をするが、それは蓋し、それが農業者や商人や製造業者の所得には影響を及ぼし、そして地主や株主や其他の固定的所得を課税されぬままにして置くからである、という第一の反對論に關しては、若しも租税の作用が不平等であるならば、立法府にとつては、土地の地代及び株式からの配當に直接に

課税することによつてそれを平等ならしめるべきである、と答を得よう。かくすることによつて、所得税の總ての目的は、各人の私事に立入り且つ官吏に自由國の慣習と感情とに矛盾する權力を賦與するといふ忌むしい手段に頼るの不便なしに、達せられるであらう。

(五九) 穀價の騰貴と勞賃の騰貴との間にはかなりの時の隔りがあり、その間に下層階級は多くの惨苦を経験するであらう、といふ第二の反對論に關しては、異なる事情の下に於いては、勞賃は極めて異なる程度の速力を以て粗生生産物の價格に追従し、或る場合に於いては穀物の騰貴によつては勞賃には何等の結果も起らず、他の場合に於いては勞賃の騰貴は穀價の騰貴に先行し、更に或る場合に於いては勞賃に對する結果は遅く、又他の場合に於いては速い、と私は答える。

常に社會の進歩の特定状態を斟酌して、勞働の價格を左右するものは必要品の價格である、と主張する人々は、必要品の價格の騰貴及び下落は、極めて徐々として勞賃の騰貴及び下落を伴うであらうといふことを、餘りに即座に同意してしまつてゐるように思われる。食糧品の高き價格は、各種各様の原因から起るであらうし、又それに従つて各種各様の結果を生み出すであらう。それは次の如き原因から起るであらう。

第一、供給の不足。

第二、結局に於いては生産費の増加を伴うべき徐々たる需要の増加から。

第三、貨幣價值の下落から。

第四、必需品に對する租税から。

これ等四つの原因は、必需品の高き價格が勞賃に及ぼす影響を研究した人々によつては、十分に辨別され分離されていない。吾々はこれ等を各別に検討するであらう。

不作は食料の高き價格を齎すであらう、そしてこの高き價格は、それによつて消費が供給の状態に一致せざるを得ざらしめられる唯一の手段である。若し總ての穀物購買者が富んでいるならば、價格は、如何なる程度にまでも騰貴し得ようが、しかしその結果には變りがないであらう。すなわち價格は遂に、富める程度の最も少い者が其の通常の消費量の一部分の使用を止めざるを得なくなる程高くなるであらう。蓋し消費の減少によつてのみ、需要は供給の限界に迄引下げられ得るからである。かかる事情の下に於いては、救貧法の誤用によつて屢々なされてゐるようは貨幣勞賃を食物の價格によつて強制的に左右するという政策以上に、不合理な政策はあり得ない。かかる方策は勞働者に對し何等の眞實の救済をも與えるものではないが、蓋し、其の結果は穀價を更により以上騰貴せしめることであり、そして遂に彼は其の消費を限られた供給に比例して制限せざるを得なくなるに相違ないからである。條理上不作による供給の不足は、有害且つ不賢明な干渉がなければ、勞賃の騰貴を伴わないであらう。勞賃の騰貴はそれを受取る者によつては單に名目的であるに過ぎ

ない。それは穀物市場に於ける競争を増加せしめ、そして其の終局的結果は穀物の栽培者と商人の利潤を高めることである。労働の賃金は實際は、必要品の供給と需要、及び労働の供給と需要との間の比例によつて左右される。そして貨幣は單に賃金を言表わす媒介物又は尺度であるに過ぎない。然らばこの場合に於いては、附加的食物の輸入によるか又は最も有用な代用品の採用によるかは、労働者の困厄は不可避的であり、そして如何なる立法も救済を與え得ないのである。

穀物の高き価格が需要増加の結果である時には、それは常に賃金の騰貴によつて先行される、蓋し需要は、其の欲する物に對して支拂うべき人民の資力の増加なくしては、増加し得ないからである。資本の蓄積は當然に、労働の雇傭者の間の競争を増加せしめ、そしてその結果たる労働の騰貴を惹起す。賃金の騰貴は、常に必ずしも直ちに食物に費されるとは限らず、最初には労働者の他の享樂に寄與せしめられる。しかし乍ら、彼れの境遇の改善は、彼を誘つて結婚せしめ、又それを可能ならしめる。然る時は彼れの家族の支持の爲めの食物に對する需要は當然に、彼れの賃金が一時費された他の享樂品に對する需要を排除する。かくて穀物は、それに對する支拂の資力をより多く有つ者が社會にある爲めそれに對する需要が増加するから、騰貴する。そして農業者の資本の利潤は一般水準以上に高められ、遂に必要な資本量が其の生産に用いられるに至るであろう。このことが起つた後に穀物が再び其の以前の價格にまで下落するか、又は引續き永續的により高くあるかは、

それより穀物の分量増加が供給された土地の質に依存するであろう。若し、それが、最後に耕作された土地と同一の肥沃度を有つ土地から、又より大なる労働の支出なしに、得られるならば、價格は其の以前の狀態にまで下落するであろう。若しより貧しい土地からであるならば、それは引續き永續的により高いであろう。第一の場合の高き賃金は労働に對する需要の増加から起つたものである。それが結婚を奨励し子供を支持したが故にそれは労働の供給を増加するの結果を生み出したのである。しかしこの供給が得られた時には、若し穀物が其の以前の價格まで下落したならば、賃金は再び其の以前の價格にまで下落し、若し穀物の供給の増加が、より劣等の質の土地から生産せられたならば以前の價格よりより高い價格にまで下落するであろう。高き價格は決して豊富な供給と兩立し得ないものではない。價格が永續的に高いのは、分量が不足であるからではなく、その生産費が増加したからである。人口に刺戟が與えられた時には、その場合に必要とされる以上の結果が生み出されるといふことは、實際一般に起る所である。人口は、労働に對する需要の増加に拘わらず、労働者を支持する爲めの基金に對して資本の増加の前よりもより大なる比例を有つ程に増加され得ようし、又事實一般に増加されたのである。この場合には反動が起り、賃金は其の自然的水準以下となり、そして供給と需要との間の通常の比例が回復されるまでは引續きそれ以下にあるであろう。然らばこの場合に於いては、穀物の騰貴は賃金の騰貴によつて先行され、従つてそれは労働者に何

等の困厄をも蒙らせないのである。

鑛山からの貴金屬の流入の結果たる、又は銀行の特權の濫用による、貨幣價值の下落は、食物の價值騰貴に對するもう一つの原因である。しかしそれは生産される分量には何等の變動をも起さないであろう。それは勞働者の數も彼等に對する需要も同一にして置く。蓋し資本の増加も減少もないであろうからである。勞働者に割當てらるべき必要品の分量は、勞働の比較的需給に對する必要品の比較的需給に依存する。貨幣はそれによつてこの分量が現わされる媒介に過ぎない。そしてこれ等の兩者の何れもが變動していないから、勞働者の眞實の報酬は變動しないであろう。貨幣勞賃は騰貴するであろうが、しかしそれは單に彼をして以前と同一の必要品量を手に入れることを得さしめるに過ぎないであろう。この原理を論難しようとする者は、何故に、貨幣の増加は、分量の増加しなかつた勞働の價格を騰貴せしめるといふ同一の結果を有たないかといふことを、説明すべきである。蓋し彼等は、若し靴や帽子や穀物の分量が増加しなかつたならば、それ等の貨物の價格に對し、それは同一の結果を有つてであろうといふことを、認めているからである。帽子と靴との相對的市場價值は、靴の需給と比較しての帽子の需給によつて左右され、そして貨幣はこれ等の貨物の價值を言い現わす媒介に過ぎない。若し靴が價格に於いて二倍となるならば、帽子も亦價格に於いて二倍となるであろう、そして兩者は同一の相對價值を保持するであろう。同様に、若し穀物及び

勞働者の總ての必要品が價格に於いて二倍となるならば、勞働も亦價格に於いて二倍となるであろう、そして必要品及び勞働の通常の需給に對し何等の妨げも存しない間は、それ等が其の相對價值を保持しないという理由はあり得ないのである。

貨幣價值の下落も粗生生産物に對する租税も、其の各々は價格を引上げるであろうが、粗生生産物の分量を、又はそれを購買することが出来、且つそれを消費せんと欲する者の數を、必然的に妨げる譯ではないであろう。何故に、一國の資本が不規則に増加する時に、勞賃は騰貴するが然るに穀價は靜止し又はより、少い比例で騰貴するかを、そして何故に、一國の資本が減少する時に、勞賃は下落するが然るに穀價は靜止し又は遙かにより、少い比例で下落し、而もこのことがかなりの期間そうであるかを、了解することは、極めて容易である。その理由は、勞働は隨意に増減し得ない貨物であるからである。若し需要に對し市場に餘りに少い帽子しかないならば、價格は騰貴するであろうが、しかしそれは單に短い期間に過ぎない。蓋し一年経てば、より多くの資本をその職業に用いることによつて、帽子の分量が或る適當な量だけ増加され、従つて其の市場價格は久しく其の自然價格を極めて甚しく超過し得ないからである。しかし人間の場合はこれと異なる。人は彼等の數を、資本の増加がある時に一二年で増加することは出来ず、又その數を、資本が退歩的狀態にある時に急速に減少することも出来ない。従つて、人間の數は遅々として増加するが勞働維持の爲めの基金

は速かに増減するのであるから、労働の價格が穀物及び必要品の價格によつて正確に規制されるまではない。それは必ずしも労働の供給と比較しての需要を減少せしめない。然らば何故にそれは労働者に支拂われる分前を減少せしめなければならぬか？それが労働者に與えられる分量を減少せしめるということ、換言すれば、租税が彼れの消費する穀物の價格を騰貴せしめると同一の比例に於いてそれは彼れの貨幣賃金を騰貴せしめるものではないということ、眞實なりと假定しよう。穀物の供給は需要を超過しないであろうか？——それは價格に於いて下落しないであろうか？又かくて労働者は彼れの通常の前前を取付しないであろうか？かかる場合には實際、資本は農業から引き去られるであろう、蓋し若し價格が租税の金額だけ騰貴しないならば、農業利潤は利潤の一般水準よりもより低くなるであろうし、そして資本はより有利な用途を探求するであろうからである。かくて問題の點たる粗生生産物に對する租税に關しては、粗生生産物の價格の騰貴と労働者の賃金の騰貴との間には、労働者に對して壓迫する時期はなく、従つてこの階級が或る他の課税方法

によつて蒙る不便、換言すれば、租税が労働の支持の爲めに向けられた基金を害し従つて労働に對する需要を妨げ又は減少するかも知れぬという危険の他には、彼等は何等の不便をも蒙らないであろうと、私には思われるのである。

(六〇) 粗生生産物に對して課せられる租税に對する第三の反對論、すなわち賃金の引上と利潤の引下とは蓄積の阻害であり、そして土壤の自然的疲瘠と同様の作用をする、という反對論に關しては、私は、本書の他の部分に於いて、貯蓄は、生産からと同様に有効に支出から、利潤率の騰貴からと同様に有効に貨物の價值の下落から、なされ得ようことを、示さんと努めた。物價が引續き同一である時に私の利潤を一、〇〇〇磅から一、二〇〇磅に増加せしめることによつて、私が貯蓄によつて資本を増加する力は増加されるけれども、しかしこの力は、私の利潤は引續き以前と同一であるが貨物が價格に於いて下落した爲めに以前には一、〇〇〇磅で購買しただけの分量を八〇〇磅で取得し得るに至つた場合程には、増加されないであろう。

さて、租税によつて要求される額は徴收されなければならない、そこで問題は單にこの額は個人の利潤を減少せしめることによつて個人から徴收せらるべきであるか、又は彼等の利潤がそれに支出される貨物の價格を引上げることによつて徴收せらるべきであるか、ということである。

課税は何れの形に於いても諸害惡についての一選擇であるに過ぎない。若しそれが利潤其他の所

得の源泉に影響を及ぼさなければ、それは支出に影響を及ぼすに相違ない。そして負荷が平等に負擔され且つ再生産を壓迫しない限り、それは何れに賦課されても構わない。生産に對する租税又は資本の利潤に對する租税は、直接に利潤に對し課せられようと、又は土地或いは土地の生産物に對して課税することにより、間接に課せられようとに論なく、他の租税以上にこの得點を有つてゐる、すなわち總ての他の所得が課税され^る限り、社會の如何なる階級もそれを免れ得ず、そして各人は其の資力に應じて納税するのである。

支出に對する租税は吝嗇家が遁れるであろう。彼は毎年一〇、〇〇〇磅の所得を有ち、そして單に三〇〇磅を費すに過ぎないであろう。しかし直接的のものであらうと間接的のものであらうと利潤に對する租税からは、彼は遁れ得ない。彼は、其の生産物の一部分、又は其の一部分の價値を、抛棄して、納税することになるであろう、然らざれば生産に缺くべからざる必需品の價格の騰貴によつて、彼は以前と同一の率で蓄積を續け得なくなるであらう。勿論彼は同一の價値を有つ所得を得るであらうが、しかし彼は、勞働に對する同一の支配力も有たず、又はそれにかかる勞働が用いられ得る原料品の等しい分量に對する同一の支配力をも有たないであらう。

若し一國が總ての他國より孤立し、其の隣國の何れとも商業をしないならば、それは決して其の租税の如何なる部分をも他國に轉嫁し得ない。其の土地と勞働との生産物の一部分は、國家の用に

供せられるであらう。そして私は、それが蓄積し且つ貯蓄する階級に對し不平等の壓迫を加えぬ限り、租税が利潤に課せられようと、農業貨物に課せられようと、又は製造貨物に課せられようと、それは殆んどどうでもよいと考えざるを得ない。若し私の収入が一年につき一、〇〇〇磅であり、そして私は一〇〇磅に當る額の租税を支拂わなければならぬとすれば、私がそれを私の収入から支拂つて九〇〇磅を手許に残そうと、又は私の農業貨物又は私の製造財貨に對し一〇〇磅だけより多く支拂おうと、それは殆んどどうでもよいことである。若し一〇〇磅が國家の經費に對する私の正當なる割當であるならば、課税のなすべきことは、私をしてそれ以上でもそれ以下でもなく正に一〇〇磅を確實に支拂わしめることである。そしてそれは勞賃か利潤か又は粗生生産物に對する租税によつて最も確實に行われ得るのである。

(六一) 第四のそして注意すべき最後の反對論は、粗生生産物の價格を引上げることによつて、粗生生産物が入つてゐる總ての貨物の價格は引上げられ、従つて、吾々は一般市場に於いて外國製造業に平等な條件で對抗し得ないであらう、といふのである。

第一に、穀物及び總ての内國貨物は、貴金屬の流入なくしては價格に於いて著しく高められ得ないであらう、蓋し同一量の貨幣は高い價格に於いても低い價格の場合と同様に同一量の貨物を流通せしめ得ず、そして貴金屬は決して高價な貨物を以ては購買され得ないであらうからである。より

多くの金が必要とされる時には、それはそれと交換してより、少い貨物ではなく、多くの貨物と與えることによつて、取得されなければならない。貨幣の不足は紙幣によつても満され得ないであらう、蓋し貨物としての金の價值を左右するものは紙幣ではなく、紙幣の價值を左右するものは金であるからである。然る時は金の價值が引下げられ得ない限り、減價されずしては紙幣は流通に加えられ得ないであらう。そして金の價值が引下げられ得ないであらうことは、吾々が一貨物としての金の價值は、それと交換に外國人に與えられねばならぬ財貨の分量によつて左右されなければならぬことを考える時に明かになる。金が低廉である時には貨物は高く、そして金が高い時には貨物は低廉であり、價格に於いて下落する。さて外國人が彼等の金を通常よりもより安く賣るべき原因は何等示されていないのであるから、少しでも金の流入が起らうとは思われぬ。かかる流入なくしては、其の量の増加は、其の價值の下落は、財貨の一般價格の騰貴は、あり得ないのである(註)。

(註) 單に租税のみによつて價格が騰貴した貨物が、其の流通の爲め或るより多くの貨幣を必要とするか否かは、疑い得よう。私はそれを必要としないであらうと信ずる。

粗生産物に對する租税の蓋然的結果は、粗生産物の及び粗生産物が入り込める總ての貨物の價格を騰貴せしめることであらうが、しかしその程度は決して租税に比例しない。然るに金屬や土で造つた物の如き何等の粗生産物も入り込まぬ他の貨物は價值に於いて下落するであらう。從

つて以前と同一量の貨幣が全流通に對し適當であるであらう。

總ての内國生産物の價格を高める結果を有すべき租税は、甚だ短い期間を除けば輸出を阻害しないであらう。若しそれが國內で價格に於いて高められるならばそれは實際直ちに有利に輸出されることを得ないであらう、蓋しそれは國內に於て外國では免れてゐる負擔を蒙るからである。この租税は總ての國に一般であり且つ共通であるものではなくして、或る一單獨國に限られてゐる所の貨幣價值の變動と、同一の結果を生み出すであらう。若しも英國がその國であるとするならば、英國は賣却することは出来ないかも知れぬが、購買することは出来るであらう、蓋し輸入される貨物は價格に於いて騰貴しないであらうからである。かかる事情の下に於いては、貨幣以外に何物も外國貨物と引換えに輸出され得ないであらうが、しかしこれは久しく續き得ない取引である。一國民は其の貨幣を消盡してしまふことは出来ない、蓋し一定量がその國民を去つた後にはその残りのものの價值は騰貴し、そしてその結果として貨物の價格は、それが再び有利に輸出され得るように變動するであらうからである。從つて貨幣が騰貴した時には吾々は最早財貨と引換えにそれを輸出せずして、吾々は先ず其の原料たる粗生産物の價格の騰貴によつて價格が騰貴し次いで再び貨幣の輸出によつて下落した所の製造品を、輸出するであらう。

しかし、貨幣が價值に於いてかくの如く騰貴した時には、それは内國貨物に關してと同様に外國

貨物に關しても騰貴するであろうし、従つて外國財貨の輸入に對する凡ゆる獎勵が停止するであろう、という反對がなされるかも知れない。かくて吾々が外國に於いて一〇〇磅を費しそして我國に於いて一二〇磅に賣れる財貨を輸入したと假定するならば、貨幣價值が英國に於いて騰貴せる結果それが單に一〇〇磅に賣れるに過ぎなくなつた時には、吾々はそれを輸入することを止めるであろう。しかし乍らこのことは決して起り得ないであろう。一貨物を輸入することを吾々に決心せしめた動機はそれが外國に於いては相對的に低廉であることを發見したにある。それは外國での其の價格と内國での其の價格との比較である。若し一國が帽子を輸出し毛織布を輸入するとすれば、そうする理由は帽子を造つてそれを毛織布と交換することにより、毛織布を自國で造る場合よりもより多くの毛織布を取得することが出来るからである。若し粗生生産物の騰貴が帽子の製造に於ける生産費の増加を齎すならば、それは毛織布の製造に於ける費用の増加をも齎すであろう。従つて、若し双方の貨物が國內に於いて造られるならば、それ等は双方共に騰貴するであろう。しかし乍ら一方は、吾々が輸入する貨物であるから、貨幣價值が騰貴した時にも、騰貴もしなければ下落もしないであろう。蓋し下落せざることによつて、それは輸出貨物に對する其の自然的關係を恢復するであろうからである。粗生生産物の騰貴は帽子をして三〇シリングから三三シリングに、又は一〇％騰貴せしめる。同一の原因は若し吾々が毛織布を製造していたならば、それを一ヤアルにつき二〇

シリングから二二シリングに騰貴せしめるであろう。この騰貴は毛織布と帽子との關係を破壊するものではない。一箇の帽子は一ヤアル半の毛織布に値したし、又引續きそれに値する。しかし若し吾々が毛織布を輸入するならば、其の價格は先ず貨幣價值の下落によつて影響を蒙らず、次いで其の騰貴によつて影響を蒙らずして、引續き一様に一ヤアルにつき二〇シリングであろう。然るに三〇シリングから三三シリングに騰貴している帽子は再び三三シリングか三〇シリングに下落するであろう、そしてこの點に於いて毛織布と帽子との間の關係は恢復されるであろう。

この問題の考察を簡單にするために、私は、粗生原料品の價值の騰貴は、總ての内國貨物に等しい割合で影響を及ぼすものであり、すなわち若し一貨物に對して及ぼす影響がそれを一〇％騰貴せしめることであるならば、それは總ての貨物を一〇％騰貴せしめるであろうと、假定して來たが、しかし貨物の價值が粗生原料品及び勞働から出來上つてゐる割合は極めて異つており、又或る貨物例えば金屬から造られている總てのものは、地表からの粗生生産物の騰貴によつて影響を受けないであろうから、粗生生産物に對する租税によつて貨物の價值に對し及ぼされる影響には各種各様の最大の種類があることは明かである。この影響が生み出される限り、それは特定貨物の輸出を獎勵したり阻害したりし、そして疑いもなく、貨物の課税に伴うと同一の不便を伴うであろう。それは各々の價值の間の自然的關係を破壊するであろう。かくて一箇の帽子の自然價格は、一ヤアル半の

毛織布と同一ではなくして、單に一ヤアル四分の一の價値を有つに過ぎないか、又は一ヤアル四分の三の價値を有つこととなり、従つて寧ろ異なる方向が外國貿易に對して與えられるであろう。總てのこれ等の不便は恐らく輸出品及び輸入品の價値に影響を及ぼさないであろう。それは單に全世界の資本の最上の分配を妨げるに過ぎないであろうが、かかる分配は、凡ゆる貨物が人爲的制限によつて束縛されずに自由に其の自然價格に落着くに委ねられる時に最も適宜に調整されるのである。

然らばたとえ我國自身の貨物の大抵のもの騰貴が、一時の間一般に輸出を妨げ、そして永續的に若干の貨物の輸出を妨げるとしても、それは外國貿易を大いに妨げることは出來ず、そして外國市場に於ける競争に關する限りに於いては吾々を他に比較して不利益な地位に置くことはないであろう。

第十章 地代に對する租税

(六二) 地代に對する租税は地代にのみ影響を及ぼすであろう。それは全然地主の負擔する所となり、そして如何なる消費者階級をも轉嫁され得ないであろう。地主は、最も不生産的な耕地から得られる生産物と凡ゆる他の質の土地とから得られるそれとの間の差違を不變にして置くであろうから、其の地代を高め得ないであろう。第一、第二、及び第三の三種の土地が耕作されており、そして各同一の勞働を以て、一八〇、一七〇、及び一六〇ククタアの小麦を産出する。しかし第三等地は何等地代を支拂わず、従つて課税されない。かくて第二等地の地代は十ククタアの價値を、又第一等地のそれは二十ククタアの價値を、超過せしめられ得ない。かかる租税は粗生生産物の價格を高め得ないが、それは、第三等地の耕作者は地代も又租税も支拂わないから、彼は決して生産された貨物の價格を高め得ないからである。地代に對する租税は新しい土地の耕作を阻害しないであろう、蓋しかかる土地は地代を支拂わず、且つ課税されないであろうから。若し第四等地が耕作されるに至り、そして一五〇ククタアを産出するとしても、如何なる租税もかかる土地に對して支拂われないであろうが、しかしそれは第三等地に十ククタアの地代を發生せしめ、かくて第三等地

は租税を支拂い始めるであろう。

(六三) 地代が構成されるにつれて地代に課せられる租税は、耕作を阻害するであろうが、蓋しそれは地主の利潤に對する一租税となるであろうからである。土地の地代なる言葉は、私が他の場所論じた如くに、農業者が其の地主に支拂う價値の全額に適用されているが、其の一部のみが嚴密には地代なのである。建物や造作、及び地主の支拂う其他の費用は、嚴密には農場の資本の一部をなし、そして地主によつて供給されなければ借地人によつて備えられねばならなかつたものである。地代とは土地の使用に對しそして土地の使用に對してのみ、地主に支拂われる額である。地代の名の下に支拂われるより、以上の額は建物等の使用に對するものであり、そして實際は地主の資本の利潤である。地代に課税する際には土地の使用に對し支拂われる部分と、地主の資本の使用に對し支拂われるそれとの間には、何等の區別もされないであろうから、租税の一部分は地主の利潤の負擔する所となり、従つて、粗生生産物の價格が騰貴しない限り、耕作を阻害するであろう。其の使用に對しては何等の地代も支拂われない土地に於いては、地主に對し彼れの建物の使用に對して、その名の下に或る補償が與えられるであろう。粗生生産物が賣られる價格が、常に總ての通常の支出を支拂うのみならず、更に租税といふこの附加的支出を支拂うまでは、これ等の建物が建てられることもないであろうし、又粗生生産物がかかる土地に栽培されることもないであろう。租税のこ

の部分には地主の負擔にも農業者の負擔にも歸せず、粗生生産物の消費者の負擔する所となる。

若しも租税が地代に課せられるならば、地主は直ちに、土地の使用に對して彼等に支拂われるものと、建物の使用及び地主の資本によつてなされた改良に對して支拂われるものとを、辨別する方法を發見するであろうことは、殆んど疑いあり得ない。後者が家屋及び建物の賃料と呼ばれるに至るか、又は耕作されるに至つた總ての新しい土地に於いては、地主によつてではなく借地人によつて、かかる建物が建てられ且つ改良がなされるに至るかである。地主の資本が實に實際にはその目的の爲めに用いられるであろう。名目上はそれは借地人によつて費され、地主は、貸金の形か又は借地期間に亘る年金の購買で、彼に其の資を支給するのである。區別されていてもいなくとも、地主がこれ等の種々なる目的物に對して受取る所の補償の性質の間に眞實の差違がある。そして、土地の眞實地代に對する租税は全然地主の負擔する所となるが、地主が農場に投ぜられた其の資本の使用に對して受取る補償に對する租税は、進歩的國家に於いては、粗生生産物の消費者の負擔する所となることは、全く確實である。若し租税が地代に賦課され、そして現在借地人が地代の名の下に地主に支拂う報償を區分する何等の方法も採用されないとしても、租税は、それが建物其他の造作に對する地代に關する限り、決してどんな短い間でも地主の負擔する所とはならず、消費者の負擔する所となるであろう。これ等の建物等に投ぜられた資本は、資本の通常利潤を與えなければ

ならない。しかし若しそれ等の建物の費用が借地人の負擔する所とならなければ、それは最後に耕作される土地に於いてこの利潤を與えないであろう。そして若しそれが借地人の負擔する所となるならば、借地人はそれを消費者に轉嫁しない限り、彼れの資本の通常利潤を得なくなるであろう。

第十一章 十分一税

(六四) 十分一税は土地の總生産物に對する租税であり、そして粗生産物に對する租税と同様に、全然消費者の負擔する所となる。それは地代に對する租税が達しない土地に影響を及ぼす限りに於いてそれと異り、そしてこの地代に對する租税が變動せしめないであろう所の、粗生産物の價格を引上げる。最も劣等の土地も、最良の土地と同様に、十分一税を、而もそれ等の土地から得られる生産物量に正確に比例して、支拂う。従つて十分一税は平等な租税である。

若しも最後の質の土地、すなわち何等の地代も支拂わず且つ穀價を左右するそれが、農業者に資本の通常利潤を與えるに足る分量を産出し、その時に小麥の價格が一クヲターにつき四磅であるならば、價格は、十分一税が賦課された後に同一の利潤が取得され得る以前に、四磅八シリングに騰貴しなければならぬ、蓋し小麥一クヲター毎に耕作者は教會に八シリングを支拂わなければならず、そして若し彼が同一の利潤を得ないとすれば、彼が他の事業に於いてかかる利潤を得ることが出来る時に其の職業を中止しないという理由はないからである。

十分一税と粗生産物に對する租税との間の唯一の差違は、一方は可變的貨幣租税であり他方は

定額貨幣租税であることである。穀物を生産する便宜が増加もせず減少もしない所の、社會の停止的狀態に於いては、それ等は其の結果に於いて正確に同一であらう、蓋しかかる狀態に於いては、穀物は不變的價格にあり、従つて租税も亦不變であらうからである。退歩的狀態か、又は農業に於いて大改良がなされ従つて粗生生産物が他の物に比較して價值に於いて下落するであらう所の狀態に於いては、十分一税は永續的貨幣租税よりもより軽い租税であらう。蓋し若し穀價が四磅から三磅に下落するならば、租税は八シリングから六シリングに下落するであらうからである。社會の進歩的狀態——而も農業に於ける何等の著しい改良もない狀態——に於いては、穀價は騰貴し、そして十分一税は永續的貨幣租税よりもより重い租税とならう。若し穀物が四磅から五磅に騰貴するならば、同一の土地に對する十分一税は八シリングから十シリングに騰貴するであらう。

十分一税も貨幣租税も地主の貨幣地代には影響を及ぼさないであらうが、しかし兩者は穀物地代には著しく影響を及ぼすであらう。吾々は既に、貨幣租税が穀物地代に影響する仕方を論じたが、同様な結果が十分一税によつても生み出さるべきことは等しく明かである。若し第一、第二、第三等地が各々一八〇、一七〇、及び一六〇クヲタアを生産するならば、地代は第一等地に對しては二十クヲタア、又第二等地に對しては十クヲタアであらう。しかしそれ等は十分一税を支拂つた後には、最早この比例を維持しないであらう。蓋し若しその各々から十分の一が徴收されるならば、殘

りの生産物は一六二クヲタア、一四四クヲタアとなり、従つて第一等地の穀物地代は一八クヲタアに、又第二等地のそれは九クヲタアに、減少させられるであらうからである。しかし穀價は四磅から四磅八シリング一〇・三分の二ペンスに騰貴するであらう。蓋し一四四クヲタアが四磅に對する割合は、一六〇クヲタアが四磅八シリング一〇・三分の二ペンスに對する割合であるからである、従つて貨幣地代は第一等地に對しては八〇磅であり(註一)、又第二等地に對して四〇磅であらうから(註二)、貨幣地代は引續き不變であらう。

(註一) 四磅八シリング一〇・三分の二ペンスで一八クヲタア

(註二) 四磅八シリング一〇・三分の二ペンスで九クヲタア

十分一税に對する主たる反對論は、それは永續的な且つ固定的な租税ではなくて、穀物を生産する困難が増加するに比例して價值に於いて増加する、ということである。若しかかる困難が穀價を四磅ならしめるならば租税は八シリングとなり、若しそれが穀價を五磅に増加するならば租税は一〇シリングとなり、そして六磅の時にはそれは一二シリングとなる。それは常に價值に於いて騰貴するのみならず、更に又額に於いて増加する。かくして第一等地が耕作された時には、租税は單に一八〇クヲタアに對して課せられるに過ぎず、第二等地が耕作された時には、それは 180+170 にならち三五〇クヲタアに對して課せられ、そして第三等地が耕作された時には、180+170+160

510 クタアに對して課せられた。生産物が一百萬クタアから二百萬クタアに増加される時には、租税の額が一〇〇、〇〇〇クタアから二〇〇、〇〇〇クタアに附加されるのみならず、更に第二の一百萬を生産するに必要な労働の増加によつて、粗生産物の相對價値は増進せしめられ、その結果二〇〇、〇〇〇クタアは、量に於いては單に以前に支拂われた一〇〇、〇〇〇クタアのそれの二倍に過ぎないが、而も價値に於いては三倍であるであろう。

若し等しい價値が、教會の爲めに、十分一税の増加と同様に耕作の困難に比例して増加する所の或る他の手段によつて、徴收されるならば、その結果は同一であろう、従つて、それは土地から徴收される故に、或る他の方法によつて徴收された場合の同額よりも、耕作をより多く阻害する、と想像するのは、誤りである。教會は双方の場合に於いて、國の土地及び労働の純生産物の増加せる部分を不斷に取得しつつあるであろう。社會の進歩しつつある状態に於いては、土地の純生産物は常に其の總生産物に比例して遞減しつつある。しかし進歩的な國に於いても靜止的な國に於いても、總ての租税が終局的に支拂われるのは、國の總收入からである。總收入と共に増加し且つ純收入の負擔とする所となる租税は、必然的に、極めて重荷的な且つ極めて堪え難い租税でなければならぬ。十分一税は、土地の總生産物の十分の一であり、其の純生産物の十分の一ではなく、従つて社會が富に於いて進歩するにつれて、それは、總生産物については同一比例であるが、純生産物につ

いては益より大なる比例とならなければならない。

(六五) しかし乍ら、十分一税は、外國穀物の輸入が妨害されていない間は、内國穀物の栽培に課税することによつて、それが輸入に對する奨励金として作用する限りに於いて、地主によつて有害である、と考えられるであろう。そして若し、地主を、かかる奨励金が促進する筈の土地に對する需要の減少の結果から、救済する爲めに、輸入穀物も亦、國內で栽培される穀物と等しい程度に於いて課税され、そして生産物が國家に支拂われるならば、如何なる方策もより、正當且つ公平ではあり得ないであろう。蓋しこの租税によつて國家に支拂われるものは如何なるものも、政府の經費が必要ならしめる他の租税を減少せしめるに至るであろうからである。しかし若しかかる租税が單に教會に支拂われる資金を増加することに向けられるならば、それは實際全體としては生産の全量を増加することは出来ようが、しかしそれは生産階級に割當てられた額の部分を減少するであろう。若し毛織物の貿易が完全に自由に委ねられているならば、我國の製造業者達は、吾々が毛織物を輸入し得るよりもより低廉にそれを賣却し得よう。若し租税が國內の毛織物製造業者に賦課され、そしてその輸入業者には賦課されないならば、資本は害を受けて毛織物の製造から或る他の貨物の製造に追いやられるであろうが、それは蓋し毛織物は其際には國內で製造され得るよりもより低廉に輸入され得ようからである。若し輸入毛織布も亦課税されるならば毛織布は再び國內に於いて製

造されるであろう。消費者は最初は國內に於いて毛織布を買つたが、蓋しそれが外國毛織布よりもより低廉であつたからである。彼は次いで外國毛織布を買つたが、蓋し課税された國內毛織布よりもそれは課税されずしてより低廉であつたからである。彼は最後にそれを國內で買つたが、蓋し內國及び外國の毛織布の双方が課税された時には內國のものがより低廉であつたからである。彼が其の毛織布に對し最大の價格を支拂うのは最後の場合であるが、しかし總ての彼れの附加的支拂は國家の利得となるのである。第二の場合に於いては、彼は第一の場合よりもより多く支拂うが、しかし彼が附加的に支拂う總ては、國家の受取る所とはならない、彼に課せられるのは生産の困難により惹起される増加價格である、蓋し最も容易な生産の手段が、租税の束縛を受けて吾々から遠ざけられてゐるからである。

第十二章 地 租

(六六) 土地の地代に比例して賦課され、且つ地代の變動毎に變動する地租は、結果に於いて地代に對する課税である。そしてかかる租税は、何等の地代をも生じない土地には、又は單に利潤のみを目的として土地の上に使用され且つ決して地代を支拂わない所の資本の生産物にも、適用されないから、それは決して粗生産物の價格に影響を及ぼさないであろうが、しかし全く地主の負擔する所となるであろう。如何なる點に於いてもかかる租税は地代に對する租税と異らないであろう。しかし若し地租が總ての耕地に對して課せられるならば、それが如何に適當であろうとも、それは生産物に對する租税であり、従つて生産物の價格を高めるであろう。若し第三等地が最後に耕作される土地であるならば、たとえそれは何等の地代をも支拂わなくとも、それは、課税された後は、生産物の價格が租税の支拂に應ずる爲めに騰貴せざる限り、耕作され得ず且つ利潤の一般率を與え得ない。資本がその職業から抑留されて、遂に需要の結果、穀物價格が通常利潤を與えるに足る程騰貴するに至るか、又は若し既にかかる土地に用いられてゐるならば、それは、より有利な職業を求めてこの土地を去るか、であろう。この租税は地主には轉嫁され得ない、蓋し假定によれば彼は

何等の地代をも受取らないからである。かかる租税は、土地の質及び其の生産物量に比例せしめられるべく、然る時にはそれは如何なる點に於いても、十分一税と異らない。或はそれは凡ゆる耕地

——其の地質が如何なるものであろうとも——に對するエーカー當りの固定的租税であらう。

(六七) この最後の種類の地租は極めて不平等な租税であり、そしてアダム・スミス(編者註)によれば總ての租税がそれに一致しなければならぬ租税一般に關する四公理の一つに反するであらう。この四公理は次の如くである。

- 一、『凡ゆる國家の臣民は彼等の各々の能力に出來得る限り比例して政府の支持に寄與すべきである。』
- 二、『各個人が支拂わざるべからざる租税は確定的であるべく、恣意的であつてはならない。』
- 三、『凡ゆる租税は、納税者にとりそれを支拂うに最も便利なように思われる時又は方法に於いて、賦課せらるべきである。』

四、『凡ゆる租税は、それが國庫に齎す以上には出來るだけ少く人民の懐中から取り去り且つ出來るだけ少く人民の懐中以外にあらしめるように、工夫せらるべきである。』

(編者註) 第五篇、第二章、(譯者註——キャナン版、第二卷、三一〇—三一頁)。

無差別的に且つ其の地質の區別を無視して凡ゆる耕地に課せられる平等な地租は、最も惡質の土

地の耕作者によつて支拂われる租税に比例して穀價を騰貴せしめるであらう。質を異にする土地は、同一の資本を用いて、極めて異なる分量の粗生産物を産出するであらう。若し、一定の資本を以て一千クチャアの穀物を産する土地に、一〇〇磅の租税が課せられるならば、穀物は、農業者がこの租税を補償する爲めに、一クチャアにつき二シリング騰貴するであらう。しかし、より良き質の土地に同一の資本を用いければ、二、〇〇〇クチャアが生産され得ようが、それは一クチャアにつき二シリング騰貴した時には、二〇〇磅を與えるであらう。しかし乍ら、租税は双方の土地に平等に課せられるからより、良い土地に對しても劣等の土地に對すると同様に一〇〇磅であらう、従つて穀物の消費者は、常に國家の必要費を支拂う爲めにのみならず、更に又其の借地期限の間より、良い土地の耕作者に一年につき一〇〇磅を與え、又其の以後には地主の地代をその額だけ高める爲めに課税されるであらう。かくてこの種の租税はアダム・スミスの第四の公理に反するであらう、すなわち、それは、それが國庫に齎した額以上を人民の懐中以外にあらしめるであらう。革命前のフランスに於けるタイユはこの種の租税であつた。平民の保有地のみが課税され、粗生産物の價格は租税に比例して騰貴し、従つて其の所有地の課税されなかつた人々は彼等の地代の増加によつて利益を受けた。粗生産物に對する租税並びに十分一税は、この反對論から免れる。それ等は粗生産物の價格を騰貴せしめるが、しかしそれ等は、各々の質の土地に、其の實際の生産物に比例して納税さ

せ、そして生産力の最小なるものの生産物に比例しては納税させないのである。

アダム・スミスが地代に就いてとつた特殊な見解からして、すなわち、凡ゆる國に於いて、何等の地代もそれに對して支拂われない土地に多くの資本が投ぜられていることを、彼が觀察しなかつたことからして、彼は、土地に對する總ての租税は、それが地租又は十分一税の形に於いて土地そのものに對して賦課せられようと、又は農業者の利潤から徴收されようと、總て常に地主によつて支拂われるものであり、そして租税は一般に名目上借地人によつて前拂されてはいるが、總ての場合に於いて地主が眞實の納税者である、と結論した。彼は曰く、『土地の生産物に對する租税は實際に於いては地代に對する租税である。そしてそれは初めは農業者によつて前拂されるかも知れぬが、終局的には地主によつて支拂われる。生産物の一定部分が租税として拂い出さるべき時には、農業者は出来るだけ詳しくこの部分の價値が年々幾何に上りそうであるかを計算し、そして彼が地主に對して支拂うことを同意している地代をそれに比例して減額する。この種の地租たる教會十分一税が年々幾何に上りそうであるかを豫め計算しない農業者はない。』(譯者註) 農業者が彼れの農場の地代について彼れの地主と約定する時に凡ゆる種類の蓋然的支出を計算することは疑いもなく眞實である。そして若し教會に支拂われる十分一税に對し、又は土地の生産物に對する租税に對して、彼が其の農場の生産物の相對價値の騰貴によつて補償されないならば、彼は當然にそれを彼れの地

代から控除せんと努めるであらう。しかし正にこれが、すなわち、彼は結局それを彼れの地代から控除するであらうか、又は生産物の價格騰貴によつて補償されるであらうか、ということが、論争のある問題なのである。既に述べた理由により、私は彼等が生産物の價格を引上げるであらうことを、従つてアダム・スミスはこの重要な問題について誤れる見解をとつていたことを、少しも疑い得ないのである。

(譯者註) キヤナン版、第二卷、三二一頁。

スミス博士のこの主題に關する見解が恐らく彼をして次の如く述べしめた理由である、すなわち、『十分一税、及びこの種の凡ゆる他の地租は、完全な平等の外觀を有ち乍ら極めて不平等な租税であり、それは、生産物の一定分量も、事情の異なる場合には、甚だ異なる分量の地代に相當するからである。』(譯者註) かかる租税は重さを異にして農業者又は地主の異なる階級の負擔する所とはならないが、蓋し彼等は共に粗生生産物の騰貴によつて補償され、そして單に彼等が粗生生産物の消費者たるに比例してこの租税を納付するに過ぎないからである、ということ、私は説明せんと努力し來つた。實に勞賃が、そして勞賃を通じて利潤率が、影響を蒙る故に、地主はかかる租税に對し彼等の十分な分前を納付せず特に免除された階級なのである。其の基金が不十分な爲めに租税を支拂い得ない所の勞働者の負擔に課せられる租税部分が引き出されるのは、資本の利潤からである。この

部分は資本の使用により其の所得を得る總ての者の専ら負擔する所であり、従つてそれは毫も地主に影響を及ぼさない。

(譯者註) キャナン版、同上。

(六八) 十分一税及び土地と生産物とに對する租税に關するこの見解からして、それ等は耕作を阻害しないと推論してはならぬ。極めて一般的に需要されている如何なる種類でもの貨物の交換價値を騰貴せしめる凡ゆるものは、耕作及び生産の兩者を阻害する傾向がある。しかしこれは凡ゆる課税から免れ得ぬ害悪であり、そして吾々が今論じている特定の租税に限られるものではない。

このことは勿論國家によつて受領され且つ支出される總ての租税に伴う不可避的な不利益と考へ得よう。凡ゆる新勞働の一部分は今や國家の自由になし得る所となり、従つて生産的に使用され得ない。この部分が極めて大となり、その爲めに、通常彼等の貯蓄によつて國家の資本を増大する者の努力を刺戟するに足る剩餘生産物が、残されなくなるであろう。課税は幸にして未だ如何なる自由國家に於いても、不斷に年々其の資本を減少せしめる程に行われたことはない。かかる課税状態は久しく耐えられ得ないであろう。又は若し耐えられたとしても、それは極めて多くの國の年々の生産物を吸収し、爲めに最も廣大なる範圍の窮乏、飢饉、及び人口減少を惹起すに至るであろう。アダム・スミスは曰く、『大英國の地租の如くに、各地方に於いて一定不變の標準によつて課せ

られる地租は、其の最初の設定の時には平等であつても、時を経るにつれ國の種々なる地方の耕作の改良又は等閑の程度の不平等なものに従つて、必然的に不平等になる。英國に於いては、種々なる州及び教區がウィリアム及メアリの第四年の法律によつて地租の課せられた基準となつた評價は、其の最初の設定の時ですら、極めて不平等であつた。従つてこの租税はそれだけ上述の四公理の第一のものに反するものである。それは他の三つには完全に合致する。それは完全に確實である。その租税の支拂期が地代の支拂期と同一であることは、納税者にとり最も便利である。地主が總ての場合に於いて眞實の納税者ではあるけれども、この租税は普通借地人によつて前拂され、地主は彼に對して地代の支拂に於いてそれを差引かなければならないのである。(譯者註)

(譯者註) キャナン版、三一三頁。

若し借地人によつて租税が地主ではなく消費者に轉嫁されるならば、然る時は、若しそれが最初に不平等でないならば、それは決して不平等にはなり得ない。蓋し生産物の價格は租税に比例して直ちに引上げられたのであり、そしてその故を以てその以後に最早變化することはないであろうからである。若し不平等であるならば、私はそうであることを證明せんと試みたのであり、それは上述の第四の公理に反するであろうが、しかし第一の公理には反しないであろう。それは國庫に齎す額以上を人民の懷中から取り去るであろうが、しかしそれは不平等に納税者の或る特定階級の

負擔する所とはならないであらう。セイ氏は、次の如く言う時に、英國の地租の性質及び結果を誤解しているように私には思われる、『多くの人は英國農業の大繁榮をこの固定的評價に歸している。それがこれに甚だ多く寄與したことはない、疑いは有り得ない。しかし小商人に向つて次の如く云う政府には、吾々は何と云うべきであらうか、すなわち、「小さな資本を以て君は小さな商賣を営んでいる、そしてその結果君の直接納税は極めて小である。資本を借り入れ且つ蓄積せよ。君の商賣が巨大な利潤を君に齎すように、それを擴張せよ、而も君にはより多くの納税はさせないであらう。しかのみならず君の相續者が君の利潤を相續し、且つそれを更に増加せしめる時に、君の場合よりも彼等の場合にその評價をより高くはしないであらう。そして君の相續者はより多額の公の負擔を負わせはしないであらう」と。

『疑いもなく、これは製造業及び取引に對して與えられる大なる獎勵であらう。しかしそれは正當であらうか？ それ等の進歩は或る他の代價によつて得ることを得ないであらうか？ 英國自身に於いて、製造業及び商業はこの時期以來、かくも多くの差別待遇を受けることなく、かえつてより大なる進歩をすらしはしなかつたか？ 地主は彼れの勤勉や節約や熟練によつて彼れの年収入を五、〇〇〇フランだけ増加するとする。若し國家が彼から其の増加された所得の五分の一を請求するとしても、彼れのより以上の努力を刺戟すべく四、〇〇〇フランの増加が残らないであらう

か？ (編者註)

セイ氏は、『地主は彼れの勤勉や節約や熟練によつて彼れの年収入を五、〇〇〇フランだけ増加する』(編者註)と想像している。しかし地主は彼がそれを自身耕作せざる限り、彼れの勤勉や節約や熟練を彼れの土地に用うべき何等の手段をも有たない。そしてその場合には彼が改良をなすのは資本家及び農業者たる資格に於いてであつて、地主たる資格に於いてではない。先ず彼れの農場に用いられる資本の分量を増加することなくして、彼が彼として有つ任意の特殊な熟練によつて其の生産物をかく増加し得ようとは考えられない。若し彼が資本を増加したとしても、彼れのより大なる収入は彼れの増加された資本に對して、凡ゆる他の農業者の収入が彼等●資本に對すると同一な比例を保つであらう。

(編者註) 『經濟學』第三篇、第八章、三五三—四頁。

若し、セイ氏の教える所に従い、そして國家は農業者の増加せる所得の五分の一を請求すべきであるとするならば、それは農業者に對する局部的租税となり、彼等の利潤には影響を及ぼすけれども、他の職業の者の利潤には影響を及ぼさないであらう。この租税は、凡ゆる土地によつて、すなわち産出額の乏しい土地によつても産出額の多い土地によつても、支拂われるであらう。そして或る土地に於いては、何等の地代も支拂われていないのであるから、地代の低減によつてのそれに對

する補償はあり得ないであろう。利潤に對する局部的租税は決してそれが課せられた事業の負擔する所とはならない、蓋し事業者は彼れの職業を中止するか、又はその租税に對して補償を受けるか、であろうからである。さて何等の地代をも支拂わない者は、生産物の價格騰貴によつてのみ補償され得る、かくてセイ氏の提議せる租税は消費者の負擔する所となり、そして地主の負擔にも農業者の負擔にもならないであろう。

若しこの提議された租税が、土地から得られた總生産物の分量又は價値の増加に比例して増加されるならば、それは十分一税と何等異なる所なく、そして等しく消費者に轉嫁されるであろう。然らばそれが土地の總生産物の負擔する所となろうと又はその純生産物の負擔する所となろうと、それは等しく消費に對する租税であり、そして單に粗生産物に對する他の租税と同様な仕方地主及び農業者に影響を及ぼすに過ぎないであろう。

若し如何なる種類の租税も土地に對して賦課されず、そして同一額が或る他の手段によつて徴收されたとしても、農業は少くとも實際に同じ程繁榮したであろう。蓋し、土地に對する如何なる租税も農業に對する奨励であり得ることは不可能であるからである。適度な租税は大いに生産を妨げ得ないであろうし、又恐らく妨げないが、しかしそれは生産を奨励することは出来ない。英國政府はセイ氏が想像したような言葉は用いなかつた。それは農業階級と其の相續者とを凡ゆる將來の課

税から除外し、そして國家が必要とすべきそれ以上の資は他の社會階級から徴收するとは、約束しなかつた。それは單に次の如く云つたに過ぎない、すなわち、かくの如くして、吾々は、土地にこれ以上の負擔をかけないであろう。しかし吾々は、君等をして或る他の形に於いて國家の將來の必要費に對する君等の十分な割當額を支拂わしめる最も完全なる自由を保留する』と。

物納租税又は十分一税と正確に同一なる生産物の一定の比例の租税に就いて、セイ氏は曰く、『この課税方法は最も公平であるように思われる。しかし乍らこれよりも不公平なものはない。すなわちそれは全然生産者によつてなされる前拂を考慮せず、それは總収入に比例せしめられ、純収入には比例せしめられない。二人の農業者が異なる種類の粗生産物を耕作する。一人は中等の土地で穀物を耕作し、其の支出は年々平均して八、〇〇〇フランに當る。彼れの土地から得られる粗生産物は二二、〇〇〇フランで賣れる。然る時は彼は四、〇〇〇フランの純収入を得る。

『彼れの隣人は牧場又は森林地を有し、それは毎年同額の二二、〇〇〇フランを齎すが、しかし彼れの支出は單に二、〇〇〇フランに當るに過ぎない。従つて彼は平均して一〇、〇〇〇フランの純収入を得る。

『一法律が、總ての土壤の果實の生産物の十二分の一を、それが何であろうとに論なく、實物で徴收すべきことを命ずるとする。第一の者からはこの法律の結果として一、〇〇〇フランの價値の

穀物が徴收され、又第二の者からは同じく一、〇〇〇フランの價値を有つ枯草や家畜や木材が徴收される。そこで何事が起つたか？ 一方からは、彼れの純所得、四、〇〇〇フランの、四分の一が徴收され、其の所得が一〇、〇〇〇フランになる他方からは、僅かに十分の一が徴收されたに過ぎない。所得とは資本を正確に其の以前の狀態に回復した後に残る純利潤である。一商人は、彼が一年の間になす總ての販賣に等しい所得を得るか？ 確かにそうではない。彼れの所得は單に、彼れの販賣が彼れの前拂を超過する額に當るに過ぎず、そして所得税を負擔すべきものはこの超過額のみである。(編者註)

(編者註) 前掲書、三四四頁、三五〇頁。

上記の章句に於けるセイ氏の誤謬は、これ等の二つの農場の一方の生産物の價値が、資本を回収した後に、他方の生産物の價値よりもより大であるから、その故に、耕作者の純所得はこの額だけ異なるであろう、と想像していることにある。森林地の地主と借地人との純所得の合計は、穀物地の地主と借地人との純所得よりも遙かにより大であるかも知れない。しかしそれは地代の相違の故であつて、利潤率の相違の故ではない。セイ氏は、これ等の耕作者が支拂わなければならぬ地代の量の異なることに關する考察を、全然省略したのである。同一の職業には二つの利潤率はあり得ず、従つて、生産物の價値が資本に對し異なる比例にある時には、異なるべきものは地代であつて利潤ではな

い。如何なる口實によつて、八、〇〇〇フランの資本を有する他の人が四、〇〇〇フランを取得するに過ぎないのに二、〇〇〇フランの資本を有する人は、それを置いて一〇、〇〇〇フランの純利潤を取得することを許されるであろうか？ セイ氏をして地代を適當に斟酌せしめよ。彼をして更に、かかる租税がこれ等の異なる種類の粗生産物の價格に對して及ぼすべき影響を斟酌せしめよ、然らば、彼はそれは不平等な租税ではなく、更に又、生産者自身は如何なる他の消費者階級とも異つた方法では租税に貢獻しないであろうということを、理解するであろう。

第十三章 金に對する租税

(六九) 貨物の價格騰貴は、課税又は生産の困難の結果として、凡ゆる場合に於いて結局生ずるであろう。しかし市場價格が自然價格に一致する迄の時の隔りは、貨物の性質に、及びその量が減ぜられ得る難易に、依存しなければならぬ。若し課税された貨物の量が減少され得ないならば、若し例えば農業者又は帽子製造業者の資本が他の職業へ向つて引き去られ得ないならば、彼等の利潤が租税によつて一般水準以下に低減されることは、少しも重大事ではないであろう。彼等の貨物に對する需要が増加しない限り、彼等は決して穀物及び帽子の市場價格を、其の騰貴したる自然價格にまで引上げ得ないであろう。其の職業を去り且つ其の資本をより有利な事業に移轉するという彼等の威嚇は、實行され得ない所の無益な脅迫と看做され、従つて價格は生産の減少によつて引上げられることはないであろう。しかし乍ら凡ゆる種類の貨物はその量を減少し得、且つ資本はより不利な事業からより有利な事業に——その速度は異なるが——移轉され得る。特定の貨物の供給が生産者に對する不便を伴はずしてより、容易に減少され得るに比例して、其の價格は、其の生産の困難が課税又は其他の手段によつて増加された後に、より速かに騰貴するであろう。穀物は凡ゆる者にと

つて不可欠の必要貨物であるから、租税の結果としてそれに對する需要に對して殆んど影響は起らないであろう、従つて、たとえ生産者達が彼等の資本を土地から移轉するのが極めて困難であるとしても、その供給は恐らく久しく過剩ではないであろう。この理由の爲めに、穀物の價格は課税によつて急速に高められ、そして農業者は租税を彼自身から消費者に轉嫁し得るに至るであろう。

若し吾々に金を供給する鑛山が我國にあり、そして若し金が課税されているとするならば、それは其の分量が減少されるまでは他の物に對する相對價值に於いて騰貴し得ないであろう。このことは、金が専ら貨幣として用いられる場合には、特に益々事實であろう。生産力の最も少い鑛山、何等の地代をも支拂わない鑛山は、金の相對價值が租税に等しい額だけ騰貴する迄は一般利潤率を與え得ないから、最早採掘され得ないことは、眞實である。金の分量従つて貨幣の分量は徐々に減少されるであろう。それは或る年には少し減少され、他の年には更にもう少し減少され、そして遂に其の價值は租税に比例して騰貴せしめられるであろう。しかしそれ迄の間は、所有者又は保有者が租税を支拂うであろうから、彼等が被害者であり、貨幣を使用した者は被害を蒙らないであろう。若し國內に於ける小麦一、〇〇〇ククタア毎に、及び將來に於ける一、〇〇〇ククタア毎に、政府が一〇〇ククタアを租税として徴收するならば、残りの九〇〇ククタアは、以前に一、〇〇〇ククタアと交換されたと同一の分量の他の貨物と交換されるであろう。しかし若し同一のことが金に關

して起るならば、すなわち若し現在國內にある貨幣一、〇〇〇磅毎に、又は將來國內に齎さるべき一、〇〇〇磅毎に、政府が一〇〇磅を租税として徴收し得るならば、残りの九〇〇磅は、以前に九〇〇磅が購買した以上には殆んど購買しないであろう。この租税は財産が貨幣から成る人の負擔する所となり、そして其の量が、租税によつて起つた其の生産費の増加に比例して、減少される迄は、引續きそうであろう。

(七〇) このことは恐らく、他の如何なる貨物よりも貨幣として使用される金屬に關して、特に事實であろう。蓋し貨幣に對する需要は、衣服や食物に對する需要の如くに、一定分量に對するものではないからである。貨幣に對する需要は、全く其の價值によつて左右され、そして其の價值は其の分量によつて左右される。若し金が二倍の價值を有つならば、半分の分量が流通に於いて同一の職能を果すであろうし、又若しそれが半分の價值を有つならば、二倍の分量が必要とされるであろう。若し穀物の市場價值が、課税又は生産の困難によつて、十分の一だけ騰貴せしめられるとしても、消費量に何等かの影響が惹起されるか否かは、疑わしいことである、蓋し凡ゆる者の欲望は一定量に對するものであり、従つて若し彼が購買の資力を有つならば、彼は引續き以前と同様に消費するであろうからである。しかし貨幣に對しては需要は其の價值に正確に比例する。何人も彼を支える爲めに通常必要な穀物量の二倍を消費し得ないであろうが、しかし單に同一量の財貨を賣買

するに過ぎない凡ゆる者は、この貨幣量の二倍、三倍、又は何倍でもを、使用するを餘儀なくされることであろう。

私が今述べて來た議論は、貴金屬類が貨幣として使用され且つ紙幣信用が樹立されていない社會状態にのみ、妥當するに過ぎない。金屬金は、總ての他の貨物と同様に、其の市場に於ける價值を、結局それを生産する難易によつて左右される。そしてたとえ其の耐久的性質と其の分量を減少することの困難とによつてそれは其の市場價值の變動に容易に服せぬとはいへ、而もこの困難はそれが貨幣として用いられるという事情によつて大いに増加される。若し商業のみの目的の爲めに用いられる市場に於ける貨幣量が一〇、〇〇〇オンスであり、そして我國の製造業に於ける消費が年々二、〇〇〇オンスであるならば、年々の供給を抑止することによつて、一年にしてそれは其の價值に於いて四分の一すなわち二五%だけ騰貴するであろう。しかしそれが貨幣として用いられる結果として使用量が一〇〇、〇〇〇オンスであるならば、それは十年以内には價值に於いて四分の一だけ騰貴することはないであろう。紙幣は分量に於いて直ちに減少され得ようから、其の價值は、たとえ其の本位は金であつても、若しその金屬が流通の極めて小部分を形造ることによつて貨幣と極めて輕微な關係しか有たぬ場合には、金屬それ自身の價值と同様に速かに増加されるであろう。

(七一) 若し金が一國のみの生産物であり、且つそれが普遍的に貨幣として用いられるならば、

可成りの多額の租税がそれに賦課され得、それが、人々が金を製造業に於いて及び什器の爲めに用いるに比例しての他は、如何なる國の負擔する所ともならないことがあろう。貨幣として用いられる部分に對しては、多額の租税が收納されても、何人もそれを支拂わないであらう。これは貨幣に特有な性質である。限られた量しか存在せず且つ競争によつて増加され得ない總ての他の貨物は、其の價值については、購買者の嗜好や氣紛れや資力に依存している。しかし貨幣は如何なる國もそれを増加せんとする願望を有たず又は必要を有たない貨物である、通貨を二千萬使用することからは、一千萬使用することから起る以上の利益はない。一國が絹又は葡萄酒の獨占權を有つていても、而も氣紛れや流行や嗜好の爲めに、毛織布及びブランドイが好まれ且つ代用されるであらう故に、絹製品及び葡萄酒の價值は下落するであらう。同一の結果は、金の使用が製造業に限られてゐる限り、或る程度に於いて金に就いても起り得よう。しかし貨幣は交換の一般的媒介物であるから、それに對する需要は決して選擇事項でなく、常に必要事である。諸君は諸君の財貨と交換にそれを受取らなければならず、従つて若し其の價值が下落するならば、外國貿易によつて諸君が受取らせられる分量には限りがなく、又若しそれが騰貴するならば、諸君は如何なる減少にも服さなければならぬのである。勿論諸君は紙幣を代用し得ようが、しかしこれによつて諸君は貨幣の分量を減少しないし、又減少し得ない、蓋し其の分量はそれと交換されるその本位の價值によつて左右される

ものであるからである。僅少な貨幣を以て貨物が購買される國からそれがより多くの貨幣に對して販賣され得る國へと、貨物が輸出されるのを、諸君が妨げ得るのは、貨物の價值の騰貴によつてのみであり、そしてこの騰貴は外國からの金屬貨幣の輸入により、又は國內に於ける紙幣の創造又は附加によつてのみ、行われ得るものである。かくて若しスペイン王が鑛山を獨占的に所有すると假定し、そして金のみが貨幣として用いられると假定すれば彼が金に對し大なる租税を賦課するとするならば、彼は其の自然價格を極めて多く引き上げるであらう。そしてヨロッパに於ける其の市場價格は、終局に於てはスペイン領アメリカに於ける其の自然價值によつて左右されるのであるから、一定分量の金に對しヨロッパによつてより多くの貨物が與えられるであらう。しかし同一分量の金はアメリカに於いては生産されないであらう、蓋し其の價值は單に其の生産費の増加の結果たる分量の減少に比例して増加されるに過ぎないからである。かくてアメリカに於いては其の輸出された總ての金と交換に以前よりもより多くの財貨が取得されはしないであらう。そこで然らばスペインと其の植民地にとつて何處に利益があるか？ と問われ得よう。その利益はこういうことであらう、すなわち、若しより少い金が生産されるならば、より少い資本がその生産に用いられ、以前により大なる資本の使用によつて取得されたと同一の價值を有つヨロッパからの財貨が、より小なる資本の使用によつて輸入され、従つて鑛山から引き去られた資本の使用によつて得られた總

ての生産物は、スペインが租税の賦課によつて得、且つそれが他の如何なる貨物の獨占權の所有によつてもかくも豊富に且つかくも確實に取得し得ないであろう所の、利益であろう。かかる租税からは、貨幣の關する限りに於いては、ヨロッパの諸國民は何等の害をも蒙らないであろう。彼等は以前と同一の分量の財貨を有ち、従つて同一の享樂手段を有つてであろうが、しかしこれ等の財貨は、貨幣價值が騰貴しているから、より少い分量の貨幣を以て流通されるであろう。

若し租税の結果として金の現在量の單に十分の一が鑛山から得られるに過ぎないとするならば、その十分の一は現在生産されている十分の十と等しい價值を有つてであろう。しかしスペイン王は貴金屬の鑛山を獨占的に所有してはいない。そして若し彼がそれを獨占しているとしても、その所有による彼れの利益及び課税權力は大なり小なりの程度に於ける紙幣の普遍的代用の結果として、ヨロッパに於ける需要と消費との制限によつて、極めて著しく減ぜられるであろう。凡ゆる貨物の市場價格と自然價格との一致は、凡ゆる時に於いて、供給が増減され得る容易さに依存する。金や家屋や勞働や並びに其の他の多くの物の場合には、或る事情の下に於いては、この結果は急速に齎され得ない。しかし帽子や靴や穀物や毛織布の如き、年々消費され且つ再生産される貨物の場合はこれと異なる。それ等は、必要の際には、減ぜられ得よう、そして供給がそれ等の生産費の増加に比例して縮小される迄の時の隔りは、長くあり得ないのである。

土地の表面からの粗生産物に對する租税は、吾々の既に見た如くに、消費者の負擔する所となり、そして毫も地代には影響を及ぼさないであろう。但しそれが勞働の維持の爲めの基金を減少することによつて、勞賃を低め、人口を減じ、そして穀物に對する需要を減少する場合は、この限りではない。しかし金鑛の生産物に對する租税は、この金屬の價值を騰貴せしめることによつて、必然的にそれに對する需要を減じ、従つて必然的に資本が用いられていた職業からその資本を排除しなければならぬ。然らば、金に對する租税から前述の總ての利益をスペインは得るであろうにも拘わらず、資本が引き去られた鑛山の所有者は總ての彼等の地位を失うであろう。これは個人に對する損失ではあろうが、しかし國民的損失ではないであろう。地代は富の創造ではなく單にその移轉に過ぎないからである。スペイン王と、引續き採掘される鑛山の所有者は、相共に、常に解放された資本が生産した總てを受取るのみならず、更に他の所有者が失つた總てをも受取るであろう。

第一等、第二等、及び第三等の質の鑛山が採掘されており、そして各、一〇〇、八〇、及び七〇封度の重量の金を生産し、従つて第一等鑛山の地代は三十封度であり、第二鑛山のそれは十封度であると假定せよ。今租税は採掘されている各鑛山に對して年々七十封度の金であり、従つて第一等鑛山のみが有利に採掘され得ると假定せよ。總ての地代が直ちに消失すべきことは明かである。租税の賦課以前には、第一等鑛山で生産された一〇〇封度の中から三十封度の地代が支拂われ、そし

てこの鑛山の探掘者は、最も生産力の小なる鑛山の生産物に等しい額たる七十封度を保有した。然らば第一等の鑛山の資本家の手に残るものの價値は、以前と同一でなければならず、然らざれば彼は資本の通常利潤を取得しないであろう。従つて租税として、彼れの一〇〇封度の中から七〇封度を支拂つた後に、残りの三十封度の價値は以前の七十封度の價値と同じ大きさでなければならず、したがつて全百封度の價値は以前の二三三封度の價値と同じ大きさでなければならぬ。其の價値はより高いかも知れないが、しかしそれはより低くはあり得ないであろう、然らざればこの鑛山ですら探掘されざるに至るであろう。それは獨占貨物であるから其の自然價値を超過し得るであろう、そしてその際には、それはその超過に等しい地代を支拂うであろう。しかし乍らそれがこの價値以下であるならば、何等の資金も鑛山に用いられないであろう。鑛山に用いられる労働と資本との三分の一と引替に、スペインは、以前と同一の、又は殆んど全く同一の分量の貨物と交換されるべき程の金を取得するであろう。この國は鑛山から解放された三分の二のものの生産物だけより富むであろう。若し一〇〇封度の金の價値が以前に探掘された二五〇封度のそれに等しいとするならば、スペイン王の收得分たる彼れの七十封度は、以前の價値に於ける一七五封度に等しいであろう。國王の租税の大部分は資本のより良き分配によつて取得されるから、その小部分が彼自身の臣民の負擔する所となるに過ぎないであろう。

スペインの計算書は次の如くなるであろう。

以前の生産額

金二五〇封度、其の價値(假定)……………毛織布一〇、〇〇〇ヤアル

新生産額

鑛山を中止せる二人の資本家により生産さる、金一四〇封度
 が以前に交換されたと同一の價値。その大いさは……………毛織布五、六〇〇ヤアル
 第一等鑛山を採掘する資本家により生産さる、一對二・二分
 の一にて價値騰貴せる三十封度の金、従つて其の現在價値は……………毛織布三、〇〇〇ヤアル
 七十封度の王への租税、同じく一對二・二分の一にて價値騰
 貴、従つて其の現在價値は……………毛織布七、〇〇〇ヤアル
 ………………一五、六〇〇

王の受取る七、〇〇〇のうち、スペインの臣民は一、四〇〇を納めるに過ぎず、そして五、六〇〇

○は、解放された資本によつて齎された純利得であらう。

若し租税が、採掘鑛山に就いての固定額のものではなくして、其の生産物の一定割合であるならば、生産量はその結果として直ちに減少されないであらう。若し各鑛山の産額の二分の一、四分の一、又は三分の一が租税として徴收されても、それにも拘わらず彼等の鑛山をして以前と同様豊富に産出せしめるのが所有者の利益であらう。しかし若しその分量が減ぜられずして、單にその一部分が所有者から國王に移轉されるに過ぎないならば、其の價値は騰貴しないであらう。租税は、植民地の人民の負擔する所となり、そして何等の利益も得られないであらう。この種の租税は、アダム・スミスが、粗生生産物に對する租税が土地の地代に及ぼすと想像した影響を有つてであらう——すなわちそれは全然鑛山の地代の負擔する所となるであらう。實に若しこれ以上もう少し進められるならば、この租税は、常に全地代を吸收するのみならず、鑛山の採掘者から資本の普通利潤を奪ふこととなり、従つて彼は其の資本を金の生産から引き去るであらう。若しこれ以上、更にもう少し擴大されるならば、更に、良い鑛山の地代は吸收され、そして資本は更にその上引き去られるであらう。かくて分量は不斷に減少され、そして其の價値は高められ、そして吾々が指摘したと同一の結果が起るであらう。租税の一部分はスペイン植民地の人民によつて支拂われ、そして他の部分は、交換の媒介物として用いられる用具の力を増大せしめることによつて、生産物の新創造となるであらう。

なるであらう。

金に對する租税には二種類あり、その一は流通している金の實際の分量に課せられるものであり、他方は鑛山から年々生産される分量に課せられるものである。兩者は金の分量を減じて價値を騰貴せしめる傾向を有つてゐる。しかしその何れによつてもその分量が減少せしめられる迄は其の價値は騰貴せしめられないであらう、従つてかかる租税は、供給が減少せしめられるまでは暫くの間貨幣の所有者の負擔する所となるであらうが、しかし終局的には、永續的に社會の負擔する所となるべき部分は、地代の減少という形で鑛山の所有者によつて、及び、金のうち、人類の享樂に寄與する貨物として用いられ流通用具として取除けられることのない部分の、購買者によつて、支拂われるであらう。

第十四章 家屋に對する租税

(七二) 金の他にも亦、急速にその量を減少させられ得ない他の貨物がある。従つてそれに對する如何なる租税も、價格の騰貴が需要を減少させるならば、所有者の負擔となるであろう。

家屋に對する租税はこの種のものである。たとえ居住者に課せられても、それは屢々家賃の減少によつて、家主の負擔する所となるであろう。土地の生産物は年々消費され且つ再生産され、そして他の多くの貨物も同様である。従つてそれ等は急速に需要と同一水準に齎され得ようから、久しく其の自然價格を越していることは出来ない。しかし家屋に對する租税は、借家人によつて支拂われる家賃の附加と考へてよからうから、其の傾向は、家屋の供給を減少することなくして同一の家賃の家屋に對する需要を減少することであろう。従つて家賃は下落し、そして租税の一部分は間接に家主によつて支拂われるであろう。

(七三) アダム・スミスは曰く、「家屋の家賃は二つの部分に區別し得よう、其の一方は極めて正當に建築物家賃と呼ばれ得ようし、他方は普通敷地地代と呼ばれている。建築物家賃は家屋の建築に費された資本の利子又は利潤である。建築業者の職業を他の職業と同一水準に置く爲めには、

この家賃は第一に、彼が其の資本を良好な擔保を取つて貸附けた場合に、彼がその資本に對して得べきと同一の利子を支拂うに足り、又第二に、家屋を絶えず修繕して置くことに、又は同じことになるが、一定年限にそれを建築するに使用された資本を回収するに足ることが、必要である。」(譯者註)「若し金利に比例して、建築業者の職業が、或る時に於いて、これよりも遙かにより大なる利潤を與えるならばそれは直ちに他の諸の職業から極めて多くの資本を引去り、その結果この利潤を其の正當な水準まで低下せしめるであろう。若しもそれが或る時に於いてこれよりも遙かにより以下を與えるならば、他の職業は直ちにこの職業から多くの資本を引去り、其の結果再びその利潤を高めるであろう。家屋の全家賃のうちこの正當な利潤を與えるに足る額を越える總ては、當然に敷地地代に屬する。そして土地の所有者と建築物の所有者とが、二人の異なる人である場合には、それは大抵の場合に於いて完全に前者に支拂われる。大都市から遠く離れ、土地を廣く選擇し得る、田舎家屋にあつては、敷地地代は、家屋のある場所が農業に用いられた場合に支拂う所以上では殆んどなく、又はそれ以上では全くない。或る大都市の近郊に於ける田舎の別墅にあつては、それは時に大いにより高く、そしてその特殊の便益又は地の利は其處に於いては屢々極めて高い支拂を受ける。敷地地代は一般に、首都に於いて、又、取引や事業の爲めであろうと、娯樂や社交の爲めであろうと、又は單なる虚榮や流行の爲めであろうと、その需要の理由が何であるかを問はず、とに

かく家屋に對する需要の最大な首都の特殊部分に於いて、最高である。』(譯者註二) 家屋の家賃に對する租税は、居住者か土地地主か又は建物家主かの負擔となるであろう。普通の場合に於いては、全租税は直接的に且つ終局的に居住者によつて支拂われると推定し得よう。

(譯者註一) 『諸國民の富』 キヤナン版、第二卷、三三四頁。

(譯者註二) 同上、三二五頁。

若しこの租税が適量であり、そして國の事情により其の國が靜止的か又は進歩的かであるならば、家屋の居住者には、より悪い種類の家屋で満足しようという動機は、殆んど起らないであろう。しかし若しこの租税が高いか、若しくは或る他の事情が家屋に對する需要を減少するならば、家主の所得は下落するであろうが、蓋し居住者は租税の一部を家賃の減少によつて償われるであろうからである。しかし乍ら、租税のうち家賃の下落によつて居住者が免れた部分が、如何なる割合に於いて、建築物家賃と敷地地代との負擔する所となるであろうかをいうことは困難である。最初には恐らく双方が影響を蒙るであろう。しかし家屋は徐々としてではあるがしかし確實に破滅して行くものであるから、そして建築業者の利潤が一般水準にまで回復されるまではそれ以上家屋は建築されないであろうから、建築物家賃は暫くの後には、其の自然價格にまで回復されるであろう。建築業者は單に建物が存続する間家賃を受取るに過ぎないのであるから、最も不幸な事情の下に於いては、彼

は、それ以上の期間、租税の如何なる部分をも支拂い得ないであろう。

かくてこの租税の支拂は終局的には居住者及び土地地主の負擔する所となるであろう、しかし、『如何なる割合に於てこの終局的支拂が彼等の間に分たれるかは』とアダム・スミスは曰う、『これを確かめることは、恐らくは極めて容易ではない。この分割は恐らく、異なる事情に於いては極めて異なるであろう、そしてこの種の租税は、それ等の異なる事情に従つて、家屋の住人と土地の所有者との双方に極めて不平等に影響を及ぼすであろう。』(註)

(註) 第五篇、第二章(譯者註——キヤナン版、三二六頁)。

・アダム・スミスは敷地地代を以て特に適當な課税物件であると考へている。彼は曰く、『敷地地代及び通常の土地地代の兩者は、所有者が多くの場合に於いて、彼自身の配慮や注意を要せずして享受する収入の一種である。たとへこの収入の一部分が、國家經費を支拂う爲めに、彼から取去られたとしても、如何なる種類の産業もそれによつては阻害されないであろう。社會の土地及び労働の年々の生産物は、人民の大多數の眞實の富及び収入は、かかる租税が課せられた後に於いてもその以前も同一であろう。従つて敷地地代及び通常の土地地代は恐らく、それ等に對して特殊の租税が課せられてもそれを最も良く負擔し得るといふ種類の収入である。』(譯者註) これ等の租税の結果がアダム・スミスの述べた如きものであることは、認めなければならぬ。しかし、専ら社會の

或る特定階級の収入にのみ課税するというのは、確かに極めて不正であろう。國家の負荷は總ての者が其の資力に應じて負擔しなければならぬ。これは、總ての課税を支配すべきものとしてアドム・スミスが擧げてゐる四つの公理の一つである。賃料は屢々、多年の辛苦の後に其の利得を實現しそして其の財産を土地や家屋の購買に支出した人々に、歸屬する。そして財産に不平等に課税することは、確かに、財産の安固という常に神聖に保たるべき原理の一侵害となるであろう。土地財産の移轉が負つてゐる印紙税が恐らくそれを最も生産的ならしめるべき人々への其の移轉を著しく害してゐるのは、悲しむべきことである。そして土地が、適當な單一課税物件と看做されて、常に、その課税の危険を償ふ爲めに價格に於いて低下せしめられるのみならず、更にその危険の不確定的性質と不確實な價值とに比例して、眞面目な事業というよりは、賭博の性質をより多く有つ所の投機の恰好な目的物となることを、考えるならば、その場合土地を最も所有しそうな人は、恐らく、其の土地を最も有利になるように使用する如き眞面目な所有者の性質よりも、賭博者の性質をより多く有つ人であろう。

(譯者註) 同上、三二八頁。

第十五章 利潤に對する租税

(七四) 一般に奢侈品と名づけられてゐる貨物に對する租税は、それを使用する者のみの負擔する所となる。葡萄酒に對する租税は葡萄酒の消費者によつて支拂われる。娛樂用馬匹又は馬車に對する租税は、かかる享樂物を備へてゐる者により、且つ彼等がそれ等を備へてゐる程度に正確に比例して、支拂われる。しかし必需品に對する租税は必需品の消費者達に對し、彼等によつて消費される分量に比例して影響するものではなく、屢々遙かにより高い比例に於いて影響する。穀物に對する租税は、既に述べた如くに、製造業者に對し、常に彼及び其の家族が穀物を消費するに比例して影響するのみならず、更にそれは資本の利潤率をも變更せしめ、從つて彼れの所得にも影響する。勞働の勞賃を騰貴せしめるものは何でも資本の利潤を下落せしめ、從つて、勞働者によつて消費される如何なる貨物に對する租税も、すべて利潤率を下落せしめる傾向を持つものである。

帽子に對する租税は帽子の價格を騰貴せしめるであろう。靴に對する租税は靴の價格を騰貴せしめるであろう。若しそうでなければ租税は結局製造業者によつて支拂われるであろう。彼れの利潤は一般水準以下に下落しそして彼は其の職業を中止するであろう。利潤に對する部分的租税は、そ

れを負担する貨物の価格を騰貴せしめるであろう。例えば帽子製造業者の利潤に對する租税は帽子の価格を騰貴せしめるであろう。蓋し若し彼れの利潤が課税され、そして如何なる他の職業のそれも課税されないならば、彼れの利潤は、彼が其の帽子の価格を引上げない限り、一般利潤率以下となり、そして彼は其の職業を中止して他の職業に赴くであろうからである。

同様にして農業者の利潤に對する租税は穀價を騰貴せしめるであろう。毛織物製造業者の利潤に對する租税は毛織物の価格を騰貴せしめるであろう。そして利潤に比例しての租税が總ての職業に賦課せられるならば凡ゆる貨物は價格に於いて騰貴せしめられるであろう。しかし若し吾々に我國の貨幣の本位を供給する鑛山が我國にあり、そして鑛山業者の利潤も亦課税されるならば、如何なる貨物の價格も騰貴せず、各人は其の所得の等しい割合を與え、そして萬事は以前の通りであろう。若し貨幣が課税されず、従つて其の價值を保持することが許されるが、然るに他の凡ゆる物は課税され、そして價值に於いて騰貴せしめられるならば、各同一の資本を使用し且つ同一の利潤を得ている帽子製造業者、農業者、及び毛織物製造業者は同一額の租税を支拂うであろう。若し租税が一〇〇磅であるならば、帽子、毛織布、及び穀物は各、價值に於いて一〇〇磅だけ騰貴せしめられるであろう。若し帽子製造業者が彼れの帽子によつて一、〇〇〇磅ではなく一、二〇〇磅を利得するとしても、彼は租税として政府に一〇〇磅を支拂い従つて依然彼自身の消費の爲めの財貨に對

し支出すべき一、〇〇〇磅を有つてであろう。しかし毛織布、穀物、及び其他總ての貨物は同一の理由によつて價格に於いて騰貴せしめられるから、彼は其の一、〇〇〇磅に對し以前に九一〇磅に對し取得した以上を取得しはせず、かくして彼は其の支出を減少せしめて國家の緊急費に貢獻するといふことになる。彼は、租税の支拂によつて、國の土地と勞働との生産物の一部分を彼自身では使用せずして、それを政府の處分に委ねることになるであろう。若し彼れの一、〇〇〇磅を支出せずして、それを彼れの資本に附加するならば、彼は勞賃の騰貴及び粗生原料品と機械との費用の増加に際し、彼れの一、〇〇〇磅の貯蓄が以前の九一〇磅の貯蓄額以上に及ばぬことを見出すであろう。若し貨幣が課税されるならば、又は若し或る他の原因によつて其の價值が變動し、そして總ての貨物が以前と正確に同一の價值に留まるならば、製造業者と農業者との利潤も亦以前と同一であり、それは引續き一、〇〇〇磅であろう。そして彼等は各、政府に對し一〇〇磅を支拂わなければならぬであろうから、彼等は僅かに九〇〇磅を保持するに過ぎず、それは彼等がそれを生産的勞働に支出しようとは不生産的勞働に支出しようとは論なく、國の土地及び勞働の生産物に對するより小なる支配權を彼等に與えるであろう。正確に彼等が失う所を政府は利得するであろう。第一の場合に於いては、納税者は一、〇〇〇磅に對し、彼が以前に九一〇磅に對し得た所と同一の分量の財貨を得るであろう。第二の場合に於いては、彼は單に以前に九〇〇磅に對し得たと同じ額を得るに過

ぎないであろうが、それは蓋し財貨の価格は依然として不変であり、そして彼は單に九〇〇磅を支出し得るに過ぎないからである。このことは租税の額の相違から起るものである。第一の場合に於いてはそれは單に彼れの所得の十一分の一に過ぎない。第二の場合に於いてはそれは十分の一である。貨幣はこの二つの場合に異なる價值を有つてゐるのである。

(七五) しかし、たとえ貨幣が課税されず、そして價值に於いて變動しなければ、總ての貨物は價格に於いて騰貴するであろうとはいへ、それ等は同一の比例に於いては騰貴しないであろう。それ等は課税の後には、課税の前に有つていたと同一の相對價值を相互に有たないであろう。本書の前の部分に於いて、吾々は、固定資本及び流動資本えの、又は寧ろ耐久的資本及び消耗的資本えの資本の分割が、貨物の價格に對して及ぼす結果を論じた。吾々は二人の製造業者が正確に同一額の資本を用い、そしてそれから正確に同一額の利潤を得ても、而も彼等は其の貨物を、彼等が使用する資本が消費され且つ再生産される速度の遲速に従つて、極めて異なる貨幣額に對して賣るであろうといふことを、説明した。その一方は彼れの財貨を四、〇〇〇磅で賣り、他方は、一〇、〇〇〇磅で賣り、そして彼等は共に一〇、〇〇〇磅の資本を使用して二〇%の利潤すなわち二、〇〇〇磅を得ることもあろう。一方の資本は例えば、再生産さるべき二、〇〇〇磅の流動資本と、建物及び機械に於ける八、〇〇〇磅の固定資本とから成るであろう。他方の資本はこれに反し、八、〇〇〇磅

の流動資本と、建物及び機械に於ける僅か二、〇〇〇磅の固定資本とから成るであろう。さて若しこれ等の人の各々が彼れの所得に對する一〇%すなわち二〇〇〇磅を課税されるならば、一方は其の事業をして一般利潤率を生ぜしめる爲めに、彼れの財を二〇、〇〇〇磅から一〇、二〇〇磅に引き上げなければならぬ。他方も亦彼の財貨の價格を四、〇〇〇磅から四二〇〇磅に引き上げざるを得ないであろう。課税の前にはこれ等の製造業者の一方によつて賣られた財貨は、他方の財貨よりも二倍半の價值を有つていた。課税の後にはそれは二・四二倍の價值を有つてであろう。一方の種類は二%騰貴したであろう。他方は五%騰貴したのである。従つて所得に課せられる租税は、貨幣が引續き價值に於いて變動しない間は、貨物の相對價格及び價值を變動せしめるであろう。このことはまた、租税が利潤には課せられずに貨物そのものに課せられた場合にも、眞實であろう。それ等が其の生産に用いられた資本の價值に比例して課税されるならば、其の價值がどうであろうとも、それは平等に騰貴し、従つて以前と同一の比例を保持しないであろう。一萬磅から一萬一千磅に騰貴した一貨物は、二、〇〇〇磅から三、〇〇〇磅に騰貴したもう一つの貨物に對して、以前と同一の關係を有たないであろう。若しかかる事情のもとに於いて、貨幣が、——如何なる原因から起つたものであろうと、——價值に於いて騰貴するならば、それは同一の比例に於いて貨物の價格に影響を及ぼすことはないであろう。一方の價格を一〇、二〇〇磅から一〇、〇〇〇磅に、すなわ

ち二%弱下落せしめると同一の原因は、他方の價格を四、二〇〇磅から四、〇〇〇磅に、すなわち四%四分の三下落せしめるであろう。若し両者がこれを異なる或る比例で下落するならば、利潤は等しくないことになるであろう。蓋し、それを等しくする爲めには、第一の貨物の價格が一〇、〇〇〇磅の時には第二の貨物の價格は四、〇〇〇磅でなければならず、そして第一のものの價格が一〇、二〇〇磅の時には他のものの價格は四、二〇〇磅でなければならぬ。

この事實の考察は、未だ嘗て言及されたことがないと私が信ずる一つの極めて重要な原則の理解に導くであろう。それはこうである、すなわち、何等の課税も存在しない國に於いては、稀少又は豊富から生ずる貨幣價值の變動は、等しい比例に於いて一切の貨物の價格に影響を及ぼすであろうし、若し一、〇〇〇磅の價值を有する貨物が一、二〇〇磅に騰貴し又は八〇〇磅に下落するならば、一〇、〇〇〇磅の價值を有する貨物は一二、〇〇〇磅に騰貴し又は八、〇〇〇磅に下落するであろうが、しかし價格が課税によつて人爲的に騰貴せしめられる國に於いては、流入による貨幣の豊富又は外國の需要による其の輸出と、その結果たる稀少は、一切の貨物の價格に對し同一の比例に於いて作用することはなく、それは或るものを五、六、又は一二%騰貴又は下落せしめ、他のものを三、四、又は七%だけ騰貴又は下落せしめるであろう、ということである。若し一國が課税されずとして貨幣が價值に於いて下落するならば、凡ゆる市場に於ける貨幣の豊富は、その各々に於いて

て同様の結果を生ずるであろう。若し肉が二〇%騰貴するならば、パン、麥酒、靴、労働、及び凡ゆる貨物も亦二〇%騰貴するであろう。各職業に同一の利潤率を確保するためにはそれ等がそうなるべきことが必要である。しかしこれ等の貨物の何れかが課税されている時にはこのことは最早眞實ではない。若しその場合にそれ等が總て貨幣價值の下落に比例して騰貴するならば、利潤は不平等になるであろう。課税貨物にあつては利潤は一般水準以上に高められ、そして資本は一職業から他の職業に移轉され遂に利潤の平衡が回復されるに至るのであるが、このことは相對價格が變動した後にのみ起り得ることである。

この原則は、英蘭銀行兌換停止中に於ける、貨幣價值の變動によつて貨物の價格に對し生ぜしめられたといわれている種々なる結果を、説明するものではないであろうか？ 紙幣流通が過剰であつた爲めに通貨がその期間減價された、と主張した人々に對しては、若しそれが事實であるならば、總ての貨幣は同一の比例で騰貴すべき筈であつた、という反對論がなされた。しかし多くの貨物は他のものよりも極めてより多く變動したことが見出され、そしてこのことからして、物價騰貴は貨物の價值に影響を及ぼすものかによるのであつて、通貨の價值の變動にはよるのではないと、推論されたのである。しかし乍ら、吾々が今見た如くに、貨物が課税されている國に於いては、それは、通貨の價值の騰貴の結果であるにしても下落の結果であるにしても、必ずしも總て同一の比例

で價格が變動するものではないことが、分るのである。

(七六) 若し農業者の利潤を除き總ての職業の利潤が課税されるならば、粗生産物を除く總ての財貨は貨幣價值に於いて騰貴するであろう。農業者は以前と同一の穀物所得を得、そして彼れの穀物をも亦同一の貨幣價格で賣るであろう。しかし彼は、穀物を除き彼が消費する總ての貨物に對して附加的價格を支拂わざるを得ないであろうから、それは彼にとり一つの消費税であろう。彼は又貨幣價值の變動によつてもこの租税から免れないであろう。蓋し貨幣價值の變動は、凡ゆる課税貨物を其の以前の價格にまで下落せしめるであろうが、しかし課税されないものは其の以前の水準以下に下落すべく、従つてたとえ農業者は彼れの貨物を以前と同一の價格で購買するとしても、それ等を購買すべき貨幣は減少してゐるであろうからである。

地主も亦正確に同一の地位にあるであろう、若し總ての(他の——耕者挿入)諸貨物が價格に於いて騰貴し、そして貨幣が依然同一の價值にあるならば、彼は以前と同一の穀物地代を、そして同一の貨幣地代を、得るのである。そして若し總ての(他の——同前)諸貨物が依然同一の價格にあるならば彼は同一の穀物地代を、より少い貨幣地代を、得るのである。従つて何れの場合に於いても、たとえ彼れの所得が直接に課税されなくとも、彼は間接的に徴收される税金に貢獻するであろう。しかし農業者の利潤も亦課税されると假定すれば、彼は他の職業者と同一の地位にあるであろう。

彼れの粗生産物は騰貴し、従つて彼は、租税を支拂つた後に同一の貨幣收入を得るであろうが、しかし彼は、粗生産物も含めての彼が消費する總ての貨物に對して附加的價格を支拂うであろう。

しかし乍ら彼れの地主はその地位を異にするであろう、彼は其の借地人の利潤に對する租税によつて利益を受けるが、蓋し彼は、彼れの必要とする製造貨物が騰貴した場合にこれを購買する際の附加的價格を償われるであろうからである。そして若し貨幣價值の騰貴の結果として貨物が其の以前の價格で賣れてゐるならば、彼は同一の貨幣收入を得るのである。農業者の利潤に對する租税は、土地の總生産物に比例する租税ではなく、地代、勞賃、其他總ての諸掛を支拂つて後の其の純生産物に比例する租税である。第一、第二、及び第三等地なる、異なる種類の土地の耕作者は、正確に同一の資本を使用するから、總生産物の分量がどうあろうとも、その一人は他の者よりもより多くの總生産物を得るのであるが、而も彼等は正確に同一の利潤を得、従つて總て同様に課税されるであろう。第一等地の總生産物は一八〇ククタアであり、第二等地のそれは一七〇ククタア、第三等地のそれは一六〇ククタアであり、そしてその各々は二〇ククタアの税を課せられると假定すれば、租税を支拂つて後の第一等、第二等、及び第三等地の生産物の間の差違は以前と同一であろう。蓋し、第一等地は一七〇ククタア、第二等地は一六〇ククタア、そして第三等地と第二等地との間の差違は一〇ククタアであろうからである。若し、課税後に、穀物及び總ての他の貨物の價格が依然

として以前と同一であるならば、穀物地代並びに貨幣地代は引続き不變であろう。しかし若し穀物及び總ての他の貨幣の價格が、租税の結果として騰貴するならば、貨幣地代も亦、同一の比例に於いて騰貴するであろう。若し穀物價格が一クヲタアにつき四磅であるなら、第一等地の地代は八〇磅であり、又第二等地のそれは四〇磅であろう。しかし、若し穀物が五%だけ、すなわち四磅四シリング騰貴するならば、地代も亦五%騰貴するであろう、蓋しこの際二〇クヲタアの穀物は八四磅に値し、そして一〇クヲタアは四二磅に値するからである。従つて凡ゆる場合に於いて地主はかかる租税によつて影響を蒙らないであろう。資本の利潤に對する租税は常に穀物地代を依然不變の儘にして置き、従つて貨幣地代は穀價と共に變動する。しかし粗生生産物に對する租税又は十分一税は決して穀物地代を不變の儘にして置くことなく、しかし一般的に貨幣地代をして以前と同一ならしめて置くのである。本書の他の部分に於いて、私は、若し同一貨幣額の地租が、凡ゆる種類の耕地に、肥沃度の相違を斟酌することなしに課せられるならば、それはより肥沃な土地の地主にとつては一つの利潤であろうから其の作用は極めて不等であろうことを、述べた。それは最劣等の土地の農業者の荷う負擔に比例して穀價を騰貴せしめるであろう。しかしこの附加的價格はより良い土地により産出されるより多量の生産物もこれを得るのであるから、かかる土地の農業者は其の借地期限の間利益を受け、そしてその後にはこの利益は地代増加の形に於いて地主の手に入るであろう。

農業者の利潤に對する平等な租税の結果は正確に同一である。若し貨幣が同一の價值を保持するならば、それは地主の貨幣地代を騰貴せしめる。しかし總ての他の職業の利潤が農業者の利潤と同様に課税され、従つて總ての財貨の價格が穀物の價格と同様に騰貴せしめられるのであるから、地主はそれだけの額を其の地代を支出して得る財貨及び穀物の貨幣價格の増加によつて失うのである。若し貨幣が價值に於いて騰貴し、そして總ての物が資本の利潤に對する課税の後に其の以前の價格にまで下落するならば、地代も亦以前と同一であろう。地主は同一の貨幣地代を受取り、そしてそれを支出して得る總ての貨物を其の以前の價格で取得するであろう。従つて凡ゆる事情の下に於いて彼は引続き租税を負擔しないであろう(註)。

(註) 農業者の利潤のみが課税され、そして他の如何なる資本家の利潤も課税されないということは、地主にとり極めて有利であろう。それは事實上一部分は國家の利益の爲め、又一部分は地主の利益の爲め、粗生生産物の消費者に對する租税であろう。

この事情は奇妙である。農業者の利潤に課税しても、農業者の利潤が租税から除外された場合以上には彼は負擔を蒙らず、そして地主は、彼れの借地人の利潤が課税されることに決定的利害關係を有つているが、蓋し彼自身が引続き眞實に租税を負擔しないのはこの條件の下に於いてのみであるからである。

(七七) 資本の利潤に對する租税は、若し總ての貨物がこの租税に比例して騰貴するものならば、たとえ株主の配當は引續き課税されなくとも、株主にも亦影響を及ぼすであろう。しかし若し、貨幣價値の變動によつて、總ての貨物が其の以前の價格にまで下落するものならば、株主はこの租税に何物をも支拂わないであろう。彼は彼れの總ての貨物を同一の價格で購買するであろうが、而もなお同一の貨幣配當を受取るであろう。

(七八) 一人の製造業者の利潤のみに課税することによつて、彼れの財貨の價格が、彼を總ての他の製造業者と平等ならしめる爲めに、騰貴するであろう、ということが承認され、又二人の製造業者の利潤に課税することによつて、二種の財貨の價格が騰貴しなければならぬ、ということが承認されるならば、私は、吾々に貨幣を供給する鑛山が我國にあり且つ引續き課税されていない限り、凡ゆる製造業者の利潤に課税することによつて凡ゆる財貨の價格が騰貴するであろう、ということ、如何にして争い得るかがわからない。しかし貨幣又は貨幣の本位は外國から輸入される貨物であるから、總ての財貨の價格は騰貴し得ないであろう。蓋しかかる結果は貨幣の附加的分量なくしては起り得ず(註)、それは一〇二頁に於いて説明された如くに高價な財貨と交換しては取得され得ないからである。しかし乍ら若しかかる騰貴が起り得たとしてもそれは外國貿易に力強い影響を與えるであろうが、それは永續的ではあり得ないであろう。輸入貨物と引替にかかる高價な財貨を輸出

することは出来ないであろう、従つて吾々は、賣ることを止めたにも拘わらず、暫くの間引續き買わなければならず、そして貨物の相對價値が以前と殆んど同一になるまで貨幣又は地金を輸出しなければならぬであろう。良く統制された利潤に對する租税は結局内國製及び外國製の貨物を、共に、租税が課せられる前にそれ等が有つていたと同一の貨幣價格に恢復するであろうことは、私には絶對に確實であるように思われる。

(註) 更に考察を加えた結果、若し貨物の價格が課税によつて騰貴し、生産の困難によつて騰貴したのでないならば、同一量の貨物を流通せしめる爲めに、より多くの貨幣が必要とされるべきかを、私は疑う。一〇〇、〇〇〇クワタアの穀物が一定の地方、一定の時に一クワタアにつき四磅で賣られ、そして一クワタアにつき八シリングの直接税の結果として、穀物が四磅八シリングに騰貴すると假定すれば、思うに、この穀物をこの騰貴せる價格に於いて流通せしめる爲めに必要な貨幣量は同一であつて、より多くはないであろう。若し私が以前には一クワタアを四磅で購買しそして租税の結果として私の消費を一〇クワタアに減少するの餘儀なきに至るならば、私は總ての場合に於いて私の穀物に對して四四磅を支拂うであろうから、私はより多くの貨幣を必要としないであろう。公衆は實際十一分の一だけより少く消費し、そしてこの分量は政府によつて消費されるであろう。それを購買するに必要な貨幣は租税の形に於いて農業者達から受取らるべき一クワタアにつき八シリングから徴收されるであろうが、しか

し徴収額は同時に彼等に其の穀物に對して支拂われるであらう。従つてこの租税は事實上一つの物納租税であり、そしてより多くの貨幣の用いられることを必要としないか、又は必要とするものとしても、その分量は無視してもかまわぬ程少くである。

粗生生産物に對する租税、十分一税、勞賃に對する、及び勞働者の必需品に對する租税は、勞賃を騰貴せしめることによつて、利潤を下落せしめるであらうから、それ等は總て、たとえ其の程度は等しくなくとも、同一の結果を伴うであらう。

國內製造業を大いに進歩せしめる機械の發明は、常に、貨幣の相對價值を高め従つて其の輸入を獎勵する傾向を有つてゐる。貨物の製造業者が又は栽培業者かに對する一切の障害の増加たる一切の課税は、これに反し、貨幣の相對價值を低め従つて其の輸出を獎勵する傾向を有つてゐるのである。

第十六章 勞賃に對する租税

(七九) 勞賃に對する租税は勞賃を騰貴せしめ、従つて資本の利潤率を低下せしめるであらう。

吾々は既に、必需品に對する租税は其の價格を騰貴せしめ、そして勞賃の騰貴を伴うであらう、と
いうことを見た。必需品に對する租税と勞賃に對する租税との間の唯一の差異は、前者は必然的に
必需品の價格の騰貴を伴うであらうが、しかし後者はそれを伴わないであらうということである。
従つて勞賃に對する租税に對しては、株主も、地主も、又は勞働の雇傭主を除く他の如何なる階級
も、納税しないであらう。勞賃に對する租税は全然利潤に對する租税であり、必需品に對する租税
は一部分は利潤に對する租税であり、そして一部分は富める消費者に對する租税である。然らばか
かる租税から生ずべき窮極的結果は、利潤に對する直接税から生ずるそれと正確に同一である。

アダム・スミスは曰く、二下級勞働者階級の勞賃は、何處に於いても必然的に、二つの異なる事情、
すなわち勞働に對する需要及び食料品の通常價格又は平均價格によつて左右されるということ、と、
私は第一篇に於いて説明せんと努めた。勞働に對する需要は、それがたまたま靜止的であるか又は
減退しつつあるかに従つて、又それが、増加しつつある、靜止的なる、又は減退しつつある人口を

必要とするに従つて、労働者の生活資料を左右し、そして如何なる程度に於いてそれを豊富に、適當に、又は稀少ならしめるかを決定する。食料品の通常價格又は平均價格は、労働者をして、年々この豊富な適當な又は稀少な生活資料を購買し得しめる爲めに、彼に支拂われねばならぬ貨幣量を決定する。従つて労働に對する需要と食料品の價格が引續き同一である間は、労働の勞賃に對する直接税は勞賃をこの租税よりも稍、より高く騰貴せしめる以外の結果を有し得ない。(編者註)

(編者註) 『諸國民の富』第五篇、第二章(譯者註——キヤナン版、第二卷、三四八頁)。

(八〇) ここにスミス博士によつて展開されている命題に對して、ビウキヤナン氏は二つの反對論を提出している。第一に彼は労働の貨幣勞賃は食料品の價格によつて左右されるということゝを否定する。又第二に彼は労働の勞賃に對する租税は労働の價格を騰貴せしめるであらうということゝを否定する。第一の點に就いては、ビウキヤナン氏の議論は次の如くである、五九頁(編者註) 『労働の勞賃は、既に述べた所であるが、貨幣から成るものではなく、貨幣が購買する所のもの、すなわち食料品及び其他の必需品から成る。そして共通の貯財からの労働者への給與は常にその供給に比例するであらう。食料品が低廉にして豊富なる所では彼れの分前はより多くそしてそれが稀少にして高價なる所ではそれはより少いであらう。彼れの勞賃は常に彼に其の正當な分前を與えるであらうが、彼にそれ以上を與えることは出來ない。労働の貨幣價格は食料品の貨幣價格によつて左右さ

れ、そして食料品が價格に於いて騰貴する時には勞賃はそれに比例して騰貴するといふのは、實に、スミス博士及び大抵の他の論者の採る意見である。しかし労働の價格が食物の價格と何等の必然的な關聯をも有たないことは明かである。蓋しそれは全然需要と比較しての労働者の供給に依存するからである。しかのみならず、食料品の高い價格は供給の不足の確實な徴候であり、そして事物の自然の行程に於いて消費を妨げる目的を以て起るものであることを、考えなければならぬ。食物のより小なる供給が同一數の消費者に分たれるならば、明かに各人にはより小なる分前しか残らず、そして労働者は共通の缺乏に對する彼れの分前を負担しなければならぬ。この負擔を平等に分配し、そして労働者が以前の如く自由に生活資料を消費するのを妨げる爲めに、價格は騰貴するのである。しかし勞賃は、彼が依然として、より稀少な貨物の中の同一分量を用い得る爲めに、それと共に騰貴しなければならぬように見える。そこでかくて自然は、先ず最初には消費を減少せしめる爲めに、食物の價格を騰貴せしめることにより、そして後には労働者に以前と同一の供給を與える爲めに、勞賃を騰貴せしめることによつて、自分自身の目的に逆行するものとして、現わされている。』

(編者註) 『諸國民の富』ビウキヤナン版、一八一四年、第四卷、五九—六〇頁。

ビウキヤナン氏のこの議論には、眞理と誤謬との大混同があるように私には思われる。食料品の

高い價格は時に不足な供給によつて齎されるという故を以て、ビウキャナン氏はそれを以て、不足な供給の確實な表示と想像している。彼は多くの原因から生じ得べきものを、ただ一つの原因に歸している。不足な供給の場合にはより、小量が同一數の消費者の間に分たれそしてより、小なる部分が各人に歸すべきことは、疑いもなく眞實である。この缺乏を平等に分配し、そして労働者が生活資料を以前と同様に自由に消費するのを妨げる爲めに、價格は騰貴する。従つて不足な供給によつて惹起される食料品の價格の如何なる騰貴も、必ずしも労働の貨幣勞賃を騰貴せしめないであらうが、それは消費が遅滞されねばならぬからであるが、このことは消費者の購買力を減少することによつてのみ果され得るといふことは、ビウキャナン氏に許されなければならない。しかし食料品の價格が不定の供給の不足によつて騰貴するという故を以て、吾々は、ビウキャナン氏がなしたと思われ如くに、高い價格を伴う豊富な供給はあり得ないと結論することは決して許されないが、ここに高い價格とは、貨幣に關してのみならず、更に他の總ての物に關しての高い價格のことである。

常に終局的に貨物の市場價格を支配する所の其の自然價格は生産の便宜に依存するが、しかし生産量はその便宜には比例しない。たとえ現在耕作されている土地は三世以前前の耕地よりも遙かに劣り、従つて生産の困難は増加されていても、何人が、現在の生産量が當時の生産量を極めて遙かに超過することを、疑い得ようか？ 常に高い價格が増加せる供給と兩立し得るのみならず、又そ

れがこれと共に起らぬことは稀である。かくて若し、課税又は生産の困難の結果、食料品の價格が騰貴しそしてその分量が減少されぬならば、労働の貨幣勞賃は騰貴するであらう。蓋しビウキャナン氏が正當に觀察した如くに、『労働の勞賃は貨幣には存せず、貨幣が購買する所のもの、すなわち食料品其の他の必需品に存する。そして共通の貯財からの労働者への給與は常にその供給に比例するであらう』からである。

(八一) 労働の勞賃に對する租税は労働の價格を騰貴せしめるか否かという第二の點に關して、ビウキャナン氏は曰く、『労働者が彼れの労働の正當な報償を受取つた後に、彼が後に租税に支拂わねばならぬものを、如何にして彼は其の僱主に求償し得ようか？ かかる結論の正當なることを保證する法則又は原則は世上にはない。労働者が彼れの勞賃を受取つた後は、それは彼自身の保有する所でありそして彼は出來る限り彼が其の後に蒙るかも知れぬ如何なる徴收の負擔をも擔わなければならぬ。蓋し彼は、既に彼に其の仕事の正當な價格を支拂つた者にその補償をなさしめる何等の方法をも有たないからである。』(編者註一) ビウキャナン氏は、大いに賞讃して人口に關するマルサス氏の著作から次の如き有能な章句を引用しているが、それは私には、完全に彼れの反對論に答うる所あるものと思われる。『労働の價格は、其の自然的水準を見出すに委ねられている時には、食料品の供給とそれに対する需要との間の、消費せられるべき分量と消費者數との間の、關係を示

す所の、極めて重要な政治的晴雨計である。そして、偶發的事情を別として平均をとるならば、それは更に、人口に關し社會の欲求する所を明瞭に示すものである。換言すれば、現在の人口を正確に維持する爲めには、一結婚に對し幾何の子供が必要であろうと、勞働の價格は、勞働維持の爲めの眞實の財本の状態が靜止的であるか、進歩的であるか、又は退歩的であるかに従つて、この數を丁度支持するに足るか、又はそれ以上であるか、又はそれ以下であろう。しかし乍らそれにかかる見解に於いて考えることなく、吾々は、それを以て吾々が恣に引上げ又は引下げ得るもの、主として國王の治安判事に依存するものと、考えている。食料品の價格騰貴が供給に對して需要が餘りに大なることを示している時に、勞働者を以前と同一の境遇に置かんが爲めに吾々は勞働の價格を引上げる、換言すれば吾々は需要を増加する、そして然る後食料品の價格が引續き騰貴するのに大いに驚く。この場合に吾々の行爲は、普通の晴雨計の水銀が暴風雨になつてゐる時に、或る強制的壓力によつてそれを快晴に引上げ、そして然る後に引續き降雨が続くのに大いに驚いてゐると、極めて類似してゐるのである。』(編者註二)

(編者註一) 同上、第三卷、三三八頁、註。

(編者註二) 『人口論』第二卷、第三篇、第五章、一六五、一六六頁、(第三版)。

『勞働の價格は人口に關し社會の欲求する所を明瞭に示すであろう。』それは、當該時に勞働者の

維持の爲めの財本の状態が必要とする人口を支持するに丁度足るであろう。若し勞働者の勞賃が以前にこの必要な人口を供給するに足るのみであつたならば、それは課税後には、彼は其の家族に對し費すべき同一の財本を有たないであろうから、その供給に不適當になるであろう。従つて勞働は、需要が繼續するから、騰貴するであろうし、そして供給が妨げられないのは、價格の騰貴によつてのみである。

帽子又は麥芽が課税された時に騰貴するのを見る程普通なことではない。それは、それが騰貴しなければ必要な供給が與えられないから、騰貴するのである。勞賃が課税された時には勞働についても同様であり、其の價格はそれが騰貴しなければ必要な人口が維持されないから、騰貴するのである。ピウキャナン氏は、彼が次の如く言う時には、ここに主張されている總てを認めているのではないか? 『若しも彼(勞働者)が實際に僅かに單なる必需品を得るに過ぎぬまで落魄するならば、彼は其の勞賃をより、以上減額されないであろう、蓋し彼はかかる境遇に於いては其の種を繼續し得ないであろうからである。』(編者註) 國の事情によつて、最低の勞働者が、常に其の種の繼續のみならず更にその増加が求められている、と假定すれば、彼等の勞賃はそれに従つて左右されるであろう。若し租税が彼等からその勞賃の一部を取去り、そして彼等を單なる必需品を得るに過ぎぬ迄に落魄せしめるならば、彼等は必要とされる程度に於いて増殖し得ようか?

課税貨物は、若しそれに對する需要が減少し、且つ若し分量が低減せられ得ないならば、租税に比例して騰貴しないことは、疑いもなく眞實である。若し金屬貨幣が一般に使用されているならば、其の價値はかなりの間、租税によつて、租税の額に比例して、騰貴せしめられはしないであろう。蓋しより、高い價格に於いては、需要は減少せしめられ、その分量は減少せしめられないであろうからである。そして疑いもなく同一の原因は屢々、労働の賃に影響する。労働者數は、彼等を雇ふべき基金の増加又は減少に比例して、急に増加又は減少せしめられ得ない。しかし假定された場合に於いては、労働に對する需要の必然的減少はなく、若し減少したとしても需要は租税に比例して減少しない。ビウキャナン氏は、租税によつて徴收された基金は、労働者——勿論不生産的労働者ではあるが而もなお労働者である——の維持に政府によつて用いられることを忘れていたのである。若し賃が課税されている時に労働が騰貴しないならば、労働に對する競争は著しく増加するであろう、蓋しかかる租税に對しては何ものをも支拂ふ必要のない資本所有者は、労働を雇ふる爲めの同一基金を有つているのに、他方に租税を受取る政府は、同一の目的の爲めの附加的基金を得るのであるからである。かくて政府と人民とは競争者となり、そして彼等の競争の結果は、労働の價格の騰貴である。單に同一數の人間が雇ふられるであろうが、しかし彼等は騰貴した賃で雇ふ

れるであろう。

若し租税が直ちに資本家に賦課されていたならば、其の労働の維持の爲めの基金は、其の目的の爲めの政府の基金が増加したと正に同一の程度に於いて減少したであろう。従つて賃には騰貴はなかつたであろう。蓋したとえ同一の需要があるとしても、同一の競争がないからである。若し租税が賦課せられた時に、政府が直ちにそれによる徴收高を補助金として外國に輸出するならば、従つて又若しかかる基金が、例えば陸海軍人、等々の如き、英蘭労働者ではなく外國の労働者の維持に向けられるならば、實に賃は課税されても、労働に對する需要は減少し、そして賃は騰貴し得ないであろう。しかし、租税が消費貨物や資本の利潤に課せられ、又或る他の方法で同一額がこの補助金を供給する爲めに徴收される場合には、同一のことが起り、すなわちより少い労働しか國內で雇ふされ得ないであろう。一方の場合に於いては賃の騰貴は妨げられ、他方の場合に於いてはそれは絶對的に下落しなければならぬ。しかし賃に對する租税の額が労働者から徴收された後に、彼等の雇ふ者達に無償で支拂われると假定するならば、それは彼等の労働の維持の爲めの貨幣基金を増加するであろうが、しかしそれは貨物も労働も増加せしめないであろう。従つてそれは労働の雇ふ者との競争を増加せしめ、そしてこの租税は結局雇主にも労働者にも損失を齎さないであろう。主人は騰貴せる労働の價格を支拂い、労働者の受取る附加的の分量は政府に租税として支

拂われ、そして再び雇主達に返されるであろう。しかし乍ら、租税の徴收高は一般に浪費され、それは常に人民の慰樂と享樂とを犠牲として取得され、そして普通に、資本を減少せしめるか其の蓄積を妨害するものであることを、忘れてはならない。資本を減少せしめることによつて、それは勞働の維持に當てられた眞實の基金を減少し、従つてそれに對する眞實の需要を減少せしめる傾向を有つ。かくて租税は一般には、それが國の眞實の資本を害する限りに於いて、勞働に對する需要を減少せしめ、従つて、勞賃は騰貴しても、それはこの租税に正確に等しい額だけ騰貴しないということ、勞賃に對する租税の蓋然的な結果であるが、必然的な又は特有な結果ではないのである。

(八二) アダム・スミスは、吾々の見た如くに、勞賃に對する租税の結果は、少くとも租税に等しい額だけ勞賃を騰貴せしめるにあり、そして直接的ではないとしても終局的には勞働の雇傭者によつて支拂われるであろう、ということを十分に認めていた。その限りでは吾々は完全に同意する。しかし、かかる租税のそれ以後の作用に就いては、吾々は其の見解を本質的に異にするのである。

アダム・スミスは曰く、『勞働の勞賃に對する直接税は、たとえ勞働者は恐らくそれを彼れの手から支拂うかも知れぬとはいへ、彼によつて前拂されるときと言ふことは、正當ではあり得ぬであらう。少くとも若し勞働に對する需要と食料品の平均價格とが課税後もその以前と同一であるならば、凡ゆるかかる場合に於いては、常にこの租税のみならず又租税以上の或るものが、彼を直接に

使用する者によつて實際前拂されるであろう。この最終的支拂は、場合の異なるにつれ異なる人々の負擔する所となるであろう。かかる租税の齎すべき製造業勞働の勞賃の騰貴は、親方製造業者によつて前拂されるであろうが、彼等はそれを利潤と共に彼れの財貨の價格に添加する權能を有ち且つ、添加せざるを得ないのである(編者註)。かかる租税が齎すべき農業勞働の騰貴は、農業者によつて前拂されるであろうが、彼等は以前の同數の勞働者を支持する爲めに、より大なる資本を使用せざるを得ないのである。このより大なる資本を、資本の通常利潤と共に、回收せんが爲めには、土地の生産物のより大なる部分を、又は同じことになるが、より大なる部分の價格を、彼がその手に留め、従つて彼がより小なる地代を地主に支拂うことが、必要である。この勞賃騰貴の最終的支拂は、この場合には、それを前拂いした農業者の附加的利潤と共に、地主の負擔する所となるであろう。凡ゆる場合に於いて、勞働の勞賃に對する直接税は、この租税收入に等しい額を、一部分は土地の地代に、そして一部分は消費貨物に、適當に賦課する場合に起るよりも、より大なる土地地代の減少と、より大なる製造財貨價格の騰貴とを、結局に於いて惹起するであろう。』第三卷、三三七頁(譯者註)。この章句に於いては、農業者によつて支拂われる附加的勞賃は、終局に於いては、減少せる地代を受取るべき地主の負擔する所となるのであるが、しかし、製造業者によつて支拂われる附加的勞賃は、製造財貨の價格の騰貴を惹起し、従つて、それ等の貨物の消費者の負擔する所

となるであろう、ということが主張されているのである。

(編者註) ここに、省略された次の一文が續く、『従つてこの勞賃騰貴の最終的支拂は、親方製造業者の附加的利潤と共に、消費者の負擔する所となるであろう。』

(譯者註) 引用は正確ではない。キャナン版、第二卷、三四九頁。

さて、社會が地主、製造業者、農業者及び勞働者から成ると假定すれば、勞働者がこの租税に對して補償を受けるであろうということは、認められている。——しかし誰によつてか?——地主の負擔する所とならない部分を誰が支拂うであろうか?——製造業者はその如何なる部分をも支拂い得ないであろう。蓋し若し彼等の貨物の價格が、彼等の支拂う附加的勞賃に比例して騰貴するならば、彼等は課税前よりもその後には、より良い地位にあることにならうからである。若し毛織布製造業者、帽子製造業者、靴製造業者、等が各々、彼等の財貨の價格を一〇%だけ引上げ得るとするならば、——一〇%が彼等に其の支拂つた附加的勞賃を完全に補償するものと假定して、——若しアダム・スミスの言う如くに、『彼等が附加的勞賃を利潤と共に、彼等の財貨の價格に添加する權能を有ち且つ添加せざるを得ない』ならば、彼等は相互の財貨を以前と同じ分量だけ各々消費することが出來、従つて彼等は租税に對し何物をも支拂わないであろう。若し毛織布製造業者が彼れの帽子と靴とに對してより多くを支拂うとしても、彼は其の毛織布に對してより多くを受取るであ

らうし、又若し帽子製造業者が彼れの毛織布と靴とに對してより多くを支拂うとしても、彼は其の帽子に對してより多くを受取るであろう。かくて彼等は總ての製造貨物を以前と同じだけの利益を以て購買し、博士の假定であるが、穀物の價格は騰貴しないであろうし——スミス博士はそう假定しているのであるが、——他方彼等は其の購買に投すべき附加額を有つていたのであるから、彼等はかかる租税によつて利益を受け、そして損害を蒙ることはないであろう。

かくて、若し勞働者も製造業者もかかる租税に對して貢獻せず、若し農業者も亦地代の下落によつて補償されるならば、地主のみが、常に其の全重量を負擔しなければならぬのみならず、又彼等は製造業者の利得の増加にも貢獻しなければならない。しかし乍ら、このことをなすには、彼等は其の國內の總ての製造貨物を消費しなければならない、蓋しその全量に對して課せられる附加的價格は、製造業に於ける勞働者に本來的に課せられた租税以上では殆んどないからである。

さて、毛織物製造業者、帽子製造業者、及び其の他總ての製造業者が、相互の財貨の消費者であることは議論のない所であろう。凡ゆる種類の勞働者が石鹼や毛織布や靴や蠟燭や其の他種々なる貨物を消費することは、議論のない所であろう。従つてかかる租税の全重量が地主のみの負擔する所となるのは不可能である。

しかし若し勞働者がこの租税の何等の部分も支拂わず、而も製造貨物が價格に於いて騰貴するな

らば、勞賃は、常に彼等に租税を補償する爲めのみならず、更に製造必要品の價格騰貴をも補償する爲めに、騰貴しなければならず、このことは、それが農業勞働に影響を及ぼす限りに於いて、地代の下落の一つの新原因となり、そして、それが製造業勞働に影響を及ぼす限りに於いて、財貨の價格に於けるより、以上の騰貴の原因となるであろう。財貨の價格のこの騰貴は再び勞賃に作用し、そして先ず勞賃の財貨に對する、次いで財貨の勞賃に對する、作用及び反作用は、指示し得る限度なしに擴大されるであろう。この理論を支持する議論は甚だ不合理な結論に導くから、この原理の全然辯護し得ないことが直ちにわかるであろう。

社會の自然的進歩と生産の遞増的困難とにつれての地代の騰貴及び必要品の騰貴によつて、資本の利潤と勞働の勞賃とに惹起される總ての影響は、課税の結果たる勞賃の騰貴によつても等しく起るであろう。従つて勞働者の諸の享樂は、彼れの雇傭者のそれと同様に、この租税によつて削減されるであろう。そして特にこの租税によつてのみならず、これと等しい額を徴収する凡ゆる他の租税によつても削減されるであろうが、蓋しそれ等は總て勞働の支持に向けられた基金を減少する傾向があるであろうからである。

アダム・スミスの誤謬は、第一には、農業者の支拂うすべての租税は、地代の減額の形で、必然的に地主の負擔する所とならねばならぬ、と想像することから生ずる。この問題に關しては、私は

最も十分に私の意見を述べた、そして私は、多くの資本が何等の地代をも支拂わぬ土地に使用されるから、又粗生生産物の價格を左右するものはこの資本によつて取得される結果であるから、地代からは何等の減額もなされ得ないということが、従つて勞賃に對する租税については農業者には何等の補償もなされず又は若しなされたとしても、それは粗生生産物の價格への附加によつてなされなければならぬということが、讀者を満足せしめる程に、説明されたと信ずる。

若し租税が農業者に對し不平等に壓迫を加えるならば、彼は、他の職業を營む者と同一の水準に立たんが爲めに、粗生生産物の價格を引上げ得るであろう。しかし、如何なる他の職業に影響を及ぼすよりも、多く、彼に影響を及ぼさない所の、勞賃に對する租税は、粗生生産物の高き價格によつては、移轉せしめられ又は補償され得ないであろう。蓋し、彼を誘つて穀物の價格を引上げしめると、すなわち租税に對する償いを彼に得せしめると、同一の理由が、毛織物製造業者を誘つて毛織物の價格を引上げしめ、製靴業者、帽子製造業者、及び家具製造業者を誘つて、靴、帽子、及び家具の價格を引上げしめるであろうからである。

若しも彼等が總て其の財貨の價格を、利潤と共に租税に對する償いを得るようになり、引上げ得るならば、彼等は總て相互の貨物の消費者であるから、この租税が決して支拂われ得ないであろうことは明かである、何故ならば、若し總ての者が補償を受けているならば、何人が納税者なのであろう

か？

然らば私は、勞賃を騰貴せしめる結果を有すべき租税は、利潤の減少によつて支拂われ、従つて勞賃に對する租税は實際上利潤に對する租税であるということを、説明するに成功したと思ふ。

勞働と資本との生産物の勞賃及び利潤間の分割の原則は、私はそれを樹立せんと試みたのであるが、私には極めて確實に思われるから、直接の結果を除けば、資本の利潤が課税されても勞働の勞賃が課税されても、殆んど大したことはないと思ふのである。資本の利潤に對する課税によつて、恐らく、勞働の維持の爲めの基金が増加する率は變動し、そして勞賃は、高きに過ぎる爲めに、その基金の状態に比例しなくなるであろう。勞賃に對する課税によつて、勞働者に支拂われる報酬も亦、低きに過ぎる爲めに、その基金の状態に比例しなくなるであろう。一方の場合に於いては貨幣勞賃の下落により、他方の場合に於いてはその騰貴によつて、利潤と勞賃との間の自然的平衡は恢復されるであろう。かくて勞賃に對する租税は、地主の負擔する所とならず、資本の利潤の負擔する所となる。それは、『親方製造業者に、利潤と共にそれを彼れの財貨の價格に添加する權能を與え且つ添加せざるを得ざらしめる』ことはないが、それは蓋し彼は其の價格を増加し得ないであろうからである、従つて、彼は全然且つ報償なしに自分でかかる租税を支拂わなければならぬ(註)。

(註) セイ氏はこの問題に關する一般的意見を鷓吞みにしているように見える。穀物を論じて彼は曰く、

『このことからして、其の價格は總て、他の貨物の價格に影響を及ぼすことになる。農業者や製造業者や又は商人は一定數の勞働者を雇備するが、この勞働者は總て、一定分量の穀物を消費しなければならぬ。若し穀物の價格が騰貴するならば、彼は、其の生産物の價格をそれと等しい比例で引上げざるを得ない。』第一卷、二五五頁。

(八三) 若し勞賃に對する租税の結果が、私の述べた如きものであるならば、それは、スミス博士によつてそれに與えられた非難に値しないことになる。彼はかかる租税について曰く、『これ等の租税及び其の他の同じ種類の或る租税は勞働の價格を騰貴せしめることによつて、オランダの製造業の最大部分を破壊したと言われている。これに類似の租税はそれほど重くはないが、ミラノ公國や、ジェノア共和國や、モデナ公國やバルマ、ブラチエンティア、及びグアスタルラの諸公國や、法王領にある。稍、著名なフランスの或る學者は、他の租税に代うるに總ての租税の中で最も破壊的なこの租税を以てして、彼れの國の財政を改革せんと提議した。キケロは曰く、『非常に不合理な事柄にして時に或る哲學者によつて主張されなかつたものはない。』(譯者註一) 又他の場所に於いて彼は曰く、『必需品に對する租税は勞働の勞賃を騰貴せしめることによつて、必然的に總ての製造品の價格を騰貴せしめ、従つて其の販賣及び消費の範圍を減少する傾向がある。』(譯者註二) した

とえ、かかる租税は製造貨物の價格を騰貴せしめるといふスミス博士の原則が正しいとしても、この租税はかかる非難には値しないであろう。蓋し、かかる結果は單に一時的であり得るに過ぎず、そして吾々を外國貿易に於いて、何等の不利益にも陥れないであろうからである。若し或る原因が若干の製造貨物の價格を騰貴せしめるならば、それはその輸出を妨げ、又は阻止するであろう。しかし若し同一の原因が一般的に總てに對して作用するならば、その結果は單に名目的に過ぎず、そして其の相對價值にも影響を及ぼさねば、又物々交換——外國貿易も内國商業も總ての商業は實際物々交換であるが——に對する刺戟を何等減少もしないであろう。

(譯者註一) キャナン版、第二卷、三五九—三六〇頁。

(譯者註二) 同上、三五七頁。

私は既に、或る原因が總ての貨物の價格を騰貴せしめる時には、その結果は貨幣價值の下落と殆んど同様であることを、證明せんと努めた。若し貨幣が價值に於いて下落するならば、總ての貨物は價格に於いて騰貴する。そして若しこの結果が一國に限られるならば、それがその外國貿易に及ぼす影響は、一般課税によつて惹起される貨物の價格騰貴と同一であろう。従つて一國に限られた貨幣價值の下落から生ずる影響を検討する時には、吾々は又一國に限られた貨物の價格騰貴から生ずる影響を検討しているわけである。實際、アダム・スミスはこの二つの場合の類似を十分知つており、

そして其の輸出禁止の結果としてのスペインに於ける貨幣の又は彼れのいわゆる銀の價值の下落は、スペイン製造業及び外國貿易に極めて有害であることを、論理一貫して主張した。『しかし、特定國の特殊な地位か又は其の政治組織の結果たる銀價の下落が、單にその國に起るに過ぎないということは、極めて重大な事柄であり、それは何人かを眞實により富ましめる傾向がある所か凡ゆる者を眞實により貧しからしめる傾向があるのである。この場合その國に特有な、總ての貨物の貨幣價格の騰貴は、其の内部で行われている凡ゆる種類の産業を多かれ少かれ阻害し、且つ外國國民をして、自國の勞働者が提供し得るよりもより少量の銀に對して殆んど總ての種類の財貨を提供することによつて、常に外國市場だけではなく内國市場に於いてすらそれを下値に賣るを得せしめる傾向を有つている。』第二卷、二七八頁。(譯者註)

(譯者註) キャナン版、第二卷、一二—一三頁。

その量が人爲的に豊富にさせられたことから起る所の、一國に於ける銀の價值下落の有つ不利益の一つは、——そして私は其の唯一のものと考えが——スミス博士により能く説明されている。若しも金銀の取引が自由であるならば、『外國に出るべき金銀は何物とも引換えられずに出ることはなく、同一の價值を有つ或種の財貨を持ち込むであろう。かかる財貨も亦、總てが其の消費と引換えに何物をも生産しない怠惰な者によつて消費せらるべき單なる奢侈品及び高價品であるわけでは

ないであろう。怠惰な者の眞の富と収入とは、この異常な金銀の輸出によつては増加されないであろう。それ等の財貨は、恐らくは其の
 ろうから、彼等の消費も亦それによつては増加されないであろう。それ等の財貨は、恐らくは其の
 大部分、確實にはその或る部分は、彼等の消費の全價値を利潤と共に再生産すべき勤勉な者の雇備
 と維持との爲めの、原料や道具や食料品から成つてゐる。かくて社會の死せる貯財の一部分が生け
 る貯財に轉化され、そして以前に用いられてゐた以上の分量の勤勞を動かすであろう。(譯者註)

(譯者註) 同上、一四—一五頁。

貨物の價格が騰貴せしめられるときに、課税か貴金屬の流入かにより貴金屬の自由貿易を許さな
 いことによつて、社會の死せる貯財の一部分は生ける資本に轉化されるのを妨げられる、——より
 多量の勤勞が用いられるのが妨げられる。しかしこれが害惡の全量であり、それは銀の輸出が許さ
 れ又は默許されてゐる國は少しも感じない害惡である。

諸國間の爲替が平價にあるのは、事物の實狀に於いて諸國が其の貨物の流通をなすに必要な通貨
 量を正確に有つてゐる時に限られる。若し貴金屬の取引が完全に自由であり、そして貨幣が何等の
 費用をも要せずして輸出され得るならば、爲替は凡ゆる國に於いて平價以外には有り得ないであ
 ろう。若し貴金屬の取引が完全に自由であり、其の輸送の費用がかつてもそれが一般に流通に用い
 られるならば、爲替は其の何れの國に於いても、これ等の費用だけ以上に平價から決して偏倚し得

ぬであろう。これ等の原則は思うに今や何處に於いても異論のない所である。若し或る國が、正金
 と交換されず従つて或る固定的な本位によつて左右されない紙幣を用いるならば、その國に於ける
 爲替は、其の貨幣が、貨幣の取引が自由であり且つ貴金屬類が貨幣としてか又は貨幣の本位として
 用いられてゐる場合に、一般的商業によつてその國に割當てられた分量を超過して増加されると同
 一の比例で、平價から偏倚するであろう。

若し通商の一般的作用によつて、既知の量目と品位とを有つ地金で作られた一千萬磅貨が英國の
 持分であり、そして一千萬の紙幣磅がそれに代えられるならば、爲替には何等の影響も生み出され
 ないであろう。しかし若し紙幣發行權の濫用によつて、一千一萬磅が流通に用いられるならば、
 爲替相場は英國にとり九%逆になるであろう。若し一千二百萬が用いられるならば、爲替相場は英
 國にとり一六%、そして若し二千萬ならば爲替相場は五〇%逆になるであろう。しかし乍らこの結
 果を生み出す爲めには、紙幣が用いられることは必要ではない。若し通商が自由であり、そして既
 知の量目と品位とを有つ貴金屬類が貨幣としてか又は貨幣の本位として用いられてゐるならば流通
 したのであるより、より多量の磅を、流通界に保留する如何なる原因も、同一の結果を正確に生
 み出すであろう。貨幣の削減によつて、各磅が法律上含有すべき分量の金又は銀を含有してゐない
 と假定すれば、それが削減されなかつた場合よりも、多數のかかる磅が流通に用いられるであら

う。若し各磅から十分の一が除かれるならば、一千萬ではなく一千一百万のかかる磅が用いられるであろう。若し十分の二が除かれるならば、一千二百万が用いられるであろう。そして若し二分の一が除かれるならば、三千萬は過剰ではないことが見出されるであろう。若し一千萬の代りにこの二千萬が用いられるならば、英國に於ける凡ゆる貨物は其の以前の價格の二倍に引上げられ、そして爲替相場は英國にとり五〇%逆になるであろう。しかしこのことは外國貿易に何等の混亂をも惹起さず、如何なる一貨物の製造を阻害することもないであろう。例えば若し毛織布が英國に於いて一反につき二〇磅から四〇磅に騰貴したとしても、吾々はそれを騰貴前とまさに同様に自由にその以後も輸出するであろう。蓋し五〇%の補償は爲替に於いて外國購買者になされ、その結果、彼れの貨幣二〇磅を以て、英國に於いて四〇磅の負債を支拂い得べき手形を彼は購買し得るであろうからである。同様にして、若し彼が、國內に於いて二〇磅を費しそして英國に於いて四〇磅で賣れる貨物を輸出するとしても、彼は單に二〇磅を受取るに過ぎないであろう、蓋し英國に於ける四〇磅は外國宛の二〇磅手形を購買するに過ぎないからである。單に一千萬が必要であるに過ぎぬ場合に、二千萬をして強いて英國に於ける流通の仕事を行せしめる如何なる原因によつても、同一の結果が生ずるであろう。若し貴金屬の輸出禁止というが如き不合理な法律が施行され得、そしてかかる禁止の結果が一千萬ではなく造幣早々の一千一百万の良質の磅を強いて流通せしめることであつた

ならば、爲替相場は英國にとり九%逆になり、一千二百万ならば一六%、二千萬ならば五〇%、英國にとり逆になるであろう。しかし英國の製造業には如何なる阻害も與えられないであろう。若し内國貨物が英國に於いて高價に賣られるならば、外國貨物も同様であろう。そして外國の輸入業者が、一方に於いて、其の貨物が高價な率で賣られる時に、爲替相場で補償を與えざるを得ず、そして英國の貨物を高い價格で購買せざるを得ない時に、同一の補償を受けるであろう限り、それ等が高いか安いかは彼等に殆んど重要でないであろう。然らば、禁止法によつて、然らざれば其處に留まつていた筈のものよりも、多量の金及び銀を流通せしめて置くことからして、一國に發生し得べき唯一の不利益は、其の資本の一部分を生産的に使用せずして、不生産的に使用することによつて、それが蒙るべき損失であろう。貨幣の形に於いてはこの資本は何等の利潤をも生産しない、それを費して得る原料品、機械、及び食物の形に於いては、それは収入を生産し、そして國家の富と資源とを附加するであろう。しかれば私は、課税の結果たる貴金屬類の比較的低價、または換言すれば、貨物の一般的高價は國家にとつて何等の不利益でもないが、蓋しその金屬の一部分は輸出され、その爲めに其の價値は高められて、再び貨物の價格を下落せしめるであろうから、ということ、満足に説明したと思う。そして更に、若し金屬が輸出されないならば、若し禁止法によつてそれが國內に留められ得るならば、爲替相場に對する影響がより高い價格の影響を相殺するであろう、ということ

とを。かくて若し必需品及び勞賃に對する租税が、それに勞働が投せられる總ての貨物の價格を騰貴せしめないならば、それはこの理由によつては否とされ得ない。そして更にそれはかかる結果を有つてあらうという、アダム・スミスのなしている意見の根據が十分であるとしても、それは決してその故を以て有害であることはないであらう。それは、他の如何なる種類の租税に對しても正當に主張し得べき理由以外の理由の爲めには、非難され得ないのである。

地主は地主としてはこの租税の負擔から除外されるであらう。しかし彼等が園丁、僕婢、等を養うことによつて、彼等の収入の支出上直接に勞働を使用する限りに於いて、彼等は其の作用を蒙るであらう。

『奢侈品に對する租税は、この課税された貨物の價格以外の如何なる他の貨物の價格をも騰貴せしめる傾向を有たない』といふことは、疑いもなく眞實である。しかし、『必需品に對する租税は、勞働の勞賃を騰貴せしめることによつて、必然的に總ての製造貨物の價格を騰貴せしめる傾向を有つてゐる』といふのは眞實ではない。『奢侈品に對する租税は、何等の補償もなく、終局的に課税された貨物の消費者によつて支拂われる。それは無差別に凡ゆる種類の収入、勞働の勞賃、資本の利潤、及び土地の地代の負擔する所となる』といふのは眞實である。しかし、『必需品に對する租税は、それが勞働貧民に影響する限りに於いて、終局的に、一部分は地主により其の土地の地代に

よつて、又一部分は地主であらうと其他の者であらうとに論なく、富める消費者により製造財貨の價格騰貴によつて、支拂われる』といふのは眞實ではない。蓋しかかる租税が勞働貧民に影響する限りに於いて、それは殆んど全部資本の利潤の減少によつて支拂われ、その單に一小部分のみが、各種の課税が齎す傾向がある勞働に對する需要の減少によつて、勞働者自身によつて支拂われるであらうからである。

(八四) スミス博士が『中流及び上流の人民は、若し彼等自身の利益を理解するならば、常に、生活必需品に對する總ての租税に、並びに勞働の勞賃に對する總ての直接税に反對すべきである』といふ結論に達したのは、かかる租税の結果に就き誤れる見解をいだいていた故である。この結論は次の如き彼れの推理から生ずる、すなわち、『これ等兩者を終局的に支拂うものは全然彼等自身であり、そして常に可成りの超過負擔を蒙る。それは地主の最も重く負擔する所となるが、彼等は常に二重の資格に於いて支拂うのである。すなわち、地主の資格に於いては其の地代の低減によつて、又富める消費者の資格に於いては其の支出の増加によつて。或る租税は或る財貨の價格の中に時に四回も五回も繰返され且つ累積されるとの、サア・マシウ・デカアの觀察は、生活必需品に對する租税に關しては、完全に正當である。例えば、皮革の價格では、自分自身の靴の皮革に對する租税のみならず、靴製造業者及び鞣皮製造業者の靴に對するその一部分をも、支拂わなければならぬ

い。諸君は、それ等の職人が諸君の爲めの仕事に従事している間に消費する鹽や石鹼や蠟燭に對する租税と、鹽製造業者や石鹼製造業者や蠟燭製造業者が彼等の爲めの仕事に従事している間に消費する皮革に對する租税とを、支拂わなければならない。』

さてスミス博士は、鞣皮製造業者や鹽製造業者や石鹼製造業者や蠟燭製造業者は、その何れも、皮革や鹽や石鹼や蠟燭に對する租税によつて利益を享けるであらうとは主張せず、又政府は課税以上には受取らないことは確かであるから、その租税が誰の負擔する所とならうとも、公衆によつてより以上の額が支拂われ得ると考へることは不可能である。富める消費者は、貧しい消費者の爲めに支拂つてやるかも知れず、又實際支拂うであらうが、しかし彼等は租税の全額以上には支拂わなうであらう。従つて、『租税が四回も五回も繰返され且つ累積される』といふのは事理に反する。

或る課税制度には缺陷があるかも知れず、國庫に入る以上のものが人民から徴收されるかも知れない、蓋し一部分は、價格に及ぼす其の影響の結果として、恐らく特殊の課税方法によつて利益を蒙る者の受領する所となるかも知れぬからである。かかる租税は有害であり、獎勵されてはならない。蓋し、租税の作用が正當である時には、それはスミス博士の公理の第一と一致し、そして國家に入る以上には出来るだけ少く人民から徴收する、といふことは、一つの原理となされ得ようからである。セイ氏は曰く、『他の者は財政計畫を立て、そして其の臣民に何等の負擔をもかけず君

主の金庫を充す手段を提案する。しかし財政計畫が商業的企業の性質を有たない限り、それは政府に、或る他の形に於いては、個人が政府自身からそれが徴收する以上を與へることは出来ない。杖の一撃では、無から有を造ることは出来ない。如何なる方法で或る作用が隠蔽されようとも、如何なる形體を吾々が價值にとらしめても、如何なる變態を吾々がそれに經過させようとも、吾々が價值を手に入れ得るのは、それを創造してか、またはそれを他人から取ることによつてかである。總ての財政計畫の中で最良のものは、出来るだけ經費を支出しないことであり、又總ての租税の中で最良のものは、額の最小のものである。』(編者註)

(編者註) 『經濟學』第三篇、第八章、二九八頁。

スミス博士は、勞働階級は國家の負擔に對し大なる寄與をなし得ない、とどこまでも主張しているが、それは思うに正當な主張である。従つて必需品又は勞賃に對する租税は、貧民から富者に轉嫁されるであらう。然らば若しスミス博士の意味が、單に、この目的すなわち貧民から富者への租税の轉嫁を成就する爲めに、『或る租税は或る財貨の價格の中に時に四回も五回も繰返され且つ累積される』といふのであるならば、かかる租税はその故を以て非難してはならない筈である。

一人の富める消費者の正當の租税の分擔額が一〇〇磅であり、且つ彼はそれを直接支拂うものと假定するならば、若し租税が所得や葡萄酒や又は其の他の或る奢侈品に課せられるとすれば、彼は、

必要品の課税によつて、彼自身の及び彼れの家族の必要品の消費が關する限りに於いて、二五磅の支拂を求められるに過ぎないならば、何等の損害をも蒙らないであろう。しかし労働者又は其の雇傭者に、彼等が前拂することを求められた租税を償ふ爲めに、他の貨物に對して附加的價格を支拂ふことによつて、この租税を三度繰返すことを求められるであろう。この場合に於いてすら、この推理は首尾一貫しない。蓋し政府の求める以上のものが支拂われないならば、富める消費者が一つの奢侈品に對して騰貴せる價格を支拂ふことによつて直接にこの租税を支拂おうと、又は彼が消費する必需品其他の貨物に對して騰貴せる價格を支拂ふことによつて間接にそれを支拂おうと、それは彼にとつてどれだけの重要なことであり得ようか？ 若し政府の受取る以上のものが人民によつて支拂われないならば、富める消費者は單に彼れの公正なる分前を支拂うに過ぎないであろう。若しそれ以上のものが支拂われるならば、アダム・スミスはそれを誰が取るかを説明すべきであつた。しかし彼れの全議論は誤謬に基いてゐる。蓋し貨物の價格はかかる租税によつて騰貴せしめられないからである。

セイ氏は、私が彼れの好著より引用した明白な原則を首尾一貫して固執してゐるとは、私には思われない。蓋し彼はその次の頁に於いて、課税を論じて次の如く言つてゐるからである、すなわち、『若しそれが過度に失する時には、それは此の悲しむべき結果を齎し、國家を富ましめることなく

して納税者から其の富の一部分を奪う。若し吾々が、各人の消費力は、それが生産的なる否とを問はず、其の所得によつて制限されてゐることを考えるならば、これは吾々の理解し得ることである。然らば彼が其の所得の一部分を奪われる時には、彼は必ずそれに比例して其の消費を減少せざるを得ない。このことからして、彼が最早消費せぬ財貨、特に租税が賦課せられてゐる財貨に對する、需要の減少が起る。この需要の減少から生産の減少従つて課税し得る貨物の減少という結果が起る。然らば、納税者は其の享樂品の一部分を、生産者は其の利潤の一部分を、そして國庫は其の収入の一部分を、失うであろう。(編者註)

(編者註) 經濟學、同上、三〇〇頁。

セイ氏は、革命前のフランスに於ける鹽税の例を引いてゐるが、それは、彼の言う所によれば、鹽の生産を二分の一だけ減少せしめた。しかしながらより少い鹽が消費された場合には、より少い資本がそれを生産するに用いられたのである。従つたとえ生産者は鹽の生産に對してはより少い利潤を得たとはいへ、彼は他の物の生産に對してはより多くを得たであろう。若し一租税が如何に重かろうと、それが収入の負擔する所となり、資本の負擔する所とならないならば、それは需要を減少せしめず、單に其の性質を變更するに過ぎない。それは政府をして、納税者が以前に消費してゐたと同じだけの、國の土地と労働の生産物とを消費し得せしめるものであつて、それを過重に課

することなくとも十分に大なる害悪である。若し私の所得が年々一、〇〇〇磅であり、そして租税として年々一〇〇磅を求められるならば、私は、以前に消費した財貨の分量の單に十分の九を需要し得るに過ぎぬけれども、しかし私は残りの十分の一を政府をして需要し得せしめる。若し課税された貨物が穀物であるならば、必ずしも穀物に對する私の需要が減少する必要はない、蓋し私は寧ろ穀物に對して年々一〇〇磅をより多く支拂い、そして葡萄酒や家具や其の他の奢侈品に對する需要を同額だけ削減することを、選ぶであろうから(註)。従つて、葡萄酒製造業又は家具製造業に用いられる資本は減少するであろうが、しかし政府の課した租税がそれに費される貨物の製造に用いられる資本は増加するであろう。

(註) セイ氏は曰く、『貨物の價格に附加される租税は其の價格を騰貴せしめる。貨物の價格が騰貴する毎に、必然的に、それを騰貴し得る者の數、又は少くとも彼等の消費する量は減少される。』これは決して必然的ではない。私は、若しパンが課税されても、パンの消費は、毛織布、葡萄酒又は石鹼が課税された場合以上には、減少するであろうとは信じない。

セイ氏は、チュルゴオ氏が、パリに於いて、魚類に對する市場税 (les droits d'entrée et de halle sur la mer) を二分の一減することによつて、其の實收高を減少せしめなかつたし、従つて魚類の消費は倍加したに相違ない、と云つてゐる。彼は、このことから推して、漁撈者及びこの

職業に従事する者の利潤も亦倍加したに相違なく、且つ國の所得は、利潤の増加の全額だけ増加したに相違なく、又蓄積に刺戟を與えることによつて、それは國家の富源を増加せしめたに相違ないと云つてゐる(註)。

(註) 同じ著者の次の語は同様に誤謬であると私には思われる。『木綿に高い税が課せられるならば、木綿を基礎とする總ての財貨の生産は減少する。若し或る特定の國に於いて、木綿の種々なる製造業に於いてそれに加えられる總價值が一年一〇、〇〇〇萬フランに上り、そして租税の結果が消費を二分の一に減少せしめるにあるとするならば、この税は、政府が受取る額に加うるに、年々五、〇〇〇萬フランを、その國から奪うであろう。』(編者註、經濟學、第二卷、三二四頁)

この租税の改正を命じた政策はこれを問題外とし、私はそれが蓄積に大なる刺戟を與えたか否かについて、疑いを有つてゐる。若し漁撈者及び漁撈に従事する他の者の利潤が、魚類の消費が増加した結果倍加するならば、資本及び労働は、この特定の職業に用いられる爲めに他の職業から引き去られたに相違ない。しかしかかる職業に於いて資本及び労働は利潤を生み出していたのであるから、この利潤はそれが引き去られた時に抛棄されたに相違ない。この國の蓄積能力は、單に資本が新たに用いられた職業に於いて取得される利潤と、資本が引き去られた職業に於いて取得される利潤との差額だけ、増加したに過ぎないのである。

収入から徴收されようと又は資本から徴收されようと、租税は國家の課税し得る貨物を減少せしめる。若し私が一〇〇磅の租税を支拂うことによつて、私自身でそれを費さずに、政府をしてこの額を費し得せしめた爲めに、一〇〇磅を葡萄酒に費すことを止めるなら、一〇〇磅に値する財貨は必然的に課税し得る貨物の表の中から除かれる。若し一國の個人の収入が一、〇〇〇萬であるならば、彼等は少くとも一、〇〇〇萬に値する課税し得る貨物を有するであろう。若し其の中の或るものに課税することによつて、一百万が政府の處分の下に移されても、彼等の収入は名目上は依然一、〇〇〇萬であろうが、しかし彼等は單に九百萬に値する課税し得る貨物を有つに過ぎないであろう。如何なる事情の下に於いても、課税は、租税を窮極的に負擔する者の享樂を奪わぬという場合はなく、又新たな収入の蓄積以外に、それ等の享樂を再び擴張し得る手段はないのである。

課税が平等に適用され、その結果總ての貨物の價値に同一の比例に於いて作用し、而もそれ等の物を同一の相對價値に保持せしめるといふことは、あり得ない。それは、屢々、其の間接的結果の爲めに、立法者の意圖とは甚だ異なる作用をする。吾々は既に、穀物及び粗生産物に對する直接税の結果は、若し貨幣も亦其の國內で生産されるのであるならば、粗生産物が其の構成に参加するに比例して總ての貨物の價格を騰貴せしめ、且つそれによつてこれ等の物の間に以前に存在した自然的關係を破壊するにあることを、知つた。もう一つの結果は、それが勞賃を騰貴せしめ利潤率を

下落せしめることである。吾々は又本書の他の部分に於いて、勞賃の騰貴と潤利の下落は、より大なる程度に於いて固定資本を用いて生産される貨物の貨幣價格を下落せしめるといふ結果を有つことを知つたのである。

(八五) 一貨物が課税される時はそれは最早それほど有利に輸出され得ないといふことは、十分に理解されているから、屢々、戻税が其の輸出に對して與えられ、又關税が其の輸入に對して課せられる。若しかかる戻税及び關税が齊にかかる貨物そのものに對してのみならず、更にそれが間接に影響を與え得る總てのものに對して、正確に課せられるならば、貴金屬の價値には何等の變動も起らないであろう。吾々は、一貨物を、課税後も以前と同様に容易に輸出することが出来、又輸入に何等の特殊の便宜も與えられないから、貴金屬が以前よりもより以上に輸出貨物表に入り込むことはないであろう。

總ての貨物の中、自然又は技術の援助によつて、特殊の便宜を以て生産されるもの程、課税に適當するものは恐らくないであろう。諸外國に就いていへば、かかる貨物は、其の價格が投下勞働量によつて左右されずに、寧ろ購買者の氣紛れ、趣味、及び資力によつて左右されるものの、種目の下に分類され得よう。若し英國が他國よりもより生産的な錫鑛を有ち、又は優秀な機械及び燃料の爲め、綿製品の製造の特殊の便宜を有つとしても、錫及び綿製品の價格は、英國に於いて、依然と

してそれを生産するに必要な労働及び資本の比較的分量によつて左右され、そして我國の商人の競争は、外國消費者に對してそれを殆んどより高價にしないであろう。これ等の貨物の生産上での我國の利益は極めて決定的であるから、恐らくそれ等の物は外國市場に於いて、其の消費を著しく減少せしめずに極めて著しい附加價格を有つてであろう。これ等の物は、國內に於いて競争が自由である間は、其の輸出に對する租税以外の如何なる他の手段によつてもこの價格に達することを得ないのである。此の租税は全然外國の消費者の負擔する所となり、そして英國政府の經費の一部分は、他國の土地及び労働に對する租税によつて支辨されるであろう。現在英國國民によつて支拂われ、そして英國政府の經費の補助に寄與している茶税は、若しそれが支那に於いて茶の輸出に對して課せられるならば、支那政府の經費の支拂に流用され得よう。

奢侈品に對する租税は、必需品に對する租税に比して或る利益を有つている。それは一般に所得から支拂われ、従つて國の生産的資本を減少しない。若し葡萄酒が課税の結果として價格が大いに騰貴するならば、恐らくそれを購買し得る爲めに其の資本に對し重大な侵害を加えるよりも、寧ろ葡萄酒の飲用を止めるであろう。それは極めて價格と一致しているから、納税者は租税を支拂つていることを殆んど自覺しない。しかしそれは其の短所も有つてゐる。第一にそれは決して資本には及ぼされ得ない、而も若干の異常の場合には、資本さえも公共の緊急に寄與することが得策とされ

ることがあり得よう。そして第二にこの租税は所得にさえも及ぼされ得ないであろうから、租税の額に關しての確實性が無い。貯蓄を企てている人は、葡萄酒の飲用を止めて、葡萄酒に對する租税を免れるであろう。國の所得は減少されず、而も國家は租税によつて一シリングをも徴收し得ないであろう。

習慣によつて其の使用が愉樂となつたものは如何なるものでも、之を放棄することは困難であり、そして極めて重い租税にも拘わらず引續き消費されるであろう。しかし、この放棄の困難にはその限界があり、そして經驗は日々に課税の名目額の増加が屢々徴税額を減少せしめることを説明している。或る人は、同一量の葡萄酒を、一本の價格が三シリング騰貴しても引續き飲用するであろうが、しかし彼は四シリングの騰貴額を支拂うよりは寧ろ葡萄酒の使用を中止するであろう。他の一人は甘んじて四シリングを支拂うであろうが、しかし五シリングを支拂うことは拒絶するであろう。同一のことは、奢侈品に對する他の租税に就いて言ひ得よう。すなわち多くの者は一頭の馬が與える享樂に對して五磅の租税を支拂うであろうが、しかし一〇磅又は二〇磅は支拂おうとはしないであろう。彼等が葡萄酒や馬の使用を止めるのは、彼等がより多くを支拂い得ないからではなく、より多くを支拂いたくないからである。凡ゆる人は心の中に其の享樂の價値を測定する或る標準を有つてゐるが、しかしその標準は人間の性格と同様に各種各様である。多額の國債従つて又莫大の租税

を課すという有害な政策の爲めに其の財政状態が極度に人爲的となつてゐる國は、この租税引上方法に伴う不便に特に曝されてゐる。租税を携えて全奢侈品を一巡した後に、馬や馬車や葡萄酒や僕婢や其の他總ての富者の享樂品に課税した後に、大臣は、『總ての財政計畫の中で最上のもものは少く支出することであり、そして總ての租税の中で最良のものは額が最少のものである』というセイ氏の金言を無視して、所得税や財産税というが如きより、直接な租税に頼る氣になるのである。

第十七章 粗生生産物以外の貨物に對する租税

(八六) 穀物に對する租税が穀物の價格を騰貴せしめると同一の原則によつて、或る他の貨物に對する租税はその貨物の價格を騰貴せしめるであろう。若し貨物が租税に等しい額だけ騰貴しないならば、それは生産者に彼が以前に得たと同一の利潤を與えず、そして彼は其の資本を或る他の職業に移すであろう。

それが必需品であろうと、奢侈品であろうと、總ての貨物に對する課税は、貨幣價值が不變である間は、其の價格を少くとも租税に等しい額だけ高めるであろう(註)。労働者の製造必需品に對する租税は、必需品の中で第一のものであり且つ最も重要であるということによつて他の必需品と異なるに過ぎない所の穀物に對する租税と、同一の影響を勞賃に對して有つてであろう。そしてそれは資本の利潤及び外國貿易に對して正確に同一の影響を有つてであろう。しかし奢侈品に對する租税は、其の價格を騰貴せしめる以外に何等の影響を有たないであろう。それは全然その消費者の負擔する所となり、そして勞賃をも利潤をも下落せしめ得ないであろう。

(註) セイ氏は次の如く述べてゐる、『製造業者は、其の貨物に課せられた全租税を消費者をして支拂わし

めることは出来ない、蓋し價格騰貴は其の消費を減少せしめるからである。』若しこれが事實であり、消費が減少せしめられるならば、供給も亦速かに減少せしめられないであろうか？ 製造業者は其の利潤が一般水準以下にある時に、何故にその職業を繼續しなければならぬのであろうか？ セイ氏はここでも亦、彼が他の場所で支持している次の如き學説を忘れてるように思われる。すなわち、『生産費が、それ以下に貨物が長い期間に亘つて下落し得ない價格を決定する、蓋しその際には生産は中止されるか又は減少されるからである。』第二卷、二六頁。

『然らば租税はこの場合には、一部分は、課税貨物に對しより、多くを支拂うを餘儀なくされる消費者の負擔する所となり、又一部分は租税を控除した後により、少い額を受取る生産者の負擔とする所となる。國庫は、購買者が餘分に支拂う額、並びに生産者がその一部を犠牲として提供するを餘儀なくされる利潤だけ、利得するであろう。それが射出する彈丸に作用すると同時にそれが反衝せしめる銃身に作用するというのが、火藥の力である。』第二卷、三三三頁。

(八七) 戦費を支辨する目的で又は國家の通常の經費として、一國に賦課せられ、そして主として不生産的勞働者の支持に當てられる所の、租税は、その國の生産的産業から徴收される。そしてかかる經費が節約され得る毎に納税者の資本は増加しないとしても、一般に所得は増加するであろう。一年間の戦費として二千萬が公債によつて調達される時には、その國民の生産資本から引き去

られるのはその二千萬である。この公債の利子を支拂う爲めに租税によつて調達される年々の一百萬は、單に、それを支拂う者からそれを受取る者に、納税者から國家の債權者に、移轉されるに過ぎないものである。眞の經費は二千萬であつて、それに對して支拂わべき利子ではない(註)。利子が支拂われようと支拂われまいと、國はより富みもせずより貧しくもならないであろう。政府は二千萬を租税の形で一時に要求したかも知れない。その場合には年々の租税を一百萬に當るだけ引上げる必要はなかつたであろう。しかし乍ら、このことは取引の性質を變えはしなかつたであろう。一個人は、年々一〇〇磅の支拂を要求されずして、時に二、〇〇〇磅を支拂うを餘儀なくされたであろう。より大なる額を彼自身の資金から割くよりも寧ろ、この二、〇〇〇磅を借入れ、その債權者に利子として年々一〇〇磅を支拂う方が、また彼の利益に適したかも知れない。一方の場合にはそれはAとBとの間の私的取引であるが、他方の場合には、政府がBに、等しくAによつて支拂わべき利子の支拂を保證するのである。若しこの取引が私的性質のものであつたならば、それについては何等の公の記録も作られず、そしてAがBに對して忠實に彼れの契約を履行しようと、又は不當にも年々一〇〇磅を彼自身の所有に保留して置こうと、それはこの國にとつては比較的にどうでもよい事柄であろう。國は契約の忠實な履行に一般的利害關係を有つてあろうが、しかし國民的富に關しては、それは、AとBとの中何れがこの一〇〇磅を最も生産的ならしめるかについてより

以外には、何等の利害關係をも有つていない。しかしこの問題に就いては、それは決定すべき権利もなければ能力もないであろう。若しAがそれを彼れの使用の爲めに保留して置くならば、彼はそれを無益に消費するかも知れず、又若しそれがBに支拂われるならば、彼はそれを彼れの資本に加え、それを生産的に用いるかも知れない、ということも有り得よう。そしてその反對も亦有り得よう。すなわちBはそれを浪費するかも知れず、又Aはそれを生産的に用いるかも知れない。富のみを目的とするならば、Aがそれを支拂うことも支拂わぬことも、同等に又はより以上に望ましいかも知れない。しかしより大なる功利たる正義及び誠實の権利は、より小なる功利のそれに從屬すべく強制されてはならない。従つて若し國家の干渉が要求されるならば、裁判所はAを強制して彼れの契約を履行せしめるであろう。國家によつて保證された債務は如何なる點に於いても上の取引と異なる所はない。正義と誠實とは、國債の利子が引續き支拂わらるべきことを、及び其の資本を一般的利益の爲めに前拂した者は便宜という口實の下に其の正當な権利を抛棄すべく求められてはならないことを、要求するのである。

(註) 『ムロンは曰く、一國民の負債は右手が左手に對する負債であり、それによつて身體は弱められぬ、と。全體の富が未償還負債に對する利子支拂によつて減少されぬということは、眞實である。利子は納税者の手から國家債權者へ移轉する一價值である。それを蓄積し又は消費するのが國家債權者であ

らうと又は納税者であろうと、それは社會にとつて殆ど大したことではないということには、私は同意する。しかし負債の元金——それはどうなつたのであるか？ それは最早存在しない。公債に伴う消費は一資本を無くしてしまい、それは最早收入を生み出さないであろう。社會は利子額を奪われはしないが、蓋しそれは一方の手から他方の手に移るのであるからである、しかし、社會は破壊された資本からの收入を奪われている。この資本は、若し國家にそれを貸した人が生産的に使用したならば、同じく彼に一つの所得を齎したのであるが、しかしその所得は眞實なる生産から得られたものであつて、同胞二三の市民の懷中から供せられたものではなかつたであろう。』セイ、第二卷、三五七頁、これは經濟學の眞精神で理解され且つ言ひ表わされている。

しかしこの考察を別にしても、政治的功利が政治的廉直を犠牲にして何物かを得るであろうといふことは、決して確實ではない。國債の利子の支拂を免除された當事者が、それを當然受くべき者よりもより生産的に使用するであろうということには、決してならない。國債を破棄することによつて、或る人の所得は一、〇〇〇磅から一、五〇〇磅に高められるかも知れないが、しかし他の人のそれは一、五〇〇磅から一、〇〇〇磅に低められるであろう。これ等の二人の所得は今二、五〇〇磅であるが、その時にもそれはそれ以上ではないであろう。若し租税を徴收することが政府の目的であるならば、一方の場合には、他方の場合と正確に同一の課税し得る資本と所得とがあるであ

ろう。然らば、一國が困窮せしめられるのは國債に對する利子の支拂によつてではなく、又それが救済され得るのはその支拂の免除によつてではない。國民的資本が増加され得るのは、所得の貯蓄と支出上の節減とによつてのみである。そして國債の破棄によつては、所得も増加せられず、又支出も減少されないのである。國が貧窮化するものは、政府及び個人の浪費と負擔とによつてである。従つて、公私の節約を助長せんが爲めの凡ゆる方策は國の困窮を救済するであろう。しかし、眞實の國民的困難が、正當にそれを負擔すべき社會の一階級の肩から、凡ゆる公平の原則に基いて彼等の分前以上負擔すべきではない他の階級の肩に、それを轉嫁することによつて除去され得ると想像するのは、誤謬であり且つ妄想である。

上述せる所からして、私は借入金の方法を以つて國家の非常費を支辨するに最もよく適合せるものと考へてゐると、推論されてはならない。それは吾々を、より不儉約ならしめるところの、——吾々をして自分の實情に盲目ならしめるところの、傾向ある方法である。若し或る戰爭の經費が年々四千萬であり、且つ或る人がその年々の經費に對して寄與しなければならぬ分前が、一〇〇磅であるとすれば、彼は、一時にその分擔の支拂を求められる時には、速かに彼れの所得から一〇〇磅を貯蓄せんと努めるであろう。公債の方法によるならば、彼は單にこの一〇〇磅の利子、すなわち年々五磅の支拂を求められるに過ぎず、そこで彼は其の支出からこの五磅を貯蓄するを以て足ると

考へ、かくて彼は以前と同様に富んでゐるといふ信念で自ら欺くのである。全國民は、かくの如く推理し行動することによつて、單に四千萬の利子すなわち二百萬を貯蓄するに過ぎず、かくの如くして、四千萬の資本が生産的に使用された場合に與える利子又は利潤の總てを失うのみならず、更に彼等の貯蓄額と支出額との差額たる三千八百萬をも失うのである。若し、前述の如く、各人が自己の借金をして國家の緊急費に對して其の全分前を寄與しなければならなかつたのであるならば、戰爭の終了するや否や、課税は止み、そして吾々は直ちに物價の自然的狀態に復歸するであろう。Aは、彼れの私的の資金から、彼が戰爭中にBから借入れた貨幣に對する利子を、彼をして戰費に對する其の分前を支拂い得せしめる爲めに、Bに支拂わなければならぬかも知れないが、しかしこれは國民の與り知る所ではないであろう。

大きな負債を累積した國は、最も不自然的な地位に置かれる。そしてたとえ租税の額と勞働の價格の騰貴とは、その國を、それ等の租税を支拂うという不可避的な不利益を除けば、諸外國との關係に於いて、他の何等の不利益な地位にも置かないかも知れぬし、又置かないであろうと私は信ずるとはいえ、而もこの負擔から免れてこの支拂を自分自身から他人に轉嫁するのが、凡ゆる納税者の利益となる。そして彼自身と彼れの資本とをかかふる負擔を免れる他國に移そうという誘惑は遂に不可抗的のものとなり、そして彼の出生地との若き聯想の場面を去るに當つて各人が感ずる當然の

念を克服する。この不自然な制度に伴う困難に陥つた國は、其の負債を償還するに必要な其の財産の或る部分を犠牲にして、この困難から免れるのが賢明な遣り方である。一個人にとつて賢明なこととは一國民にとつても亦賢明なことである。五〇〇磅の所得を齎す一〇、〇〇〇磅を持ち、その中から年々一〇〇磅を負債の利子に支拂わなければならない人は、眞實には單に八、〇〇〇磅の財産を持つに過ぎず、そして彼が引續き年々一〇〇磅を支拂おうと、又は一時にただの一回限り二、〇〇〇磅を支拂おうと、その富の程度は同じであろう。しかし、この二、〇〇〇磅を取得するためには彼が賣らなければならぬ財産の買手は何處にいるであろうか？ と問われる。その答は明白である。この二、〇〇〇磅を受取るべき國家債權者は、其の貨幣の放資國を求めらるであろう。そしてそれを地主又は製造業者に貸付けるか、又は彼等から其の處分しなければならぬ財産の一部を購買する氣になるであろう。かかる支拂に對しては公債所有者達自身も大いに寄與するであろう。この計畫は屢々推奨され來つたものであるが、しかし吾々はそれを採用するに足る知識も有たなければ又勇氣も有たない。しかしながら平和の時には、吾々の不斷の努力は、戰爭の間に契約された負債部分の返済に向けられねばならぬこと、又樂になり度いという誘惑や、現在の——そして望むらくは一時の、困窮から逃れんとする願望の爲めに、その大目的に對する吾々の注意を緩めてはならぬことが承認されなければならぬ。

如何なる減債基金も、若しそれが歳出に對する歳入の超過より得られるのでないならば、負債を減少する目的に對しては有効であり得ない。この國の減債基金が單に名目的に過ぎないのは遺憾のことである。蓋し支出に對する収入の超過は全くないからである。それは節約によつて、その名の如きものに、すなわち眞に有效な負債支拂の爲めの基金たらしめられなければならぬ。若し將來戰爭の勃發せる際に、我國の負債が著しく減少せしめられていないならば、その全戦費は年々徴收される租税によつて支辨されなければならぬか、然らざれば、その戰爭の終了前ではないにしても、その終了の時に、吾々は國民的破産に陥らなければならぬかの、何れかである。吾々は公債の著しい増加に堪え得ないであろうというのではない。一大國民の力に限界を置くことは困難であろう。しかし、個々人が、單に彼等の故國で生活するという特權に對して、永續的課税の形に於いて甘んじて支拂う價格には確かに限界があるのである(註)。

(註) 『信用は一般的には、資本に、それが有用に用いられない人々を去つて生産的たらしめられる人々に移るのを許すから、よいことである。すなわちそれは資本を、公債放資の如き、單に資本家にとつて有用であるにすぎない用途から移轉させ、それを産業に従事せる人々の手に於いて生産的ならしめる。』

それは總ての資本の使用を便宜ならしめ、使用されない資本をなからしめる。——『經濟學』、四六三頁。第二卷、第四版——これはセイ氏の看過に相違ない。公債所有者の資本は決して生産的ならしめら

れ得るものではない、——それは事實上資本ではない。若し彼が其の公債を賣り、それに對して得た資本を生産的に使用するとすれば、彼は其の公債の買手の資本を生産的用途より引離すことによつてのみ、このことをなし得るのである。(編者註——この誤りは第五版で訂正された。第三卷、六〇頁。これは第三版にはなかつたものである。第二卷、四四四頁。)

(八八) 一貨物が獨占價格にある時には、それは消費者が喜んでそれを購買せんとする最高の價格にあるのである。貨物は、如何なる工夫によつても其の分量が増加され得ない時にのみ、従つて競争が全然一方の側に——すなわち買手の間に——ある時のみ、獨占價格にある。或る時期に於ける獨占價格は他の時期に於ける獨占價格よりも遙かにより低いことも又はより高いこともある。蓋し購買者の間に於ける競争は、彼等の富及び彼等の嗜好や氣紛れに依存しなければならぬからである。極めて限られた分量に於いて生産される特殊の葡萄酒、及び其の優越又は稀少によつて假想的價值を得た美術品は、社會が富んでいるか貧しいか、それがかかる生産物を豊富に又は稀少に所有しているか、又はそれが粗末な状態にあるか洗練された状態にあるか、に従つて、通常労働の生産物の極めて異なる分量に對して交換されるであろう。従つて獨占價格にある貨物の交換價值は、何處に於いても生産費によつて左右されないのである。

粗生生産物は獨占價格にはないが、蓋し大麥及び小麥の市場價格は、毛織布及び亞麻布の市場價

格と同様な程度に其の生産費によつて左右されるからである。唯一の差違はこうである、すなわち、農業に用いられる資本の一部分、換言すれば全然地代を支拂わない部分が穀物の價格を左右するが、然るに製造貨物の生産に於いては、資本の凡ゆる部分の使用は同一の結果を齎し、そして如何なる部分も地代を支拂わないから、凡ゆる部分が等しく價格の規制者であるということである、すなわち穀物其他の粗生生産物も亦、より多くの資本の使用によつて、量に於いて増加せられ得、従つてそれは獨占的價格にはないのである。買手の間に於けると同様に賣手の間にも競争がある。吾々の今迄論じていた稀少な葡萄酒や高價な美術品の生産に於いてはかかることは事實でない。其の分量は増加され得ず、そしてその價格は購買者の力と意志の程度によつてのみ制限される。かかる葡萄園の地代は、如何なる適當に指示し得る限界以上にも引上げられ得ようが、蓋し他の如何なる土地もかかる葡萄酒を生産し得ない爲めに、如何なる土地もかかる土地と競争せしめられ得ないからである。(八九) 勿論一國の穀物及び粗生生産物は暫くの間は獨占價格で賣られるかも知れない。しかし、より以上如何なる資本も有利に土地に使用され得ない時、従つて其の生産物が増加され得ない時のみ、それは永續的にそうあり得るに過ぎない。かかる時には、凡ゆる耕地部分、及び土地に使用されている凡ゆる資本部分は、地代を生むであろうが、それは實に收穫の差違に比例して異つているのである。かかる時には又、農業者に課せらるべき如何なる租税も地代の負擔する所となり、消

費者の負擔する所とはならないであろう。彼は其の穀物の價値を引上げ得ないが、蓋し、假定によれば、それは既に、買手がそれを買うであろう所の又は買得る所の最高價格にあるからである。彼は、他の資本家の得る利潤率以下の利潤では満足しないであろう、従つて彼がなし得る唯一の選擇は、地代を引上げさせるか、又は彼れの職業を中止するかである。

ビウキャナン氏は、穀物及び粗生産物は地代を産出するから、獨占價格にあるものと、考へてゐる。すなわち地代を産出する總ての貨物は獨占價格にある筈である、と彼は想像してゐる。そしてこのことから彼は、粗生産物に對する總ての租税は地主の負擔する所となり、消費者の負擔するところとはならない、と推論してゐる。彼は曰く、『常に地代を與える穀物の價格は、如何なる點に於いても其の生産費によつて影響されないから、それ等の費用は地代から支拂われなければならぬ。従つてそれが騰貴又は下落する時には、その結果はより高い又はより低い價格ではなくして、より高い又はより低い地代である。かく觀察すれば、農場の僕婢や馬匹や又は農業器具に對する總ての租税は、實際には地租である。その負擔は農業者の借地期間中は農業者の負擔する所となり、そして借地契約が更新される時期になつた時には地主の負擔する所となる。同様にして、打穀機及び刈取機というが如き農業者の費用を節約する總ての改良された農耕器具、及び良い道路、運河、及び橋梁というが如き彼をしてより容易に市場に達せしめる一切のものは、穀物の原費は減少

せしめるが、其の市場價格は減少せしめない。従つてかかる改良によつて節約されるものは總て、地主に彼れの地代の一部として歸屬するのである。(編者註)

(編者註) 『諸國民の富』ビウキャナン版、一八一四年、第四卷、『諸觀察』、三七、三八頁。

若し吾々がビウキャナン氏に、彼の議論が擧つて樹つ所の基礎、すなわち、穀物の價格は常に地代を生ずるといふことを讓歩するならば、彼が主張する總ての結果が當然それに隨伴すべきことは明かである。然らば農業者に對する租税は、消費者の負擔する所とはならずして、地代の負擔する所となり、そして農耕上の總ての改良は地代を増加するであろう。しかし私は、一國がその如何なる部分に於いても餘す處なく而も最高度にまで耕作される時までは、土地に用いられた資本の中に何等の地代をも生み出さない部分のあるといふこと、及び穀物の價格を左右するものはこの部分であり、其の收穫は、製造業に於ける如く、利潤及び勞賃に分たれるといふことを、十分に明かならしめたと思ふ。かくて地代を與えない穀物の價格は、其の生産によつて影響されるのであるから、それ等の費用は地代からは支拂われない。従つてそれ等の費用が増加する結果は、價格の騰貴であつて、地代の下落ではない(註)。

(註) 『製造業者は需要に比例して其の生産物を増加せしめ、そして價格は下落する。しかし土地の生産物は、そのよゝには増加され得ない。そして消費が供給を超過するのを妨げるためには、高い價格が必要』

第十七章 粗生産物以外の貨物に對する租税

である。』ビウキヤナン、第四卷、四〇頁。ビウキヤナン氏が、需要が増加しても土地の生産物は増加せしめられ得ないと眞面目に主張することが出来るのは、果して可能であらうか？

粗生産物に對する租税や地租や十分一税は、總て土地の地代の負擔する所となり、そして粗生産物の消費者の負擔する所とはならない、ということと全然一致するアダム・スミスとビウキヤナン氏との両者が、それにも拘わらず、麥芽に對する租税は、麥酒の消費者の負擔する所となり、そして地主の地代の負擔する所とはならないであらう、ということとを認めているのは、注目すべきことである。アダム・スミスの議論は、麥芽に對する租税及び粗生産物に對する凡ゆる他の租税の問題について、私の懐いてゐる見解の極めて優れた叙述であるから、私は讀者の注意を惹く爲めにそれを提示せざるを得ない。

『大麥耕作地の地代及び利潤は、常に、他の等しく肥沃であり等しく良く耕作された土地のそれと殆んど等しくなければならぬ。若しもそれがより、少いならば、大麥地の或る部分は直ちに或る他の目的に向けられ、又若しそれがより、多いならば、直ちにより、多くの土地が大麥の栽培に向けられるであらう。或る特定の土地の生産物の通常價格が獨占價格と呼ばれ得る價格にある時には、それに對する租税は必然的に、それを栽培する土地の地代及び利潤(註)を減少せしめる。そこで作る葡萄酒が、それが有效需要に對して不足してゐる爲めに、其の價格が、常に他の等しく肥沃であり等しく

良く耕作された土地の生産物に對する、自然的比例以上である所の、その貴重な葡萄酒の生産物に對する租税は、必然的にそれ等の葡萄酒の地代及び利潤(註)を減少せしめるであらう。葡萄酒の價格は、既に通常市場に送り出される分量に對して手に入れ得る最高の價格であるから、それは其の分量を減少せしめることなくしては引上げられ得ず、そしてその分量は更により、大なる損失を伴わずしては減少され得ない。蓋しそれ等の土地は、或る他の等しく高價な生産物に向けられ得ないからである。従つてこの租税の總ては地代及び利潤(註)の、正當には葡萄酒の地代の、負擔する所となるであらう。』しかし大麥の通常價格は決して獨占價格であつたことはいはない。そして大麥地の地代及び利潤が他の等しく肥沃であり等しく良く耕作された土地のそれに對する自然的比例以上であつたことは決してない。麥芽、麥酒、及び強麥酒に課せられた種々なる租税が大麥の價格を低めたことは決してなく、大麥地の地代及び利潤(註)を低減せしめたことは決してない。醸造業者に對する麥芽の價格は、絶えずそれに課せられた租税に比例して騰貴し來つた。しかしそれ等の租税並びに麥酒及び強麥酒に對する種々なる租税は、絶えずそれ等の貨物の價格を騰貴せしめるか、又は、同一のことに歸するが、消費者に對しそれ等の貨物の品質を低下せしめるか、の何れかであつた。それ等の租税の終局的支拂は、消費者の絶えず負擔する所となり、そして生産者の負擔する所とはならなかつた。』この章句についてビウキヤナン氏は次の如く言う、『麥芽に對する租税は決して大

麥の價格を低め得ないであろう。蓋し大麥を麥芽にすることにより、それを麥芽にしないで賣ることによつて得られると同一の額が得られない限り、必要とされる分量は市場に齎されないのであるからである。従つて麥芽の價格がそれに課せられた租税に比例して騰貴しなければならぬことは明らかである。蓋し然らざれば需要は供給され得ないからである。しかし乍ら、大麥の價格は砂糖のそれと丁度同程度で獨占價格である。それ等兩者は地代を生み出し、そして兩者の市場價格は等しくその原費との總ての關係を失つてゐるのである。(編者註)

(註) 私は『利潤』なる言葉が省かれていたことを望む。スミス博士は、これ等の貴重なる葡萄酒の借

地人の利潤が、一般利潤率以上であると想像してゐるに相違ない。若しその利潤がそうでなかつたなら

ば、彼等はそれを地主か消費者かに轉嫁し得ざる限り、租税を支拂おうとはしないであろう。

(編者註) 『諸國民の富』ビウキャナン版、第三卷、三八六頁註。

然らば麥芽に對する租税は麥芽の價格を騰貴せしめるであろうが、しかし麥芽がそれから造られる大麥に對する租税は大麥の價格を騰貴せしめないであろうし、従つて若し麥芽が課税されるならば、その租税は消費者によつて支拂われるであろうが、若し大麥が課税されるならば、地主の受取る地代は減少するであろうから地主がそれを支拂うであろう、というのがビウキャナン氏の意見であるように思われる。かくてビウキャナン氏によれば、大麥は獨占價格すなわち買手が喜んでそれに

對し與えようとする最高の價格、にあるが、しかし大麥で造られた麥芽は獨占價格になく、従つてそれは、それに對して課せらるべき租税に比例して引上げられ得るのである。麥芽に對する租税の結果に關するかかるビウキャナン氏の意見は、私には、彼がこれと同様な租税すなわちパンに對する租税に就いて述べた意見と正反對であるように思われる。『パンに對する租税は窮極的に、價格の騰貴によつてではなく地代の減少によつて支拂われるであろう。』(編者註) 若し麥芽に對する租税が麥酒の價格を騰貴せしめるならば、パンに對する租税はパンの價格を騰貴せしめなければならぬ筈である。

(編者註) 同上、三五五頁。

セイ氏の次の議論は、ビウキャナン氏のそれと同一の見解に基礎を置いてゐる、『一片の土地が生産すべき葡萄酒又は穀物の分量は、それに課せられる租税がどうであろうとも、引續き殆んど同一であろう。この租税は、其の純生産物の、又は好みならば其の地代の、二分の一又は四分の三をすら取り去るかも知れないが、而もそれにも拘わらず、その土地はこの租税によつて吸収されない二分の一又は四分の一の爲めに耕作されるであろう。地代すなわち地主の分前は、單に幾らかより低くなるに過ぎないであろう。このことの理由は、若し吾々が、假定された場合に於いては、土地から取られる生産物の分量と市場に送られる分量とが、それにも拘わらず依然同一であるべきこと

を考察するならば、理解されるであろう。他方に於いて、生産物に対する需要の基礎たる動機も亦、引續き同一である。

『さて、若し供給される生産物の分量と需要される分量とが、租税の新設又は増加にも拘わらず、必然的に引續き同一であるならば、その生産物の価格は變動しないであろう。そして價格が變動しないならば、消費者はこの租税を少しも支拂わないであろう。』

『農業者すなわち労働及び資本を提供する者が地主と共に、この租税の負擔を擔うであろう、と言われるであろうか？ 確かに言われない。蓋しこの租税の事情は、貸付農場の數を減少せしめなかつたし、又農業者の數も増加せしめなかつたからである。この場合に於いても亦、供給及び需要は依然同一であろうから、農場の地代も亦依然同じでなければならぬ。消費者をして單に租税の一部分を支拂わしめ得るに過ぎない鹽製造業者の例や、少しも償いを受け得ない地主の例は、經濟學者に反對して、總ての租税は窮極的に消費者の負擔する所となると主張する人々の、誤謬を證明してゐる。』——第二卷、三三八頁。

若しも租税が『土地の純生産物の二分の一又は四分の三すら取り去り、』而も生産物の價格が騰貴しないならば、一定の收穫を得る爲めにより、肥沃な土地よりも遙かにより、大なる比例の労働を必要とする質の土地を占有して、極めて少額の地代を支拂う農業者は、如何にして資本の通常利潤を取

得し得るであろうか？ たとえ全地代が免除されても、彼等は依然他の諸事業の利潤よりもより低い利潤を取得し、従つて彼等が其の生産物の價格を引上げ得ない限り、彼等は其の土地の耕作を繼續しないであろう。若しこの租税が農業者の負擔する所となるならば、農場を賃借しようという農業者は減少し、又若しそれが地主の負擔する所となるならば、多くの農場は、何等の地代をも與えないであろうから、全然賃貸されないのである。しかし何等の地代をも支拂わずに穀物を生産する者は如何なる資金からこの租税を支拂うであろうか？ この租税が消費者の負擔する所とならねばならぬことは全く明かである。セイ氏が次の章句に於いて述べている如きかかる土地は、如何にして其の生産物の二分の一又は四分の三の租税を支拂うであろうか？

『吾々はスコットランドに於いて、所有者によつてかくの如くして耕作され他の何人によつても耕作され得ない瘠せた土地を見る。かくて又吾々は、合衆國の内部地方に於いて、それより得られる収入のみでは所有者を維持するに足りない廣大肥沃な土地を見る。これ等の土地はそれにも拘わらず耕作されているが、しかしそれは所有者自身によつてでなければならず、又は換言すれば、彼をして相當に生活するを得せしめる爲めには、彼は殆んど又は全くない所の地代に加えるに、彼れの資本及び勤勞の利潤を以てしななければならない。土地は、耕作されても、如何なる農業者もそれに對して地代を支拂おうとはしない時には、地主に對して何等の収入をも産み出さないことはよく知られ

ている。これはかかる土地は單に其の耕作に必要な資本及び勤勞の利潤を與えるに過ぎないということの一つの證據である。』——セイ、第二卷、一二七頁(編者註)。

(編者註) 『經濟學』 第二版、第二篇、第九章。

第十八章 救貧税

(九〇) 吾々は、粗生生産物及び農業者の利潤に對する租税は、粗生生産物の消費者の負擔する所となるであろうが、それは蓋し、農業者が價格の増加によつて補償を受ける力を有たない限り、この租税は彼れの利潤を利潤の一般水準以下に低減し、そして彼をして其の資本を或る他の職業に移轉せしめるであろうから、ということを見た。吾々は、彼は、それを彼れの地代から控除することによつて、租税を地主に轉嫁し得ないであろうが、それは蓋し何等の地代も支拂わない農業者も、より良い土地の耕作者と等しく、それが粗生生産物に課せられようと又は農業者の利潤に課せられようと、この租税を課せられるであろうから、ということも亦見た。私は、若し租税が一般的であり、そして製造業のものであらうと農業のものであらうと、平等に總ての利潤に影響を及ぼすならば、それは財貨の價格にも粗生生産物の價格にも影響を及ぼさず、直接的にも窮極に於いても生産者によつて支拂われるであらう、ということをも證明しようと思つた。地代に對する租税は地主のみの負擔する所となり、そして決して借地人に轉嫁せしめられ得ないであらうことも、述べられた。救貧税は、總てのこれ等の性質を有する租税であり、そして事情の異なるにつれて、粗生生産物及

び財貨の消費者や、資本の利潤や、土地の地代の負擔する所となる。それは農業者の利潤の特に重く負擔する所となる租税であり、従つて、粗生産物の價格に影響を及ぼすものと考へ得よう。それが製造業利潤及び農業利潤の平等に負擔となる程度に従つて、それは資本の利潤に對する一般的租税となり、そして粗生産物及び製造品の價格には何等の變動をも惹起さないであろう。農業者が特に彼に影響を及ぼす租税の部分に對し、粗生産物の價格を引上げることによつて自身に補償し得ないのに比例して、それは地代に對する租税となり、そして地主によつて支拂われるであろう。然らば、或る特定の時に於ける救貧税の作用を知る爲めには、吾々は、その時にそれが農業者と製造業者との利潤に影響するのが、平等な程度に於いてであるか、又は不平等な程度に於いてであるかを、並びに農業者に粗生産物の價格を引上げる力を與えるような事情になつてゐるか否かを、確かめなければならぬ。

(九一) 救貧税は、農業者に、彼れの地代に比例して、賦課せらるべきである、と言われている。従つて、極めて少額の地代を支拂い、又は全然地代を支拂わない農業者は、少額の租税を支拂うべきであり、又は全然租税を支拂わざるべきである。若しこれが事實であるならば、救貧税は、それが農業階級によつて支拂われる限り、全然地主の負擔する所となり、そして粗生産物の消費者には轉嫁され得ないであろう。しかし私はそれは事實ではないと信ずる。救貧税は農業者が實際彼れ

の地主に支拂う地代に従つては賦課されはしない。それは彼れの土地の年々の價值に比例せしめられるが、その年々の價值が地主の資本によつて土地に與えられようと、或いは借地人の資本によつて與えられようと、それは問う所ではないのである。

若し二人の農業者が同一の教區に於いて二つの異質の土地を賃借し、その一方は五〇エーカーの最も肥沃な土地に對し年々一〇〇磅の地代を支拂い、そして他方は一〇〇エーカーの最も肥沃度の小なる土地に對して同一額の一〇〇磅を支拂うならば、その何れもが土地の改良を企てなかつた場合には、彼等は同一額の救貧税を支拂うであろう。しかし、若し貧弱な土地の農業者が、極めて長期の借地契約を利用して、大なる費用を以て、施肥、灌漑、圍墻等によつて、彼れの土地の生産力を増進せしめる氣になるならば、彼は、地主に支拂われる實際の地代に比例してではなく、土地の實際の年々の價值に比例して、救貧税を納入するであろう。租税は地代に等しくもあろうし、又それを超過しよう。しかしそれが事實であろうとなかろうと、租税の如何なる部分も地主によつては支拂われないであろう。それは豫め借地人によつて計算されていたことであろう。そして若し生産物の價格が、彼れのすべての費用、並びに救貧税に對するこの附加的出資を、彼に償ふに足りないならば、彼れの改良はなされなかつたことであろう。然らば、租税はこの場合には、消費者によつて支拂われることは、明かである。蓋し若し何等の租税もなかつたとしても、同一の改良

がなされ、そして穀價がより低くとも、通常且つ一般利潤が使用資本に對し取得されたであろうからである。

若し地主が自身でかかる改良をなし、その結果として彼れの地代を一〇〇磅から五〇〇磅に引上げたとしても、それはこの問題には全然相違を起さないであろう。租税は等しく消費者に課せられるであろう。蓋し地主が彼れの土地に多額の貨幣を投ずるか否かは、彼が土地に對する報償として受取る地代又は地代と呼ばれるものに依存し、そしてこれは更に、穀物又は其の他の粗生生産物の價格が、常にこの附加的地代のみならず更にこの土地に課せられる租税に堪えるに足る程高いといふことに、依存するであろうからである。若し同時に總ての製造業資本が、農業者又は地主が土地改良の爲めに投ずる資本と同一の比例で、救貧税に貢獻するならば、それは最早農業者又は地主の資本の利潤に對する偏頗な租税ではなく、凡ゆる生産者の資本に對する租税となるであろう。従つてそれは最早粗生生産物の消費者にも地主にも轉嫁され得ないであろう。農業者の利潤は、製造業者のそれ以上には、租税の影響を感じないであろう。そして前者は、後者と同様に、それを彼れの貨物の價格騰貴に對する理由として抗辯し得ないであろう。資本が或る特定の職業に用いられるのを妨げるものは、利潤の絶對的下降ではなく相對的下降である。すなわち資本を一つの職業から他のそれに移動させるものは利潤の差違である。

しかし乍ら、救貧税の實狀に於いて、彼等の各々の利潤に比例して製造業者よりも遙かにより多額が農業者の負擔する所となつており、農業者は彼が取得する實際の生産物に従つて課税されるが、製造業者は、彼れの使用する機械や労働や資本の價値は顧慮する所なく、單にその中で彼が仕事をする建物の價値に従つて課税されるに過ぎぬことが、認められなければならない。かかる事情からして、農業者は其の生産物の價格をこの全差額だけ引上げ得るといふことになる。蓋し、この租税は不平等に且つ特に彼れの利潤の負擔する所となるから、粗生生産物の價格が引上げられぬ場合には、彼は、其の資本を或る他の職業に使用するよりもそれを土地に充用しようという動機が、減少するであろうからである。若し反對に、租税が農業者よりも製造業者のより、重く負擔する所となつていたならば、製造業者は、同一の事情の下に於いて農業者が粗生生産物の價格を引上げ得たと同一の理由で、この差額だけ彼れの財貨の價格を引上げ得たであろう。従つて、其の農業を擴張しつつある社會に於いては、救貧税が特に重く土地の負擔する所となつてゐる時には、それは一部分は資本の利潤の減少という形に於いて資本の使用により、そして一部分は粗生生産物の價格騰貴の形に於いて其の消費者によつて、支拂われるであろう。かかる事態に於いては、この租税は、或る事情の下に於いて、地主達にとつて有害であるよりも寧ろ有利でさえあり得よう。蓋し若し最劣等の土地の耕作者によつて支拂われる租税が、より肥沃な土地の耕作者によつて支拂われるそれより

も、取得される生産物の分量との比例に於いてより、高いならば、總ての穀物に及ぶ穀價の騰貴は、後者にこの租税を償つて餘りあるであらうからである。この利益は其の借地契約の繼續期間中は彼等に續くであらうが、その後はその地主に移轉されるであらう。これは進歩しつつある社會に於ける救貧税の結果であらう。しかし靜止的又は退歩的な國に於いては、資本が土地から引去られ得ない限り、若し更に税金が貧民の支持の爲めに賦課せられるならば、農業の負擔する所となる其の部分は、現在の借地期間中は農業者によつて支拂われるであらうが、しかしかかる借地契約の満了した時には、それは殆んど全く地主の負擔する所となるであらう。以前の借地契約の繼續期間中に、其の土地の改良に其の資本を支出した農業者は、若し其の土地が依然彼れの手の中にあるならば、土地が其の改良によつて得た新たな價値に應じてこの新租税を課せられ、そして彼れの利潤がその爲めに一般利潤以下に低下しても、彼は其の借地期間中この金額を支拂わざるを得ないであらう。蓋し彼が支出した資本は、到底それから引去られ得ない程度に合體していることが有り得るからである。實際、若し彼又は彼れの地主（若し資本が彼によつて支出されていたならば）がこの資本を引去ることが出来、且つそれによつてこの土地の年々の價値を低減せしめることが出来るならば、この税はそれに比例して下落し、そして生産物は同時に減少するから、其の價格は騰貴するであらう。彼はこの租税を消費者に課することによつてその補償を得、従つて如何なる部分も地代の負擔する

所とはならないであらう。しかしこれは少くとも、資本の或る部分に就いては不可能であり、従つて、租税は、その比例に於いて、農業者の借地期間中は彼等によつて、又其の満了後は地主によつて、支拂われるであらう。この附加的租税は、若しそれが特に荷重に製造業者の負擔する所となるならば、——事實はそうなることはないが、——かかる事情の下に於いては、彼等の財貨の價格に附加されるであらう。蓋し彼等の資本が容易に農業に移轉され得る時に、彼等の利潤が一般利潤以下に低減されるべき理由はあり得ぬからである（註）。

（註） 本書の前の部分に於いて私は、正當に地代と呼べるべき地代と、地主の資本が其の借地人に與えた利益に對して地代という名前で地主に支拂われる報酬との間の、差異に注意した。しかし私は恐らく、この資本の適用される方法の異なることから生ずる差異を十分明かにしなかつた。資本の一部分は、一と度農場の改良に費される時には、土地と不可分離に融合され、其の生産力を増加せしめる傾向を有つから、其の使用に對して地主に支拂われる報酬は、嚴密には地代の性質を有ち、地代に關する凡ゆる法則に服するものである。それが地主の費用でなされようと又は借地人の費用でなされようと、この改良は、第一に報酬が或る他の等しい額の資本の投下によつて擧げ得べき利潤と少くとも相等しいという強い蓋然性がない限り、企てられないであらう。しかし一と度改良がなされた時には、取得された報酬は其の後は常に全く地代の性質を有つに至り、且つ地代の凡ゆる變動を蒙るであらう。しかし乍らこれ等の費用の

或るものは、單に限られた期間だけ土地に利益を與えるに過ぎず、永久的に其の生産力を増加せしめることはない。すなわち建物及び其の他の消耗的な改良に投ぜられるならばそれは絶えず更新される必要があり、従つて地主の爲めに其の眞實地代に對する何等の永續的附加をも獲得しないのである。

第十九章 貿易路の急變に就いて

(九二) 大製造業國は、特に、資本が一つの職業から他の職業へと移轉する爲めに生ずる一時的の災難や事故に曝されている。農業生産物に對する需要は均一であり、それは流行や偏見や氣紛れの影響を蒙らない。生命を維持する爲めには食物が必要であり、そして食物に對する需要は總ての時代、總ての國に於いて繼續しなければならぬ。製造品についてはこれと異なる。或る特定の製造貨物に對する需要は、常に購買者の欲望に支配されるのみならず、更に嗜好や氣紛れにも支配される。新租税も亦、一國が特定貨物の製造に於いて有つていた比較的な得點を破壊するかも知れず、又は戰爭の結果其の運送上の船賃及び保険料が騰貴した爲めに、それは最早以前にそれが輸出された國の國産品と競争し得なくなるかも知れない。凡ゆるかかる場合に於いては、著しき困苦とそして疑いもなく或る損害を、かかる貨物の製造に従事する人々は經驗するであろう。そしてこれは、常にかかる變化の時に於いてのみならず、更に彼等が支配し得る資本及び労働を一つの職業から他の職業に移しつつある期間全體に互つて感ぜられるであろう。

かかる諸困難が発生したのみならず、更に其の貨物が以前に輸出された國々に於いても、困苦は

經驗されるであらう。如何なる國も、輸出しない限り長く輸入することは出来ず、また如何なる國も輸入しない限り長く輸出することは出来ない。しからば、若し或る國をして、外國貨物の平常量を輸入することを、永久的に妨げる或る事情が起るならば、それは必然に平常輸出されていた貨物中の、或るものの製造を減少せしめるであらう。そして、同一額の資本が用いられていようから、その國の生産物の總價値は恐らく殆んど變動しないであらうとはいへ、しかもそれは同様に、豊富で且つ低廉ではないであらうし、また職業の變動によつて著しい苦痛が經驗されるであらう。若し一〇、〇〇〇磅を、輸出向綿製品の製造に用いることによつて、年々、吾々が二、〇〇〇磅の價値ある絹靴下三、〇〇〇足を輸入するとし、そして外國貿易の中絶の爲めに、吾々がこの資本を綿製品品の製造から引去り、それを吾々自身靴下の製造に用いるを、餘儀なくされたとしても、資本の如何なる部分も破壊されない限り、吾々は依然二、〇〇〇磅の價値を有つ靴下を取得するはずである。但し吾々は三、〇〇〇足ではなく、單に二、五〇〇足を得るに過ぎぬであらう。資本を綿工業から靴下業に移轉するに當つて多くの困苦が經驗されるかも知れない。しかし、たとえそれが吾々の年の生産物の分量を、減少することがあるとしても、國民財産の價値を著しく害することはないであらう(註)。

(註) 『商業は吾々をして、一貨物を、それが見出さるべき場所に於いて取得し、それが消費せらるべき

他の場所にそれを運送することを、得せしめる。従つて、それは吾々に、その貨物の價値を、これ等の場所の第一に於ける其の價格と第二に於ける其の價格との間の全差額だけ、増加する力を與えるものである。』セイ氏、第二卷、四五八頁。然り、しかし如何にしてこの附加價値はそれに與えられるか？ 第一に運送費を、第二に商人によつてなされた資本の前貸に對する利潤を、生産費に附加することによつて。その貨物の價値がより、多くなるのは、凡ゆる他の貨物がより、多くの價値を有つに至ると同一の理由によるのであり、すなわちそれが消費者によつて購買される前により、多くの勞働が其の生産及び運送に投ぜられたが故に過ぎぬ。これは商業の持つ利益の一つとして擧げらるべきではない。この問題をより、詳細に検討する時には、商業の有つ全利益は結局、それがより、大なる價値ある物でなくより、有用なる物をば獲得するの手段を與えることに、歸することが、見出されるであらう。

長い平和の後の戦争の開始又は長い戦争の後の平和の開始は、一般に貿易上に大きな困苦を惹起す。それは諸國のそれぞれの資本が以前に投ぜられていた職業の性質を大なる程度に變化せしめ、そして資本が新しい諸事情が最も有利ならしめた地位に落着きつつある期間内は、多くの固定資本は用いられず、恐らくは全然失われ、そして勞働者は十分の職業を得ない。この困苦の期間は、大抵の人がその長く慣れ來つた資本用途を棄てるに當つて感ずる嫌氣の念の強さに應じて、長くも短くもあるであらう。それは又屢々、商業界に於ける諸國家の間に廣く存在する不合理な嫉妬が惹起

す制限や禁止によつて、長引かされるのである。

(九三) 貿易の激變から起る困苦は、屢々、國民資本の減少や社會の退歩的狀態に伴う所のそれと、誤られる。そして、これ等のものを明確に區別する或る標識を指示することは、恐らく困難であらう。

しかし乍ら、かかる困苦が戦争から平和への變化に直ちに隨伴する時には、吾々はかかる原因の存在を知つてゐるから、勞働の維持の爲めの基金が大いに害されたというよりは寧ろ、其の平常の通路から他に轉ぜしめられたのであり、そして一時的の苦痛の後には國民は再び繁榮に向うものであると信するのを以て、合理的なりとするであらう。退歩的狀態は常に不自然な社會狀態であるということも亦記憶しなければならぬ。人は青年から壯年になり、次いで衰え、そして死ぬ。しかしそれは國民の發達過程ではない。最大活力の狀態に達した時には、其のより以上の進歩は實際阻止されるかも知れないが、しかしその自然的傾向は、幾時代に亘り引續き其の富と人口とを減少せしめずに維持するにあるのである。

大なる資本が機械に投ぜられてゐる富み且つ力強い國に於いては、それに比して極めてより、少量の固定資本と極めてより、多い分量の流動資本が存在しており従つてより、多くの仕事が人間の勞働によつてなされる所の貧しい國に於けるよりも、貿易上の激變によつてより、多くの苦痛が經驗さ

れるであらう。それが投ぜられてゐる或る職業から流動資本を引去ることは、それから固定資本を引去ること程に困難ではない。或る製造品の爲めに作られた機械を他の製造品の爲めに向け換えることは屢々不可能であるが、しかし一つの職業に於ける勞働者の衣服や食物や住居は、他の職業に於ける勞働者の支持にも當てられ得、すなわち同一の勞働者が、其の職業は變化しても同一の食物や衣服や住居を受け得るのである。しかし乍ら、このことは富める國の甘受すべき一害悪であり、そしてそれに不平を云うのは、あたかも富むる商人が、其の貧しい隣人の小屋は凡ゆるかかる危険から免れてゐるのに彼れの船だけは海難の危険に曝されてゐる、ということ悲しむと同様に、不合理であらう。

(九四) 農業ですら、より劣れる程度ではあるが、この種の事故を免れることは出来ない。諸國間の通商を中絶せしめる商業國に於ける戦争は、屢々、穀物が僅小の費用で生産され得る國から、かかる有利な位置にない他の國へ輸出されることを妨げる。かかる事情の下に於いては、異常な資本量が農業に引去られ、そして以前の輸入國が外國の援助を失うに至る。戦争の終了と共に輸入に對する障害が除去され、そして國內耕作者にとつて破滅的な競争が始り、この耕作者はこの競争から、其の資本の大部分を犠牲にすることなくしては退き得ない。國家の最良の政策は、國內耕作者に漸次に彼れの資本を土地から引去る機會を與える爲めに、限られた年數の間、外國穀物の輸入に

對して、時々減額されて行く租税を課することであろう(註)。かくの如くすれば國は其の資本を最も有利に分配しているわけではなからうが、しかしその國が蒙る一時的租税は、其の資本の分配が輸入停止の際に食物の供給を得るに當り極めて役立つ特定階級の利益になるであろう。若しも危急の時期に於けるかかる努力が、困難の終了の際の破滅の危険を伴うならば、資本はかかる職業を忌避するであろう。資本の通常利潤の他に、農業者は、急激な穀物の流入によつて蒙る危険に對して補償されることを期待するであろう。従つて供給を最も必要とした季節に於ける消費者にとつての價格は、常に國內に於いて穀物の栽培費の騰貴のみならず、更に資本のかかる使用が曝されている特殊の危険に對して、價格に於いて彼が支拂わなければならぬ保険料だけ高められるであろう。かくて低廉な穀物の輸入を許すことは、それが資本の如何なる犠牲を拂つてなされるとも、國にとつてより、多くの富を生産することになるにも拘わらず、數年の間はそれに輸入税を課するのが恐らく望ましいであろう。

(註) 大英百科全書の補遺の最終卷の『穀物條例と貿易』なる項目中に、次のような立派な提議と考察とがある。『若し吾々が或る將來の時期に吾々の歩を舊に戻そうと思ふならば、我國の貧弱な土壤の耕作から資本を引去つてそれをより有利な職業に投ずる時を與えんが爲めに、漸次に遞減する關稅率が採用されるべきである。外國穀物が無稅で輸入されるべき價格は、その現在の限度たる八〇シリングから年

年一クヲタアにつき四シリング又は五シリング減少し、遂にそれが五〇シリングに達せしめらるべきである。その時には港は安全に開かれ、制限制度は永久に廢止され得るであろう。この幸福な事件が起つた時には、自然を強いる必要は最早なくなるであろう。國の資本と企業とは、我國の自然的地位や國民性や政治的の制度によつて、吾々の卓越に適當する産業部門に向けられるであろう。ポウランドの穀物及びカロライナの原棉は、ペアミンガムの器物及びグラスゴウのモスリンと交換されるであろう。眞正なる商業精神、すなわち永久的に諸國民の繁榮を確保する精神は、獨占という暗い淺薄な政策とは全然兩立し得ない。地球上の諸國民は、同一王國の諸地方に類する、——自由にして束縛されざる交通が、その何れに於いても全般的並びに地方的な利益を齎すものである。』この全論文は極めて注目に値する。それは極めて教示に富み、上手に書かれ、そして、筆者がこの問題に完全に精通していることを示している。

地代の問題を検討するに當つて、吾々は、穀物の供給の増加と、その結果たる其の價格の下落とのある毎に、資本がより貧弱な土地から引去られ、そして當該時に、何等の地代も支拂わないより良い種類の土地が、穀物の自然價格を左右する標準になるということを見出した。一クヲタアにつき四磅ならば、より劣等な質の土地——第六等地と名附けよう——が耕作されるであろう。三磅一〇シリングならば第五等地、三磅ならば第四等地が耕作され、以下これに準ずる。若し穀物が、永久的豊富の結果として、三磅一〇シリングに下落するならば、第六等地に投ぜられた資本は、投

せられなくなるであろう。蓋し、たとえ地代を支拂わなくとも、それが一般利潤を取得し得るのは、穀物が四磅の時に限られるからである。従つて資本は引去られ、それを以て、第六等地で栽培された穀物總量が購買され輸入されるべき貨物の製造に向けられるであろう。その資本はかかる用途に於いて、其の所有者に必然的により生産的であろう。然らざればそれは他の用途から引去られないであろう。蓋し、若し彼が、其の製造した貨物を以て穀物を購買することにより、彼が何等の地代を支拂わない土地から得た以上の穀物を取得し得ないならば、其の価格は四磅以下にはなり得ないからである。

しかし乍ら、資本は土地から引去られ得ず、それは土地から必然的に分離し得ない施肥、圍墻、灌漑等の如き、回収し得ない支出形態をとつていて、と云われ來つてゐる。これは、或る程度に於いて眞實である。しかし牛、羊、乾草及び穀物の禾堆、荷車等から成る資本は引去られ得る。そして、穀價の低廉なるにも拘わらずこれ等の物が引續き土地に使用さるべきか、又はこれ等の物が賣却されて其の價値が或る他の職業に移さるべきかは、常に計算上の問題となるのである。

しかし乍ら、事實は上述の如くであり、如何なる資本部分も引去られ得ないと假定しよう(註)。農業者は引續き穀物を生産し、而も如何なる價格でそれが賣れようとも正に同一分量を生産するであろう。蓋し、より少く生産することは彼れの利益で有り得ず、又若し其の資本をかくの如く用い

ないならば、彼はそれから全く報酬を取得しないからである。穀物は輸入され得ないであろう、蓋し彼はそれを全然賣らないよりも寧ろそれを三磅一〇シリング以下で賣ろうと思ふであろうし、而も假定によれば、輸入業者はこの價格以下でそれを賣り得ないからである。かくしてこの質の土地を耕した農業者は疑いもなく彼等の生産する貨物の交換價値の下落によつて損害を受けるとはいえ、——この國はそれにより如何にして影響されるであろうか？吾々は凡ゆる貨物の同一量を有つてゐる筈であるが、しかし粗生産物と穀物とは極めてより、低廉な價格で賣れるであろう。一國の資本はその國の貨物から成り、そしてこれ等のものは以前と同一であろうから、再生産は同一の速度で進むであろう。しかし乍ら、この穀價の低廉は、當該時に何等の地代も支拂つていない第五等地に、單に資本の通常利潤を與えるに過ぎず、そして總てのそれ以上の土地の地代は下落するであろう。勞賃も亦下落し、そして利潤は騰貴するであろう。

(註) 土地に固定されるに至つた資本は如何なるものも、借地期限の満了の時には必然的に地主のものでなければならず借地人のものではない。地主が其の土地を再び賃貸する際にこの資本に對して受ける所の報償は如何なるものも、地代の形に於いて現われるであろう。しかし、若し一定の資本を以て、國內でこの土地で作られる以上の穀物が外國から取得され得るならば、如何なる地代も支拂われないであろう。若し社會の事情が穀物の輸入を必要とし、そして一定の資本を用いて一、〇〇〇クヲアが取得さ

れ得、且つ又同一額の資本を用いてこの土地が一、一〇〇クワタアを産出するならば、一〇〇クワタアは必然的に地代となるであろう。しかし若し一、二〇〇クワタアが外國から得られるならば、この土地は廢耕されるであろう。蓋しその場合にはそれは一般利潤率すら産出しないからである。しかし、土地に投ぜられた資本が如何に大であつても、このことは何等の不利益でもない。かかる資本は生産物を増大せしめる目的で費されたのである、——それが終局の目的であることを忘れてはならない。然らば其の資本の半分が價值に於いて下落しようとは又はたとえ皆無にならうと、それが生産物のより大なる年々の分量を取得し得るならば、それは社會にとつて如何なる重要さを有し得ようか？ この場合に於いて資本の損失を悲しむ者は、手段の爲めに目的を犠牲にせんとするものである。

穀價が如何に低く下落しようとも、若し資本が土地から移轉され得ず、且つ需要が増加しないならば輸入は全く起らないであろう。蓋し以前と同一量が國內に於いて生産されるであろうからである。生産物分割が異り、そして或る階級は利益を受け他の階級は損害を受けるであろうとはいへ、生産総額はまさに同一であり、そして國民は全體としてより富みもせずより貧しくもならないであろう。しかし穀物の比較的低价から常に生ずる次の如き利益がある、——すなわち、現實の生産物の分割は、利潤なる名稱の下に生産的階級に割當てられるものが増加し、地代なる名稱の下に不生産的階級に割當てられるものが減少するに従つて、勞働の維持の爲めの基金を増加する傾向が多くなる

ということ、これである。

たとえ、資本が土地から引去られ得ずして、其處で使用されなければならず、然らざれば全然使用され得ないとしても、このことは眞實である。しかし、若し資本の大部分が引去られ得るならば——明かに引去られ得たが——それが引去られるのは、それが元の處に留まらしめられるよりも、それから引去られる方がより多くの物を所有主に産出する場合に限られるであろう。それが引去られるのは、それが他の處で所有主にも公衆にもより生産的に使用され得る場合に限られるであろう。所有主は土地から引離し得ざる彼れの資本部分を拋棄することを肯ずるが、蓋し彼は、この資本部分を拋棄しない場合よりも、引去り得る部分を以て、より多くの價值とより多量の粗生産物とを取し得るからである。彼れの場合は、多くの費用を投じてその工場に機械を据附けたが、この機械が後に至つて更に新發明によつて非常に改良された爲めに、彼が製造した貨物の價值が著しく下落するに至つた人の場合と、正に同様である。彼が古い機械を拋棄し、そして古いものの總ての價值を失いながら、より完全なるものを据附けるか、又は引續き古いものの比較的弱い力を利用するかは、彼にとつては全然計算上の問題である。かかる事情の下に於いて、それが古いものの價值を減少し又は皆無にするという理由を以て、新しい機械の使用を斷念せよと、誰が彼に勧告するであろうか？ 而もこれが、穀物の輸入は農業者の資本中永久に土地に投ぜられた部分を減少し又は皆

無にするという理由を以て、其の輸入を禁止せよと吾々に望む人々の議論なのである。彼等は、總ての通商の目的は生産を増加するにあり、且つ生産を増加することによつてたとえ部分的損失は惹起されるにしても、一般的幸福は増加されるということを、知らないものである。彼等は、首尾一貫せんが爲めには、農業及び製造業に於ける總ての改良及び總ての機械發明を阻止すべく努むべきである。蓋しこれ等の物は一般的豊富従つて又一般的幸福に寄與するといへ、それは其の採用の瞬間に於いて、農業者及び製造業者の現存資本の一部分の價值を必ず減少又は皆無ならしめるからである(註)。

(註)

穀物の輸入制限の不得策を論ずる著作物中の最も優れたものの中に入れるべきは、トランズ大佐の『對外穀物貿易論』である。彼れの議論は未だ反駁されず、且つ反駁し得ないように、私には思われる。

農業は、他の總ての事業と同様にそして特に商業國に於いては、強い一刺戟を有つ作用に續いて反對の方向に起る反作用を蒙るものである。かくて、戦争が穀物の輸入を妨げる時には、その結果たる其の高級價格は、農業の資本投下が與える大なる利潤の爲めに、資本を土地に牽附ける。このことは恐らくその國の需要が必要とする以上の資本を用いしめ、それ以上の粗生産物を市場に齎しめるであろう。かかる場合に於いては、穀價は供給過剰の結果下落し、そして平均的需要と等しくされるまでは多くの農業上の困苦が生み出されるであろう。

第二十章 價值及び富、兩者の特性

(九五) アダム・スミスは曰く、『人は、彼が人生の必需品、便利品、及び娯樂品を享受することを得る程度に従つて、富み又は貧しいのである。』(編者註)

(編者註) 第一卷、第五章(譯者註——キャナン版、第一卷、三二頁、但し原文には『凡ゆる人は、云々とある。』)

然らば、價值は本質的に富と異なる、蓋し價值は生産の量に依存するものではなく其の難易に依存するからである。製造業に於ける一百万人の労働は、常に同一の價值を生産するであろうが、しかし必ずしも同一の富を生産しはしないであろう。機械の發明により、熟練の進歩により、より良き分業により、又はより有利な交換がなされ得べき新市場の發見によつて、一百万の人々は、一つの社會状態に於いて、他の状態に於いて生産し得るであろう所の二倍又は三倍の富を、すなわち『必需品、便利品、及び娯樂品』を生産し得るであろうが、しかし彼等はその故に價值に何物かを附加するということはないであろう、蓋し凡ゆる物は、それを生産する難易に比例して、換言すれば其の生産に用いられる労働量に比例して、價值に於いて騰貴し又は下落するのであるが故である。一

定の資本を以て、一定数の人間の労働が一、〇〇〇足の靴下を生産してたと假定し、そして機械の發明によつて同一数の人間が二、〇〇〇足の靴下を生産することを得、又は彼等は引續き一、〇〇〇足の靴下を生産し得且つ五〇〇箇の帽子を餘分に生産し得ると假定すれば、二、〇〇〇足の靴下の價值、又は一、〇〇〇足の靴下と五〇〇箇の帽子との價值は、機械の採用以前に於ける一、〇〇〇足の靴下の價值以上でも以下でもないであろう、蓋しそれ等は同一量の労働の生産物であるからである。しかし貨物の總量の價值はそれにも拘わらず減少されるであろう、蓋し、たとえ改良の結果増加された生産物量の價值は、何等の改良も起らなかつた場合に生産されてたであろう所のより、少い分量が有つていた價值と正確に同一であるとはいへ、その改良以前に製造された所のお未だ消費されない部分の財貨にも亦、影響が及ぶからである。それ等の財貨は、一々、改良の總ての便益の下で生産された財貨の水準にまで下落しなければならぬから、其の價值は下落するであろう。そして社會は、貨物の分量が増加されたにも拘わらず、其の富が増大され其の享樂資料が増大されたにも拘わらず、より少量の價值しか存たぬであろう。不斷に生産の便宜を増加せしめることによつて、吾々は常に國富を増加せしめるのみならず更に將來の生産力を増加せしめていといへ、吾々は、同一の手段によつて、不斷に、以前に生産された貨物の或るものの價值を減少せしめるのである。經濟學上の誤謬の多くは、この問題に關する誤謬、すなわち富の増加と價值の増加と

を以て同じことを意味すると考えることから、又何が價值の標準尺度を成すかについての根據なき觀念から、生じたものである。

(九六) 或る人は貨幣を以て價值の一標準と考えている。そして彼によれば、一國民は、其の有する總ての種類の貨物と交換され得る貨幣量の多少に比例して、富み又は貧しくなるのである。他のものは、貨幣を以て交換の目的の爲めの極めて便利な一媒介物ではあるが、しかしそれによつて他物の價值を測定する適當な一尺度とは云えないとする。彼等によれば、價值の眞實の尺度は穀物であり(註一)、そして一國は、その國の貨物と交換される穀物の多少に従つて、富み又は貧しいのである(註二)。更に他のものは、一國はそれが購買し得る労働量に従つて富み又は貧しいと考える。しかし何故に金や穀物や労働は、石炭や鐵以上に、——毛織布や石鹼や蠟燭や其の他の労働者の必要品以上に、——價值の標準尺度となるべきであるか？——略言すれば、何故に或る貨物若しくは總ての貨物全體が、それ自身が價值に於いて變動を蒙るのに、この標準となるべきであるか？ 穀物は金と同じく生産の難易によつて他物に比して一〇%、二〇%、又は三〇%變動し得よう。何故に吾々は、變動したのはこれ等の他物であつて、穀物ではない、と常に言わねばならぬのか？ 常にその生産に骨折と労働との同一の犠牲を必要とする貨物のみが不變なのである。吾々はおかしく貨物の存在を知らない。しかし吾々は、それを知っているかの如くに假設的にそれについて論じてよか

らう。そして在來採用され來つた總ての標準が絶對的に無能力なことを明確に示すことによつて、斯學に關する吾々の知識を進めることが出来るであらう。しかし、これ等のものの何れかが價値の正しい標準であると假定しても、而もなお、富は價値に依存するものではないから、それは富の標準とはならないであらう。人は、彼が支配し得る必需品及び奢侈品の多少によつて富み又は貧しいのである。そしてその貨幣や穀物や労働に對する交換價値が高かろうと低かろうと、それ等のものは等しく其の所有者の享樂に寄與するであらう。貨物、すなわち人生の必需品、便宜品、及び享樂品の分量を減少することによつて富を増加し得ると主張され來つたのは、價値と富との觀念の混亂の結果である。若し價値が富の尺度であるならば、このことは否定し得ないが、蓋し貨物の價値は稀少によつて騰貴するからである。しかし若しアダム・スミスが正しいならば、若し富は必需品及び享樂品から成るならば、富は分量の減少によつては増加され得ないものである。

(註一) アダム・スミスは曰く、『貨物及び労働の眞實價格と名目價格との間の區別は、單なる思辨上の事柄ではなく、時に實際に極めて有用であらう。』私は彼に同意する。しかし労働及び貨物の眞實價値は、アダム・スミスのいわゆる眞實尺度たる所の財貨で測られた價格によつて確められないことは、それが、彼れのいわゆる名目尺度たる所の金及び銀で測られた價格によつて確定されないので同様である。労働者は、彼れの勞賃が多量の労働の生産物を購買する場合にのみ、彼れの労働に對し眞實に高い價格を支

拂われているのである。

(註二) 其の第一卷一〇八頁に於いて、セイ氏は、『同一分量の銀は同一分量の穀物を購買するであらうから、』銀は今日ルイ十四世の治下に於けると同一の價値を有つと推論している。

稀少なる貨物を所有する人は、若しそれによつて人生の必需品及び享樂品のより多くを支配し得るならば、より富んでいることは、眞實である。しかし、各人の富の源泉たる一般的貯財は、或る個人が自分自身により、多量を占有し得るに比例して必然的に減少しなければならぬ。

ロウダアデイル卿は曰く、水をして稀少ならしめ一個人に獨占的に所有せしめるならば水は價値を有つであらうから、彼れの富は増加されるであらうし、又若し國富が個人の富の總計であるならば、同一の手段によつて國民の富も増加されるであらう、と。疑いもなくこの個人の富は増加されるであらうが、しかし、單に以前には無償で得ていた水を得んが爲めに、農業者は彼れの穀物の一部分を、靴製造業者は彼れの靴の一部分を賣らなければならず、そして總ての人は、彼等の所有物の一部分を抛棄しなければならぬから、彼等はこの目的に當てざるを得ぬ貨物の全量だけより、貧しくなり、そして水の所有者は彼等の損失の額だけ利益するのである。全社會は同一量の水と同一量の諸貨物とを得ているが、しかしそれ等の物の分配は變つているのである。しかし乍ら、これは水の稀少よりは寧ろ其の獨占を假定しているのである。若しそれが稀少であるならば、その國及び個々

人は、其の一享樂品の一部分を奪われるから、其の富は實際減少するであろう。農業者は、常に彼に取つて必要な又は望ましい他の貨物に對して交換すべき穀物を有つことより、少いのみならず、更に彼及び他の凡ゆる個々人は其の愉樂品中の最も缺くべからざるものの一つの享樂を削減されるであろう。常に富の分配が異なるに至るのみならず、又富が實際に失われるであろう。

然らば、總ての生活の必需品及び愉樂品の正しく同一量を所有する二國に就いては、この二國は等しく富んでいると云い得ようが、しかし其の各々の富の價值は、其の生産の比較的難易によつて定まるであろう。蓋し若し一箇の改良された機械が、吾々をして労働を追加することなくして、一足ではなく二足の靴下を製造し得せしめるならば、一ヤアルの毛織布と交換して、二倍の分量が與えられるであろうからである。若し同様の改良が毛織布の製造に於いても行われるならば、靴下と毛織布とは以前と同一の比例で交換されるが、しかしこれ等兩者は價值に於いて下落しているであろう。蓋しこれを帽子や金や其の他の一般貨物と交換するに當つては、以前の二倍量が與えられなければならぬからである。金其の他の總ての貨物の生産にも改良を及ぼすならば、これ等のものは總て其の以前の比例に復するであろう。二倍量の貨物が年々この國に於いて生産されており、従つて國の富は二倍となるであろうが、しかしこの富の價值は増加していないであろう。

アダム・スミスは、私が一再ならず指摘した富の正しい説明を與えたにも拘わらず、彼は後にこれ

を異つて説明し、次の如く言つてゐる、『人は、彼が購買し得る労働量に應じて、富み又は貧しくなければならぬ。』さて此の説明は前のものと本質的に異り、そして確かに正しくない。蓋し、鑛山がより、生産的になり、爲めに金や銀が其の生産の便宜の増大によつて價值が下落すると假定するならば、又は天鵝絨が以前よりも遙かにより、少い労働を以て製造されるに至り、爲めにそれが其の以前の價值の半分に下落すると假定するならば、これ等の貨物を購買した總ての者の富は増加されるからである。或る人は彼の皿の分量を増加し、他の人は二倍の分量の天鵝絨を購買するであろう。しかし、この附加せられた皿や天鵝絨を得ても、彼等は以前と同一の労働しか用い得ないであろう。蓋し天鵝絨や皿の交換價值が下落するにつれて、彼等は一日の労働を購買する爲めにこの種の富をそれに比例してより、多く手離さなければならぬからである。富はかくて、それが購買し得る労働量によつては測定され得ないのである。

(九七) 前述せる所からして、一國の富は二つの方法で増加され得べきことが分るであらう。すなわちそれは、より大なる部分の収入を生産的労働の維持に用いることによつて増加され得よう、——これは、常に貨物の總體の量を増加するのみならず、更に其の價值をも増加するであろう。若しくはそれは、附加的労働量を用いることなしに同一量をより、生産的ならしめることによつて増加され得よう、——これは貨物の量を増加するであろうが、其の價值は増加しないであろう。

第一の場合に於いては、一國は、常に富んで来るのみならず、更に其の富の價值も増加するであろう。それは節儉により、すなわち奢侈や享樂の對象物に對する其の支出を減少することにより、そしてこれ等の貯蓄を再生産に用いることにより、富んで来るであろう。

第二の場合に於いては、必ずしも、奢侈品及び享樂品に對する支出の減少も、用いられる生産的労働量の増加もなく、同一の労働を以てより、多くのものが生産されるであろう。富は増加するが價値は増加しないであろう。富を増加せしめるこれ等二つの方法の中、後者は、第一の方法には必ず伴わざるを得ない享樂品の缺乏及び減少なしに同一の結果を擧げる故に、それを選ばなければならぬ。資本とは、一國の富の中、將來の生産を目的として用いられる部分であり、そして富と同一の方法で増加せられ得る。附加的資本は、それが技術及び機械の改良によつて得られようとも、又はより多くの収入を再生産的に用いることによつて得られようとも、將來の富の生産には等しく有効であろう。富は常に生産された貨物の分量に依存し、生産に使用される器具を獲得することの難易とは何等の關係も有たないからである。一定量の衣服及び食料品は、それが一〇〇名の労働によつて生産されたのであろうと二〇〇名のそれによつて生産されたものであろうとに論なく、常に同数の人間を維持し雇傭し、従つて同一量の仕事をなさしめるであろう。しかしそれ等の物は、若し其の生産に二〇〇名が用いられたのであるならば、二倍の價値を有つてであろう。

(九八) セイ氏は、彼れの著『經濟學』の第四版すなわち最近の版に於いて訂正をなしたにも拘わらず、富と價値とに關する其の定義は極めて誤つてゐるように私には思われる。彼はこれ等二つの語は同義であり、そして人は彼れの所有物の價値を増加し、多量の貨物を支配し得るに至るにつれて、富むと考へている。彼は曰く、『然らば所得の價値は若しそれが生産物のより大なる分量を——如何なる方法によらうとそれは重要ではないが——獲得し得るならば、その時に増加される。』セイ氏によれば、若し毛織布を生産する困難が二倍となり、其の結果毛織布はそれと以前に交換された貨物の二倍量と交換されるに至るならば、其の價値は二倍となるのである。これに對して私は全然同意する。しかし、若し諸貨物の生産に或る特別な便宜があり、そして毛織布の生産は何等の困難の増加もなく、従つて毛織布は前と同様に、二倍量の諸貨物と交換されるに至るならば、セイ氏は依然毛織布の價値は二倍となつたというであろうが、然るにこの問題に對する私の見解によれば、彼は、毛織布は其の以前の價値を保ち、それ等の特定の貨物が以前の價値の半分に下落したといふべきである。セイ氏が、生産の便宜により、以前に一袋の穀物を生産したと同一の手段によつて二袋のそれが生産され、従つて各袋は以前の價値の半分に下落するであろうといふ乍ら、而も彼が、二袋の穀物と毛織布を交換する毛織布製造業者は、彼が其の毛織布と交換して單に一袋の穀物を得たに過ぎなかつた時の二倍の價値を取得するであろう、と主張する時に、彼は自家撞着に陥つ

ているのでなければならぬ。若し二袋が以前の一袋の價値を有つならば、彼は明かに同一の價値を取得するに過ぎない、——勿論彼は富の二倍量——效用の二倍量——アダム・スミスのいわゆる使用價値の二倍量を得るのであるが、しかし價値の二倍量を得るのではない。従つてセイ氏が價値、富、及び效用を同義語と考へてゐるのは正當であり得ない。勿論セイ氏の著書には、價値及び富の本質的差異に就いて私が主張してゐる學説を支持する爲めに、安んじて引用し得る多くの部分があるが、しかし反對の學説が主張されてゐる色々な他の章句もあることを、云わなければならぬ。私はこれ等の諸章句を調和せしめることが出来ない。さればセイ氏が其の著作の將來の版で、これ等の考察に注意されるが如き場合には、私と同じく他の多くの人々が、彼れの見解を解釋せんと努めるに當つて感ずる困難を、一掃するが如き説明を與えられんが爲めに、私はこれ等の章句を互に對照せしめてこれを指摘して置く。

- 一、二つの生産物の交換に於いては、吾々は單に事實上それ等を創造するに役立つた生産的勤勞を交換してゐるに過ぎない。……五〇四頁。
- 二、生産費から生ずるもの以外に眞實の高價

といふことはない。眞實に高價な物は、生産に多くを費されるものである。……四九七頁。

- 三、一生産物を創造する爲めに消費されなければならぬ總ての生産的勤勞の價値が、そ

の生産物の生産費を構成する。……五〇五頁。

- 四、一貨物に對する需要を決定するものは效用であるが、しかし其の需要の範圍を限定するものは其の生産費である。其の效用が其の價値を生産費の水準にまで高めない時には、その物はそれに要した費用に値しない。それは、生産的勤勞がそれ以上の價値を有つ一貨物の創造に使用され得べかりしことの一證據である。生産的基金の所有者、すなわち、勞働、資本、または土地を處分し得る人々は、絶えず生産費と生産されたものの價値とを比較することに、又は同じことに歸着するが、種々なる貨物の價値を相互に比較することに従事してゐる。蓋し

- 生産費は一生産物を形成するに當つて消費される生産的勤勞の價値に他ならず、そして一生産的勤勞の價値は其の結果たる貨物の價値に他ならないからである。かくて一貨物の價値、一生産的勤勞の價値、生産費の價値は總て、凡ゆる物が其の自然的過程に委ねられてゐる時には、同様な價値である。五、所得の價値は、若しそれが生産物のより大なる分量を（如何なる方法によらうとそれは重要ではないが）獲得し得るならば、その時に増加される。
- 六、價格は諸物の價値の尺度であり、そして其の價値は其の效用の尺度である。第二卷……四頁。
- 七、自由に行われた交換は、吾々のいる時、

所、及び社會狀態に於いて、人々が、交換される諸物に付與する價值を示す。……四六六頁。

八、生産するということは、一物の效用を與え又は増加せしめることによつて、又かくして、其の價值の第一原因たる所の、それに對する需要を作り出すことによつて、價值を創造することである。第二卷……四八七頁。

九、效用が創造されて、一生産物が構成される。その結果たる交換價值は、この效用の尺度、行われた生産の尺度、たるに過ぎない。……四九〇頁。

一〇、一特定國の人民が一生産物に見出す効

用は、彼等がそれに對して與える價格による他に評價され得ない。……五〇二頁。

一一、この價格は、その物が人々の判斷に於いて有する效用の尺度であり、彼等がそれを消費することから得る満足の尺度である、けだし若し、それが費さしめる價格で、彼等により大なる満足を與える一效用を彼等が取得し得るならば、彼等はこの效用を消費することを擇ばないであろうから。……五〇六頁。

一二、或る人が彼の處分せんと欲する貨物と交換に直ちに取得し得る他の總ての貨物の分量は、常に、一つの争い得ない價值である。第二卷……四頁。

若し生産費から生ずるもの以外に眞實の高價ということがないならば(二、を見よ)、一貨物の生産費が増加しない場合に、如何にしてその價值は騰貴すると言えるか？(五、を見よ)、そしてそれは單に低廉な一貨物のより多くと、其の生産費が減少した一貨物のより多くと、それが交換されるからであるか？ 私が一封度の金に對し、一封度の鐵に對して與える二、〇〇〇倍の毛織布を與える時には、このことは、私が鐵に付與する效用の二、〇〇〇倍を金に付與することを證明するか？ 確かに否。このことは、セイ氏が認めている如くに(四、を見よ)、單に金の生産費が鐵の生産費の二、〇〇〇倍なることを證明するに過ぎない。若しこの二金屬の生産費が同一であるならば、私は兩者に對して同一の價格を與えるであろう。しかし若し效用が價值の尺度であるならば、私は鐵に對してより多くを與えるであろう。種々なる貨物の價值を左右するものは、絶えず生産費と生産されたものの價值とを比較することに從事してゐる所の、(四、を見よ)生産者の競争である。かくて若し私が一塊のパンに對して一シリリングを、一ギニーに對して二シリリングを與えても、それは、これが私の評價に於けるこれ等のものの效用の比較的尺度である、ということを示すものではない。

第四に於いてセイ氏は、私が價值に關して主張した學說を殆んど何等の變更もなぐ主張している。彼は其のいわゆる生産的勤勞の中に、土地、資本、及び勞働によつて與えられた勤勞を包含せしめ

ているが、私の中には、私は單に資本及び労働のみを包含せしめ、土地は全然除外している。吾々の差異は、地代に關する吾々の見解の異なる所から起るのである。私は常に地代は部分的獨占の結果であり、決して眞實に價格を左右せず、寧ろ其の結果であると考へている。たとえ總ての地主が地代を抛棄しても、私は、土地に於いて生産される貨物は低廉にはならないであらうという意見である。蓋し、剩餘生産物が資本の利潤を支拂うに足りるに過ぎない爲めに、それに對し何等の地代も支拂われず又は支拂われ得ない所の、土地に於いて生産される同一貨物の一部分が、常にあるからである。

結論を下せば、貨物の眞實の豊富と低廉によつて總ての消費者階級に生ずる利益を高く評價せんとすることは、私は敢て人後に落ちるものではないけれども、私は、一貨物の價值を、それと交換される他の諸貨物の分量によつて評價することには、セイ氏に同意することは出来ない。私は、極めて著名な學者、デステット・ドゥ・トラアシーと同意するが、彼は曰く、『或る一物を測ると、いうことは、吾々が比較の標準として、單位として、採用する所の同一物の確定量と、それを比較することである。一つの長さ、一つの重さ、一つの價值を測るということ、すなわちそれを確かめるといふことは、これ等のものが、メートル、グラム、フラン、一言以て云えば同一種類の單位を、幾倍含んでいるかを發見することである。』フランと測らるべき物とが、双方に共通な或る他の尺度

に還元され得ざる限り、フランは單にそれでフラン貨幣が造られている同一金屬の一分量に對する尺度である他は、何物に對しても價值の尺度ではない。このことはなされ得ると私は思うが、蓋しこれ等は共に労働の結果であるからであり、従つて労働は、それによつて其の相對價值と同様に其の眞實價值が評價され得る共通の尺度である。これも亦、幸にしてデステット・ドゥ・トラアシー氏の意見のように思われる(註)。彼は曰く、『吾々の肉體的精神的能力のみが吾々の本來的富であることは確實であるから、それ等の能力の使用すなわち或る種の労働が、吾々の唯一の本來的寶であり、そして吾々が富と呼ぶ總ての物、すなわち最も必要なもの並びに最も純粹に快適なものが創造されるのは常にこの物の使用によつてである。總てのそれ等の物のみがそれを創造した労働を代表するものであり、且つ若しそれが一つの價值、又は二つの別箇の價值をさえ有つならば、それ等の物は、それが生ずる源たる労働の價值から得られ得るのみであるといふことも亦、確實である。』

(註) 『觀念學要論』、第四卷、九九頁——この書物に於いて、ドゥ・トラアシー氏は、經濟學の一般原理に關する有用にして且つ優れた論述をなしている、そして私は、彼が、彼れの權威を以て、『價值』『富』及び『效用』なる言葉に就きセイ氏が與えた定義を支持していることを、附記せざるを得ないのを、遺憾とするものである。

セイ氏は、アダム・スミスの大著の長所及び短所を論ずるに當つて、『彼が人間の労働のみに、價

値を生産する力を歸している』ことを、誤謬であるとして彼を非難している。『より正しい分析によれば、價值が、労働の活動又は寧ろ人間の勤勞と、並びに自然が提供する諸要素の活動及び資本の活動に、よるものなることが、吾々にわかる。彼はこの原理を知らなかつた爲めに、彼は富の生産に於ける機械の影響に關する眞の理論を樹立し得なかつたのである。』

アダム・スミスの意見とは反對に、セイ氏は第四章に於いて、時に人間の労働に代位され又時に生産に於いて人間と協力する所の、太陽、空氣、氣壓等の如き、自然的要素によつて貨物に與えられる價值に就いて論じている(註)。しかしこれ等の自然的要素は、貨物の使用價值を増加するとは大であるとはいへ、いまセイ氏が論じつつある交換價值を決して増加せしめるものではない。機械の助力により又は自然科学の知識により、自然的要素をして以前に人間がなしていた仕事をなさしめるに至るや否や、かかる製品の交換價值はそれに従つて下落する。若し十名の人が磨穀器を廻していたとし、そして風か水の助力によつてこの十名の人間の労働が節約され得ることが見出されたならば、一部分磨穀器によつてなされる仕事の生産物たる麥粉の價值は、節約された労働量に比例して直ちに下落するであろう。そしてこの十名の維持に向けられた基金は毫も害されていないから、社會は彼等の労働が生産し得べき貨物だけより富むこととなるであろう。セイ氏は常に、使用價值と交換價值との間にある本質的差異を看過しているのである。

(註) 『金屬を火によつて熔解する方法を知つた最初の人は、この過程によつて、熔解された金屬に附加される價值の創造者ではない。その價值は、この知識を利用した人々の資本及び勤勞に附加せられた火の物理的作用の結果である。』

『この誤謬よりしてスミスは、總ての生産物の價值は、近時又は往時の労働を代表する、又は換言すれば、富は蓄積された労働に他ならない、という誤つた結論を引出したが、このことからして、同様に誤つた第二の推論によつて、労働は富又は生産物の價值の唯一の尺度である、という結論を引出している。』セイ氏が結論としたこの推論は、彼自身のものであつてスミス博士のものではない。若し價值と富との間に何等の區別もなされないものであるならば、これは正しい、そしてセイ氏はこの章句に於いて何等の區別もしていないのである。しかし富を以て、生活の必需品、便利品、及び享樂品の豊富より成ると定義したアダム・スミスは、機械及び自然的要素が一國の富を極めて増加せしめることを認めたとはいへ、彼は、それがかかる富の價值を幾らかでも増加せしめるといふことは、認めはしなかつたであろう。

セイ氏は、總ての物の價值は人間の労働から得られると考へた爲めに自然的要素及び機械によつて貨物に與えられる價值を看過したといつて、スミス博士を非難している。しかしこの非難が當つているとは思われない。蓋しアダム・スミスは何處に於いてもこれ等の自然的要素及び機械が吾々

の爲めになす奉仕を過小評價してはおらず、唯極めて正當に、それが貨物に附加する價値の性質を明かに區別しているのであるからである、——それは、生産物の分量を増加し、人間をより富ましめ、使用價値を附加することによつて、吾々に役立つ。しかし、それは其の仕事を無償でなすから、空氣や熱や水の使用に對しては何物も支拂われないから、それが吾々に與える助力は交換價値には何物をも附加しないのである。

第二十一章 利潤及び利子に及ぼす蓄積の影響

(九九) 資本の利潤に就いて與えられ來つた説明からすれば、勞賃の騰貴に對する或る永續的原因がない限り、資本の蓄積は決して永續的に利潤を下落せしめないことが分るのである。若し勞働の維持の爲めの基金が二倍、三倍、又は四倍になつても、この基金によつて雇傭さるべき必要な人數を得る困難は長くはないであろう。しかし國の食物を絶えず増加して行く困難が遞増して行く爲めに、同一の價値を有つ基金は恐らく同一量の勞働を維持しないであろう。若し勞働者の必要品が常に同じく容易に増加され得るならば、資本が如何なる額まで蓄積されようとも、利潤率又は勞賃率には何等の永續的變動も起り得ないであろう。しかし乍らアダム・スミスは、利潤下落の原因を一樣に資本の蓄積及び其の結果として起る競争に歸し、附加資本が用うべき勞働者の附加數に對して食物を供給する困難が遞増することに就いて論及したことは嘗てない。彼は曰く、「勞賃を騰貴せしめる資本の増加は利潤を下落せしめる傾向がある。多くの富裕な商人の資本が同一の事業に向けられるときは、彼等の相互の競争は當然其の利潤を下落せしめる傾向がある。そして同一の社會の中で營まれてゐる總ての各様の事業に於いて同様の資本の増加がある時には、同一の競争はその總

ての事業に於いて同一の結果を生み出さなければならぬ。』アダム・スミスはここで勞賃の騰貴に就いて論じているが、しかしそれは、人口が増加する前に基金が増加することから起る所の一時的の騰貴に就いてである。そして彼は、資本によつてなされるべき仕事在同一の比例で増加されることを、見ていないようである。しかし乍らセイ氏は、需要は單に生産によつて限定されているに過ぎないから、一國に於いて用いられ得ない資本の額はないということを最も十分に説明したのである。

(一〇〇) 消費又は賣却せんとする目的なくして生産するものはない。そして直接彼に有用であり又は將來の生産に寄與し得る或る他の貨物を購買せんとする意圖なくしては、人は決して賣却しない。然らば、彼は、生産することによつて、必然的に、彼自身の財貨の消費者となるか、又は或る他人の財貨を、購買し消費するものとなるかである。他の財貨を所有するという彼れの目的を達する爲めに、彼が最も有利に生産し得る貨物に就いて、長い間十分の知識を有つていないということは、想像し得ない。従つてそれに對して需要の無い貨物を彼が引續き生産することは恐らくないであらう(註)。

(註) アダム・スミスはオランダを論じて、資本の蓄積と其の結果凡ゆる資本を有ち過ぎることによる利潤下落の一例を與えるものとして、『そこでは政府は二%で借り、信用多き私人は三%で借りる。』しかしオランダは、それが消費する殆んど總ての穀物を輸入せざるを得ず、そして勞働者の必需品に重税

を課することによつてこの國は勞働の勞賃を更に騰貴せしめた、ということ記憶しなければならぬ。かかる事實は、オランダに於ける利潤率の低いことを十分に説明するであらう。

然らば、必需品騰貴の結果として、蓄積に對する動機がなくなる程勞働が騰貴し従つて資本の利潤が極めて僅かしか残らないようになるまでは、生産的に使用され得ない程の資本額が一國に於いて蓄積されることは有り得ない(註二)。資本の利潤が高い間は、人は蓄積せんとする動機を有つてあろう。人が満足されぬ熱望を有つ間は、彼はより多くの貨物に對して需要を有つてあろう、そして彼がそれと引換に提供すべき何等かの新しい價值を有つている間は、それは有效需要であらう。若し年々一〇〇、〇〇〇磅を得ている人に一〇、〇〇〇磅が與えられるならば、それを金庫に藏わずに、彼は、一〇、〇〇〇磅だけ其の支出を増加するか、それを自分自身で生産的に用いるか、又は同じ目的の爲めにそれを他人に貸付けるであらう。その何れの場合に於いても、需要は異なる物に向けられるけれども、需要は増加するであらう。若し彼が支出を増加するならば、其の有效需要は恐らく、建物、什器、又はこれに類する享樂品に向うであらう。若し彼が一〇、〇〇〇磅を生産的に用いるならば、其の有效需要は、新しい勞働者を働かしむべき食物、衣服、及び粗生原料品に向うであらうが、しかしそれも依然として需要である(註三)。

(註一) 次の話はセイ氏の原理と全く一致するであらうか? — 『自由にし得る資本が、それに対する

用途の範圍に比較して豊富であればある程、資本の貸付に對する利子率は下落するであろう。』——第二卷、一〇八頁。若し資本が如何なる範圍にまでも一國によつて用いられ得るならば、それに對する用途の範圍に比較してそれが豊富であるとは、どうして言われ得よう？

(註二) アダム・スミスは曰く、『或る特定産業部門の生産物が、その國の需要が必要とする所を超過するならば、剰餘は海外に送られ、國內に於いて需要のある何等かの物と交換されなければならない。かかる輸出なくしては、その國の生産的労働の一部分は停止しなければならない。そして其の年々の生産物の價值は減少しなければならぬ。大英國の土地及び労働は、内國市場の需要が必要とする以上穀物や羊毛や鐵器を一般に生産する。従つてそれ等の物の剰餘部分は海外に送られ、そして國內に於いて需要のある所の何等かの物と交換されなければならない。この剰餘が、それを生産する労働と費用とを償うに足る價值を獲得し得るのは、かかる輸出の手段によつてのみである。』人は上記の章句からして、アダム・スミスは、吾々は穀物や羊毛品や鐵器の剰餘を生産しなければならぬのであり、そしてそれを生産する資本はそれ以外には用いられ得ないと結論したものと、考えるに至るかも知れない。しかし乍ら、資本が如何に使用されるかは常に選擇の問題であり、従つて、長い間に亘つては、或る貨物の剰餘は決してあり得ない。蓋し若しそれがあれば、それは其の自然價格以下に下落し、そして資本は、より有利な職業に移轉されるからである。生産された財貨が、其の價格によつては其の生産費と市場への運送費との全部——通常利潤を含む——を償わない所の職業から、移轉せんとする資本の傾向を、スミス博

士よりもより十分に且つ見事に説明した論者はない。第一篇、第十五章を見よ。

生産物は常に生産物又は勤勞によつて購買され、貨幣は單に交換が行われる媒介物に過ぎない。或る特定貨物が餘りに生産され過ぎて、それに投ぜられた資本を償い得ないような其の供給過剰が市場に起り得よう。しかし總ての貨物に關してはかかることは起り得ない。穀物に對する需要はそれを食うべき口の數によつて限定され、靴や上衣に對する需要はそれを着用する人の數によつて限定される。しかし社會が又は社會の一部分が、自ら消費し得又は消費せんと欲する程度の穀物量及び帽子や靴の數を有つことは有り得ても、自然又は人爲によつて生産される凡ゆる貨物に就いては同一のことは言い得ない。或る人々は若し葡萄酒を手に入れる資力があるならばそれをより多く消費するであろう。十分の葡萄酒を有つている他の人々は、其の什器の分量を増加し又は其の品質を改善せんことを希望するであろう。他の人々は、其の土地を飾り、又は其の家屋を大きくしようと希望するであろう。これ等のことの全部又は一部をなしたいとの願望は凡ゆる人の胸に植え付けられていて、必要とされているのはその能力のみであり、そして生産の増加以外にはこの能力を與え得ない。若し私が自由に處分し得る食物及び必需品を有つていならば、私は間もなく、私に最も有用な又は最も望ましい物の若干を所有せしめる労働者を手に入れることであろう。かかる生産物の増加及びこれに伴つて惹起される需要が利潤を下落せしめるか否かは、専ら勞賃

の騰貴に依存する。そして勞賃の騰貴は或る限られた期間を除けば、勞働者の食物其の他の必需品を生産する難易に依存する。私は或る限られた期間を除けばと言うが、それは蓋し、勞働者の供給は、常に終局的には、彼等を支持する手段に比例するということよりも、十分に樹立された點はないからである。

食物の價格が低い場合の資本の蓄積が利潤の下落を伴い得る唯一の場合があるが、それは一時的であろう。そしてそれは勞働の維持の爲めの基金が人口よりも極めてより速かに増加する場合である。——その時には勞賃は高く利潤は低いであろう。若し凡ゆる人が奢侈品の使用を止め、蓄積のみを心がけるならば、直接的消費物たり得ない多量の必需品が生産されるであろう。數に於いて極めて限定されている貨物に就いてすら疑いもなく普遍的供給過剰が起り得、従つてかかる貨物の追加に對する需要も有り得ず、又より以上の資本の使用に對する利潤も有り得ないであろう。若し人々が消費することを止めるとすれば、彼等は生産することを止めるであろう。このことの承認は一般的原理を疑う所以ではない。例えば英國の如き國に於いては、國の全資本及び勞働を必要品のみの生産に向けようとする志向が起り得ると想像することは困難である。

(二〇一) 商人が其の資本を外國貿易や運送業に用いるのは、常に選擇の結果であつて、止むを得ずなすのではない。すなわち、それは彼等の利潤が、内國商業よりもこの事業の方が幾分多いか

らである。

アダム・スミスは正當にも曰く、『食物に對する欲望は、凡ゆる人間に於いて、人類の胃の狭い受容力によつて限定されているが、しかし建物や衣服や馬車や家具の如き便利品及び裝飾品に對する欲望は、限度又は一定の境界を有たないように思われる。』かくて自然は、如何なる時にも農業に有利に用いられ得る資本額を必然的に限定したが、しかしそれは生活の『便利品及び裝飾品』を獲得する上に用いられ得る資本額には、何等の制限も置かなかつたのである。これ等の満足を最も豊富に得ることが當面の目的であり、そして人々が、必要とする貨物や其の代用品を國內に於いて製造せずして外國貿易や運送業に従事するのは、それがこの目的をよりよく成就するからである。しかし乍ら、若し特殊な事情によつて、資本を外國貿易や運送業に用いることを阻まれるならば、吾々は、その利益は減少しても、その資本を國內で用いるであろう。そして『建物や衣服や馬車や家具の如き便利品、裝飾品』に對する欲望に何等の限度もない間は、それを生産すべき勞働者を維持すべき吾々の力を束縛するものを除けば、其の獲得に用いられるべき資本には何等の限界も有り得ないのである。

しかし乍ら、アダム・スミスは、運送業を論じて選擇的のものではなく止むを得ないものであるとし、恰かもそれに用いられている資本は、それに用いられない場合には、無能力になるかの如く

に、恰かも内國商業に於ける資本は、量を限定されない場合には、流出し得るかの如くに、論じている。彼は曰く、『或る國の資本財財が、特定國の消費額の供給に及び生産労働の支持にそれが總て使用し盡されない程に増加される時は、其の剩餘部分は當然に運送業に注ぎ込まれ、そして同じ任務を他の國々に對して果すに用いられる。』

『約九萬六千ホグスヘッドの煙草が、年々英國産業の剩餘生産物の一部分で購買される。しかし大英國の需要は恐らく一萬四千ホグスヘッド以上を必要としない。従つて若し残りの八萬二千ホグスヘッドが、海外に送り出されて國內に於いてより需要のある或る物と交換され得ないならば、其の輸入は直ちに止み、そしてそれと共に、この八萬二千ホグスヘッドの煙草を年々購買すべき財貨の製造に現在用いられている大英國の總ての住民の生産的労働は止むであらう。』しかし大英國の生産的労働のこの部分は、國內に於いてより需要のある或る物を購買すべき何等かの他の種類の財貨の生産に用いられ得ないであらうか？そして若しそれがなし得ないならば、吾々はその利益は減少するが、この生産労働を、國內に於いて需要がある財貨の製造に、又は少くとも其の何等かの代用品の製造に、用い得ないであらうか？若し吾々が天鵝絨を欲するならば、吾々は天鵝絨の製造を企て得ないであらうか、そして若し吾々がそれをなし得ないならば、吾々は、より多くの毛織布、又は吾々に望ましい何等かの他の物を製造し得ないであらうか？

吾々は貨物を製造しそれを以て外國で財貨を購買するが、それは國內で造り得るよりも、多量を取得し得るからである。吾々がこの貿易を奪われるならば、吾々は直ちに再び自らの爲めに製造する。しかしこのアダム・スミスの意見は、この問題に關する彼れの總ての一般學説とは異つていする。『若し一外國が一貨物を吾々に、吾々自身が造り得るよりも、低廉に供給し得るならば、吾々が或る利益を得るような方法で用いられている吾々の勤勞の生産物の或る部分を以て、その國からそれを購買するに如かず。一國の一般的勤勞は常に、それを雇傭する資本に比例するから、かかることによつては減少されず、ただ最も有利に使用され得る方法を見出すに委ねられるであらう。』又曰く、『従つて自ら消費し得る以上の食物を支配し得る者は、常に、その剩餘又は同じことであるが其の價格を、喜んで他の種類の欲望充足品と交換せんとしている。限定された欲望を充たした以上の餘分は、到底充足され得ず且つ全く無限であるように思われる欲望の爲めに與えらる。貧民は食物を得んが爲めに、富者のかかる嗜好を充すべく努力し、而もそれをより確實に取得せんが爲めに、彼等は互に其の仕事の低廉と完全に於いて競うのである。労働者の數は、食物量の増加すなわち土地の改良及び耕作の發展と共に増加する。そして彼等の業務の性質は極度の分業を許すから、彼等が仕上げ得る原料の分量は彼等の數以上の比例で増加する。従つて人間の發明によつて有用的にか又は裝飾的に建物や衣服や馬車や家具に用い得る所の凡ゆる種類の原料に對する

需要が起り、土穀中に包藏される化石や鑛石、貴金屬及び寶石に對する需要が起るのである。』
かくてこれ等の專柄を承認すれば、需要には限度がなく、——資本が何等かの利潤を生み出して
いる間は、資本の使用には限度がなく——且つ資本が如何に豊富になつても、勞賃の騰貴の他には
利潤の下落に對する相當の理由はない、ということになり、更に、勞賃騰貴の唯一の適當且つ永續
的な原因は、増加しつつある勞働者數に對して食物及び必需品を支給する困難の遞増であると、附
加し得よう。

(一〇二) アダム・スミスは正當に、資本の利潤率を決定することは極めて困難であると述べた。
『利潤は非常に變動しつつあり、爲めに、一特定職業に於いてさえ、又諸職業一般に於いてはなお
一層、其の平均率を述べることは困難であろう。それが以前に、又は遠く隔つた時期に、どれ程で
あつたかを、少しでも正確に判断することは、全く不可能でなければならぬ。』而も、貨幣の使用
によつて多くの收得が得られる時には、それに對して多くのものが與えられるべきことは明かであ
るから、彼は曰く、『市場利子率は吾々を導いて利潤率に關する或る觀念を構成せしめ、そして利
子の發達史は、吾々に利潤の發達史を與えるであろう。』若し或る長い時期に亘つて市場利子率が
正確に知られ得るならば、吾々は利潤の發達を測る可なりに正確な標準を得る筈である。

しかし總ての國に於いて誤れる政策觀念から、國家は法定率以上を得る總ての人々に荷重な且つ

破滅的な罰金を課して、公平自由なる市場率に干渉を加え來つた。總ての國に於いて、これ等の法
律は恐らく潜られているであろうが、しかし記録は、この點に關して殆んど何事も教えず、利子の
市場率よりは寧ろ其の法定率を指示している。現時の戦争の間に、大藏省證券及び海軍省證券割引
率が極めて高く、爲めに屢々其の購買者に、其の貨幣に對し七、八%又はそれ以上の利率を與えた。
政府は公債を六%以上の利子で募り、そして個人は屢々間接に、貨幣の利子として一〇%以上のも
のを支拂わざるを得なかつたが、而も同じ期間中に法定率は普く五%であつたのである。かくて固
定的な法定率が市場率とかくも甚しく乖離し得ることを吾々が見出す以上、正確な知識を得るため
には、固定的な法定率には殆んど頼り得ぬものである。アダム・スミスはヘンリ八世の第三七年か
らジェームズ一世の第二一年に至るまで、法定利率は引續き一〇%であつたと吾々に告げている。
王政復古後間もなくそれは六%に、そしてアンの第一二年の法律によつてそれは五%に引下けられ
た。彼は、法定率は市場率に追従しそれに先行しはしなかつたと考えている。アメリカ戦争の以前
には政府は三%で起債し、そしてこの王國の首府其他多くの地方の信用ある人々は、三五、四、
又四・五%で借入れたのである。

(一〇三) 利子率は、窮極的に且つ永續的には利潤率によつて支配されるとはいえ、而も他の諸
原因による一時的變動を蒙る。貨幣の分量と價値の變動毎に貨物の價値は當然變動する。それは又、

吾々の既に證明した如くに、たとえ生産の難易の増減が起らなくとも、供給の需要に對する比例の變動によつて變動する。財貨の市場價格が、供給の増加、需要の減少、又は貨幣價值の騰貴によつて下落する時には、製造業者は、完成貨物を極めて下落せる價格で賣ることを喜ばないから、當然其の異常な分量を蓄積する。彼れの通常の支拂をなす爲めには、在來は其の財貨の賣却によつてこの支拂をなして來たのであるが、今や彼は信用借をなさんと努め、そして屢々騰貴せる利率を與えざるを得なくなる。しかしこれは一時的に過ぎない。蓋しこの製造業者の豫期に十分な根據があり、そして其の貨物の市場價格が騰貴するか、又は彼が永續的に減少した需要しかないことを見出して最早事物の成行に抵抗しなくなるからである。價格は下落しそして貨幣と利率は再び其の眞實價格を回復するであろう。若し新しい鑛山の發見、銀行の濫用、其の他の何等かの原因によつて貨幣の分量が大いに増加するならば、其の窮極の結果は、貨幣の増加量に比例して貨物の價格を騰貴せしめることである。しかしその間に恐らく常に中間期があり、その間利率に或る影響が生み出されるであろう。

公債の價格は、利率を判定すべき鞏固な標準ではない。戰時に於いては、株式市場は政府の間斷なき公債を極めて多く負擔する爲めに、公債の價格は、新たな起債が行われるまでに其の正當な水準に落着く暇がなく、又はそれは政治的事件の豫想によつて影響を蒙る。これに反して、平時に

於いては、減債基金の作用、特定階級の人々が其の資金を今迄慣れて來ており、安全と思われ且つそこでは其の利率が最も規則的に支拂われる所の職業以外のものに向け變えることに就いて感ずる嫌忌心が、公債の價格を引上げ、従つてかかる有價證券に對する利率を一般市場率以下に引下げらる。政府が異なる有價證券に極めて異なる利率を支拂つてゐることも注意すべきである。五分利公債での一〇〇磅の資本が九五磅で賣れてゐる時に、一〇〇磅の大藏省證券は時に一〇〇磅五シリングで賣れるであろうが、この大藏省證券に對しては、年々四磅一シリング三ペンス以上の利率は支拂われないのである。かくてこれ等の有價證券の一方は購買者に上記の價格で五・四分の一以上の利率を支拂い、他方は四・四分の一の利率を殆んど越えない利率を支拂うのみである。一定量のかかる大藏省證券を銀行業者は安全な且つ賣口のよい投資物として要求する。若しそれがこの需要を遙かに越えて増發されるならば、それは恐らく五分利公債よりも常にそれに比例してより大なる價格で賣れるであろう。蓋し、其の何れも負債元金は、額面價格、すなわち一〇〇磅の公債に對する一〇〇磅の貨幣以外のものでは、決して償還されないからである。市場利率は四%に下落するかも知れない。其の時には政府は、若し五分利公債の所持者が四%又は五%以下の或る低い利率を得ることに同意しないならば、彼に額面價格で償還するであろう。市場利率が一年三%以下に下落するに至るまでは、彼等は、三分利公債の所持者にかくの如くして償還することによつて何等の利益をも得

ないであろう。國債の利子を支拂う爲めに、多額の貨幣が一年に四回數日間流通界から引去られる。かかる貨幣需要は單に一時的に過ぎないから、物價に影響することは稀である。それは一般に高い利子率を支拂うことによつて避けられるのである(註)。

(註) セイ氏は曰く『總ての種類公債は、資本又は資本の或る部分を、これを消費に向ける爲めに生産的用途から引き去るといふ不便を伴う。そしてそれが、其の政府が大なる信頼の念を起さしめない國に於いて行われる時には、それは資本の利子を騰貴せしめるといふ新たな不便を有つことになる。七%又は八%の利子を支拂うのを辭さぬ借手が見出され得る時に、誰が年五%で農業や製造業や商業に貸付ける氣になるであろう? 資本の利潤と呼ばれている種類の所得は、その場合、消費者の負擔に於いて騰貴するであろう。消費は生産物の價格の騰貴によつて低減されるであろう。そして他の生産的勤勞の需要は減少し、その受ける支拂は減少するであろう。資本家達を除く全國民が、かかる事態により害を受けるであろう。』『信用の少い借手が七%又は八%を與えようとする時に、誰が年五%で農業者や製造業者や商人に貸付ける氣になるであろう?』という問に對しては、私は、凡ゆる慎重な且つ合理的な人はその氣にならぬであろう、と答える。貸手が異常な危険を目す所で利子率が七%又は八%であるからということは、かかる危険から確保されている場合にもそれが等しく高くなければならぬことの理由になるか? セイ氏は利子率は利子率に依存することを認めているが、しかしこのことから利子率が利潤率

に依存するということにはならない。一方は原因であり他方は結果である。そして如何なる事情も兩者をしてその位置を變えしめ得ないものである。

第二十一章 輸出奨励金及び輸入禁止

(一〇四)

穀物の輸出奨励金は外國消費者にとり其の價格を低める傾向を有つてゐるが、しかしそれは内國市場に於ける其の價格に對しては何等の永續的な影響も有たないものである。

資本の通常且つ一般的な利潤を與える爲めには、穀價が英國に於いて一クヲターにつき四磅であるべきであると假定すれば、それは、一クヲターにつき三磅一五シリングで賣られてゐる外國には輸出され得ないであらう。しかし若しも一クヲターにつき一〇シリングの奨励金が輸出に對し與えられるならば、それは外國市場に於いて三磅一〇シリングで賣られることができ、従つて、穀物栽培者は、それを外國市場で三磅一〇シリングで賣らうと又は内國市場に於いて四磅で賣らうと、同一の利潤を得るであらう。

かくて英國穀物の價格を外國でその國の穀物生産費以下に低めるべき奨励金は、當然英國穀物に對する需要を擴張し、そして自國穀物に對する需要を減少せしめる。英國穀物に對するこの需要擴張は、一時内國市場に於いて其の價格を高め、且つその期間中またこの奨励金が齎すべき傾向ある程にそれが外國市場に於いて下落することを妨げざるを得ない。しかし英國に於ける穀物の市場價

格にかくの如く作用する原因は、其の自然價格又は其の眞實生産費には何等の影響をも及ぼさないであらう。穀物の栽培には、より多くの勞働も亦、より多くの資本も必要とされず、従つて若し農業者の資本の利潤が以前には單に他の事業家の資本の利潤と等しいに過ぎなかつたならば、それは價格の騰貴の後には、著しくそれ以上になるであらう。農業者の資本の利潤を騰貴せしめることにより、奨励金は農業に對する奨励として作用し、そして資本は、外國市場の爲めの膨脹せる需要が供給されてしまふ迄は、土地に用いられる爲めに製造業から引き去られるであらうが、その時には穀價は内國市場に於いて再び其の自然價格、必要價格にまで下落し、利潤は再び其の通常且つ慣習的な水準に下落するであらう。外國市場に影響を及ぼすこの穀物の供給増加は、又其の輸出先の國の穀價を下落せしめ、そしてそれによつて輸出業者の利潤を、彼が辛うじて取引をなし得る最低率に制限するであらう。

然らば、穀物の輸出奨励金の窮極的結果は、内國市場に於ける價格を騰落せしめることではなくて、外國消費者にとつての穀價を、——若し穀物の價格が以前に内國市場よりも外國市場に於いてより低くなかつた場合にはこの奨励金の金額だけ——そして若し内國市場の價格が外國市場の價格以上であつた場合にはそれよりもより少い程度に、——下落せしめることである。

エディンバラ評論の第五卷に於いて穀物の輸出奨励金の問題を論じた一論者は、其の外國及び内

國の需要に對する影響を極めて明瞭に指摘している。彼は又、それは輸出國に於ける農業に刺戟を與えずにはおかないということを、正當に述べている。しかし彼はスミス博士及び思うに他の大抵の論者をこの問題に關し誤らせた共通の誤謬を鵜呑みにしているように思われる。彼は、穀物の價格は窮極的に勞賃を左右するから、従つてそれは總ての他の貨物の價格を左右するであろうと想像している。彼は曰く、獎勵金は、『農業の利潤を引上げることによつて、耕作に對する刺戟として作用するであろう。國內の消費者達に對する穀價を騰貴せしめることによつて、それはその間彼等の生活の必需品の購買力を減少し、かくて彼等の眞實の富を削減するであろう。しかし乍ら、この最後の結果が一時的でなければならぬことは明かである。すなわち勞働に従事する消費者の勞賃は以前には競争によつて調整されていたが、同じ原則は再び、勞働の貨幣價格を、及びそれを通じて他の貨物のそれを、穀物の貨幣價格にまで騰貴せしめることによつて、勞賃を同一の率に調整するであろう。従つて輸出獎勵金は窮極的には内國市場に於ける穀物の貨幣價格を騰貴せしめるであろう。しかし乍ら、それは直接的ではなく、外國市場に於ける需要の擴張と、その結果たる内國に於ける眞實價格の騰貴という媒介を通じてである。そしてこの貨幣價格の騰貴は、それがひと度他の貨物に傳播された時には、勿論固定的となるであろう。』

しかし乍ら、若し私が、貨物の價格を騰貴せしめるものは勞働の貨幣勞賃ではなく、かかる騰貴

は常に利潤に影響を及ぼすものである、ということを説明するに成功したとすれば、貨物の價格は獎勵金の結果として騰貴するものではない、ということになるであろう。

しかし、海外よりの需要増加によつて生じた穀價の一時的騰貴は、勞働の貨幣價格には何等の影響をも及ぼさないであろう。穀物の騰貴は、以前には専ら内國市場に向けられていた供給に對する競争によつて齎される。利潤の騰貴により附加的資本は農業に用いられ、増加せる供給が得られることになる。

しかしそれが得られる迄は、消費を供給に比例せしめる爲めに價格騰貴が絶對的に必要であるが、この騰貴は勞賃の騰貴により相殺されるであろう。穀物の騰貴は其の稀少の結果であり、そして内購買者の需要が減少される方法である。若し勞賃が騰貴するならば、競争は増加し、そして穀價のより以上の騰貴が必要となるであろう。獎勵金の結果に就いてのこの記述に於いて、穀物の市場價格が窮極的に支配される所の其の他の自然價格を騰貴せしむべきものは何も起らないと假定して來た。蓋し一定の生産物を確保する爲めには土地で或る附加的勞働が必要とされるとは假定されなかつたからであり、そしてこれのみが其の自然價格を騰貴せしめ得るのである。若し毛織布の自然價格が一ヤアル二〇シリングであるならば、外國の需要の著しい増加は、その價格を二五シリング又はそれ以上騰貴せしめるかも知れないが、しかしその時に毛織物製造業者の得る利潤は、資本を

その方向に惹き附けずにはおかぬであろう、そして需要は二倍、三倍、或いは四倍となつても、結局供給は得られ、毛織布は二〇シリングという其の自然價格に下落するであろう。かくて、穀物の供給にあつても、年々吾々が二〇萬、三〇萬又は八〇萬クヲターを輸出しても、それは窮極的に異なる労働量が生産に必要なならざる限り決して變化しない所の其の自然價格に於いて、生産されるであろう。

(二〇五) 恐らく、アダム・スミスの正當に著名な著作の如何なる部分に於いても、獎勵金に關する章に於ける程その結論が反對を容れ得るものはない。第一に彼は穀物を以て輸出獎勵金によつて其の生産の増加され得ない貨物であるとしてゐる。彼は常に、それは實際に生産された分量のみに影響を及ぼし、より以上の生産に對しては何等の刺戟でもないと思像してゐる。彼は曰く、「豊作の年には、異常な輸出を惹起すことによつて、それは必然的に内國市場に於ける穀價を、當然下落すべき點以上に保つて置く。不作の年には、獎勵金は屢々停止されるとはいえ、而も豊作の年にそれが惹起す大なる輸出の爲めに、屢々或る年の豊作が他の年の不作を救済するのを多かれ少かれ妨げなければならぬ。従つて不作の年にも豊作の年にも、獎勵金は穀物の貨幣價格を國內市場で獎勵金がなければさうであつたであらう點よりも幾らか高く引上げるといふ、傾向を有つてゐる。」(註)

(註) 他の場所に於いて彼は曰く、「獎勵金によつて如何なる外國市場の擴張が起り得ようとも、それは、

凡ゆる特定の年に於いて、全然内國市場を犠牲にして行われるものでなければならぬ。蓋し獎勵金によつて輸出されしめて獎勵金なくしては輸出されなかつた穀物の全部は、その貨物の消費を増加し其の價格を下落せしめる爲めに内國市場に留まつたであらうからである。穀物獎勵金並びに凡ゆる他の輸出獎勵金は、國民に二つの異なる租税を課することを注意すべきである。第一に獎勵金を支拂ふ爲めに國民が納付せざるを得ぬ租税であり、そして第二に内國市場に於けるこの貨物の價格騰貴によつて生じ、且つ國民全體が穀物の購買者である故に、この特定貨物に於いて國民の全體が支拂わなければならぬ所の租税である。従つてこの特定貨物にあつては、この第二の租税がこの二つの中遙かに最も重いものである。」『従つて第一の租税の支拂の爲めに彼等が納付する五シリング毎に、彼等は第二の租税の支拂の爲めに六磅四シリングを納付しなければならぬ。』『従つて獎勵金によつて起る穀物の異常な輸出は常に凡ゆる特定の年に於いて、それが丁度外國の市場と消費を擴張するだけ、内國のそれを減少するのみならず、更に國の人口及び産業を制限することによつて、其の終局的傾向は内國市場の漸次的擴張を阻止し制限し、延いては結局、穀物の全市場及び消費を増大するよりは寧ろ減少せしめることである。』

アダム・スミスは、彼れの議論の正否が、『穀物の貨幣價格の』騰貴が、『その貨物を農業者にとりより有利ならしめることによつて、必ずしも其の生産を刺戟するものではない』かどうかという事實に、全然依存することを、十分に知つてゐるよう思われる。

彼は曰く、『若し獎勵金の結果が、穀物の眞實價格を騰貴せしめ、又は農業者をして、其の等量を以て、より多數の労働者を、それが豊富なると適度なると又は不十分なるとを問わず、他の労働者が其の近隣で普通維持されていると同様に、維持し得せしめることであるならば、このことは起り得よう、と私は答える。』

若し労働者により穀物を除いては何物も消費されず、又若し彼が受取る分前が其の生存が必要とする最低限であるならば、多少の根據があるであらう——しかし、労働の貨幣賃金は時に全然騰貴せず、又穀物の貨幣價格の騰貴に比例しては決して騰貴するものではない、蓋し穀物は、労働者の消費物の一重要部分であるとはいへ、しかし單に其の一部分に過ぎないからである。若し彼れの賃金の半ばが穀物に費され、他の半ばが石鹼、蠟燭、薪炭、茶、砂糖、衣服等の何等の騰貴も起らないと假定されている貨物に費されるならば、小麦が一ブッシェルにつき一六シリングの時に彼が其の一ブッシェルの支拂を受けるのは、價格が一ブッシェルにつき八シリングの時に二ブッシェルの支拂を受けるのと全く同様であり、又は貨幣で二四シリングの支拂を受けるのは、以前に一六シリングの支拂を受けるのと同様であることは、明かである。彼れの賃金は、たとえ穀物が一〇〇%だけ騰貴しても、單に五〇%だけ騰貴するに過ぎないであらう。従つて若し他の職業に對する利潤が引續き以前と同一であるならば、より多くの資本を土地に轉向せしめる十分の動機があるであらう。

しかしかかる賃金の騰貴は又、製造業者を促して其の資本を製造業から引去つて土地に用いるに至らしめるであらう。蓋し農業者は其の貨物の價格をば一〇〇%だけ増加し、そして其の支拂う賃金をば五〇%だけ増加せしめたに過ぎないのに、製造業者も亦賃金を五〇%だけ引上げざるを得ず、他方彼は生産費の増加に對し、其の製造貨物の騰貴の形で何等の補償も受けず、従つて資本は製造業から農業へ流入し、遂に供給が再び、賃金を一ブッシェルにつき八シリングに、賃金を一週につき一六シリングに下落せしめるであらうが、その時には製造業者は農業者と同じの利潤を得、そして資本の流れは何れの方向をも向わなくなるであらう。これが事實上、穀物の耕作が常に擴張せられ且つ市場の増加せる欲望が供給せられる仕方である。労働の維持の爲めの基金は増加し、賃金は騰貴する。労働者の安樂な境遇は彼を促して結婚せしめる、——人口は増加し、穀物に對する需要は其の價格を他の物に比して騰貴せしめる、——より多くの資本が農業に有利に用いられ且つ引續きそれに流入し、遂に供給が需要に等しくなり、その時に價格は再び下落し、農業及び製造業の利潤は再び等しくなるのである。

しかし穀物の騰貴後に、賃金が靜止的であつたか、適度に増進したか、又は著しく増進したかは、此の問題にとり何等重要ではない、蓋し賃金は農業者と同様に製造業者によつても支拂われ、従つてこの點に於いて兩者は穀物の騰貴によつて等しい影響を受けるに違いないからである。しかし製

造業者は其の貨物を以前と同一の價格で賣るのに、農業者は其の貨物を騰貴せる價格で賣る故に、彼等は其の利潤に於いては不平等に影響を蒙る。しかし乍ら、常に資本を一つの用途から他の用途に移動せしめる誘因たるものは、利潤の不平等である。従つて穀物の生産は増加し、貨物の製造は減少するであろう。諸製造品は騰貴しないであろうが、蓋し其の一供給が輸出穀物と引換えに得られる爲めに其の製造が減少するからである。

奨励金は、若し穀價を騰貴せしめるならば、それを他の貨物の價格と比較して騰貴せしめるか、或いは然らざるかである。若しこの肯定が眞實であるならば、穀價が豊富な供給によつて再び下落する迄は、農業者のより大なる利潤及び資本の移動に對する誘引を否定することは不可能である。若しそれが他の貨物に比較してそれを騰貴せしめないならば、租税支拂という不便の以上に、内國消費者に對する害が何處にあるか？ 若しも製造業者が其の穀物により大なる價格を支拂うならば、彼は、彼れの穀物がそれで窮極的に購買される所の自分の貨物をそれで賣るそのより大なる價格によつて、償われるであろう。

(一〇六) アダム・スミスの誤謬は、正に、エディンバラ評論に於ける論者のそれと同一の源泉から發している。蓋しこの兩者は、『穀物の貨幣價格が總ての他の國產貨物のそれを左右する』と考へているからである(註)。アダム・スミスは曰く、『それは労働の貨幣價格を左右する、そして

この貨幣價格は常に、労働者をして、彼と其の家族を、豊富にか適度にか又は乏しく、——社會の進歩的、停止的、又は退歩的な諸事情の爲めに彼れの雇傭者は彼をかように維持せざるを得ないものであるが、——維持するに足る分量の穀物を購買し得せしめるが如きものでなければならぬ。土地の粗生生産物の他の總ての部分の貨幣價格を左右することによつて、それは殆んど總ての製造品の原料の貨幣價格を左右する。労働の貨幣價格を左右することによつて、それは製造業技術と労働との貨幣價格を左右する。そして兩者を左右することによつて、それは完成製造品の貨幣價格を左右する。労働と、土地が労働かの生産物たる凡ゆる物との貨幣價格は、必然的に、穀物の貨幣價格に比例して騰落しなければならぬ。』

(註) 同一の意見をセイ氏は主張している。第二卷、三三五頁。

このアダム・スミスの意見を、私は前に反駁せんと企てた。貨物の價格の騰貴を穀價の騰貴の必然的結果と考へることに於いて、彼は恰かも、この増加せる費用を支拂い得べき他の基金は存在しないが如くに考へている。利潤の減少は、貨物の價格を騰貴せしめることなくして、この基金を形造るのであるが、彼はこの利潤の考察を全然しなかつた。若しこのスミス博士の意見が十分の根據を有つてゐるならば、利潤は、如何なる資本蓄積が起ろうとも決して眞實には下落し得ないであろう。若し勞賃が騰貴した時に、農業者が其の穀價を引上げ得、且つ毛織物製造業者、帽子製造業者、

靴製造業者、其の他凡ゆる製造業者も亦勞賃の騰貴に比例して其の財貨の價格を引上げ得るならば、貨幣で測れば總て騰貴してよいけれども、それは相互に相對的に引續き同一の價值を保有するであらう。これ等の職業の各々は、以前の同一量の他のものの財貨を支配し得るであらうが、富を構成するものは財貨であり貨幣ではないのであるから、このことが彼等にとり重要なものたり得る唯一の事情である。そして粗生生産物及び財貨の價格の全騰貴は、其の財産が金及び銀より成るか、又は其の年々の所得が、地金の形に於いてであらうと貨幣の形に於いてであらうとかかる金屬の確定量で支拂われる人々を除く、他の如何なる人々にも有害ではないであらう。貨幣の使用が全然廢止され、總ての取引が物々交換によつて行われると假定しよう。かかる事情の下に於いては、穀物は他の物との交換價值に於いて騰貴し得ようか？ 若し騰貴し得るならば、穀物の價值が總ての他の貨物の價值を左右するといふのは眞實でない。蓋しそうある爲めには、それ等の物に對する其の相對價值は變動してはならないからである。若し騰貴し得ないならば、穀物が、肥沃な又は貧弱な土地に於いて、多量の又は少量の勞働を以て、機械の援けを以て又はこれなくして得られようとも、それは常に等量の他の總ての貨物と交換されるということが、主張されなければならぬ。

しかし乍ら、たとえアダム・スミスの一般的學説は私が今引用したばかりのものと同じ一致するといえ、而も彼れの著作の一箇所に於いては、彼は價值の性質に就き正確な説明を與えているように

思われることを、私は述べざるを得ない。彼は曰く、『金及び銀の價值と他の凡ゆる種類の財貨のそれとの間の比例は、總ての場合に於いて、一定量の金及び銀を市場に齎すに必要な勞賃量と、一定量の他の凡ゆる種類の財貨を共處に齎すに必要なそれとの間の比例に依存する。』ここでは彼は、若し一種の財貨を齎すに必要な勞賃量に或る増加が起つたのに、他方他の種類をそこを齎すにはかかる増加が何等起らないとすれば、第一の種類が相對價值に於いて騰貴することを、十分に認めてゐるではないか？ 若し毛織布か金を市場に齎す以前と同一量の勞働しか必要とされないならば、それ等は相對價值に於いて變動しないであらうが、しかし若し穀物及び靴を市場に齎すに必要な勞働が増加するならば、穀物及び靴は、毛織布及び金で造られた貨幣に對して、その價值が騰貴しないであらうか？

(二〇七) アダム・スミスは、更に、獎勵金の結果は、貨幣價值の部分的下落を惹起すにあると考へている。彼は曰く、『鑛山の肥沃度の結果であり、且つ商業世界の大部分を通じて平等に又は殆んど平等に作用しているところの銀價の下落は、或る特定國にとつては、殆んど問題にならない事柄である。その結果たる總ての貨幣價格の騰貴は、それを受取るところの者を眞實により富ましめるものではないが、又彼等を眞實により貧しからしめるものでもない。一式の器物が眞實により低廉になり、そして凡ゆる他の物は、正確に以前と同一の眞實價值を有つてゐるのである。』

觀察は最も正しい。

『しかし、一の特定國の特殊の位置か又は其の政治組織かの結果である爲めに、單にその國にのみ起つた所の銀價の下落は、極めて重大な事柄であり、それは何人かを眞實により富ましめる傾向を有つ所か、凡ゆる者を眞實により貧しからしめる傾向を有つてゐる。この場合その國に特有な總ての貨物の貨幣價格の騰貴は、その國內で營まれる凡ゆる種類の産業を多かれ少かれ阻害する傾向を有ち、又外國諸國民をして、殆んど總ての財貨をそれ自身の勞働者がなす餘裕を有ち得るよりもより少量の銀に對して提供することによつて、それを營に外國市場に於いてのみならず内國市場に於いてすら下値に賣り得せしめる傾向を有つてゐる。』

私は他の場所に於いて、農業生産物と製造貨物とに影響を及ぼすべき貨幣價值の部分的下落は、恐らく永久的たり得ないことを、示さんと企てた。貨幣が部分的に下落すると言ふのは、この意味に於いて、總ての貨幣が高い價格にあると言ふことである。しかし金及び銀が自由に最も低廉な市場に於いて購買をなす間は、それは他國のより低廉な財貨を得る爲めに輸出され、そして其の分量の減少は國內に於ける其の價值を増加せしめるであらう。貨物は其の通常の水準に復歸し外國市場に適するものは以前の如くに輸出されるであらう。

従つて獎勵金は思うにこの理由に基いては反對せられ得ないのである。

然らば若し獎勵金が他の總ての物に比して穀物の價值を騰貴せしめないならば、獎勵金を支拂うという不便以外には他の如何なる不便もそれに隨伴しないであらうが、この不便は私は隱蔽しようとも過少評價しようとも欲しないのである。

(二〇八) スミス博士は曰く、『穀物の輸入に對する高い關税と其の輸出に對する獎勵金を設けることによつて、田舎紳士は製造業の行爲を模倣したように見えた。』同一の手段によつて、兩者は其の財貨の價值を引上げようと努めた。『彼等は恐らく、自然が穀物と殆んど總ての他の財貨との間に設けた大きな且つ本質的な差異に留意しなかつたであらう。上記の手段の何れかによつて、我が製造業者がそれなくして其の財貨に對して取得し得たよりも稍、より高い價格で賣り得た時には、管にそれ等の財貨の名目價格のみならず其の眞實價格も引上げられる。管にそれ等の製造業者の利潤、富及び収入が名目的に増加するのみならず眞實にも増加する。——それ等の製造業者は眞實に獎勵を受けるのである。しかし同様な施設によつて、穀物の名目價格すなわち貨幣價格が引上げられる時には、其の眞實價值は引上げられず、我が農業者又は田舎紳士の眞實の富は増加せられず、穀物の栽培は獎勵を受けない。事物の自然は穀物に、單に其の貨幣價格を變動せしめることによつては變動せしめられ得ない一つの眞實價值を刻印した。世界全體を通じて、その價值は、それが維持し得る勞働量に等しいのである。』